

624

114



0035045-000

624-114

明治社会思想研究

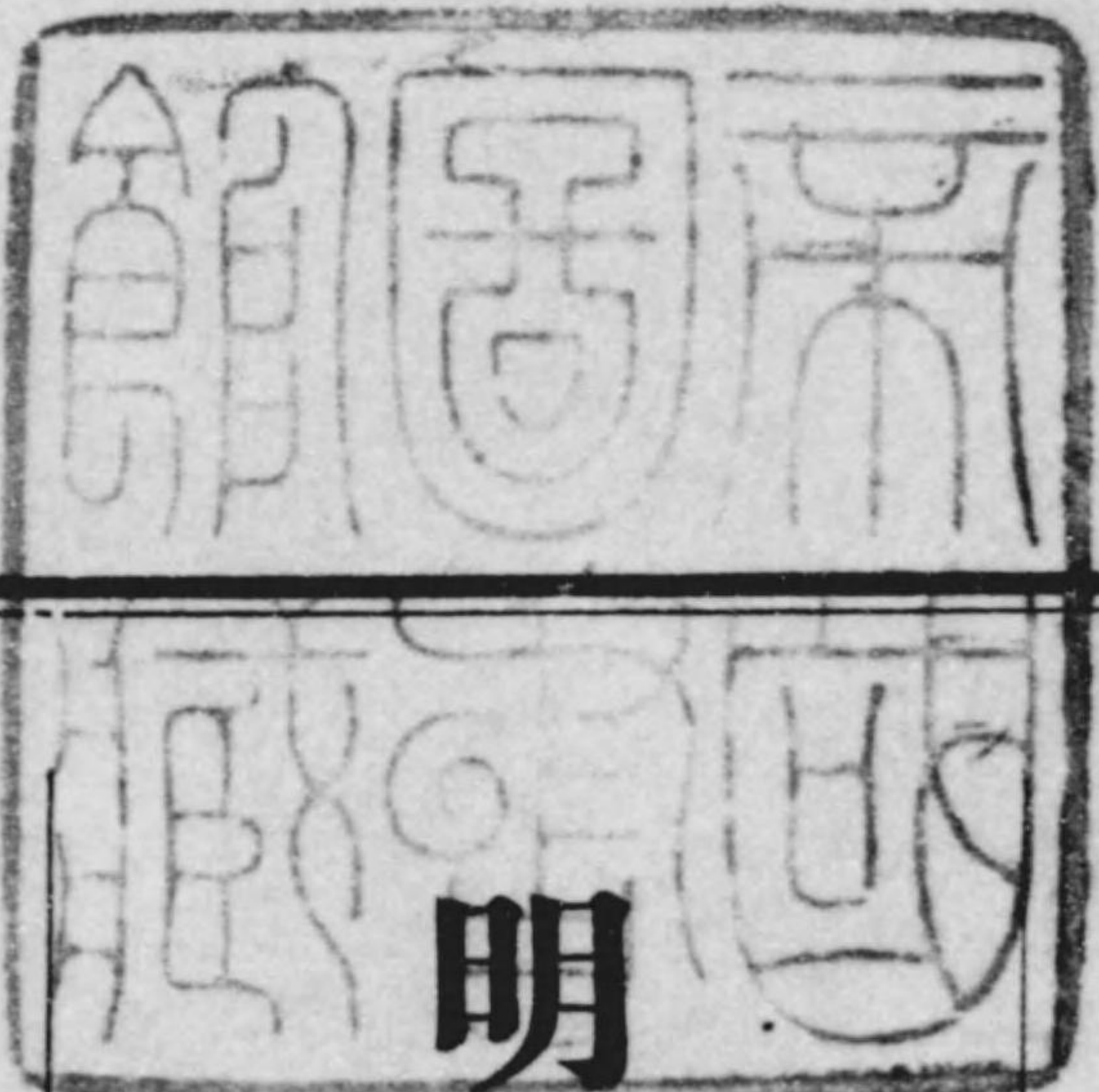
下出隼吉・著

浅野書店

昭和7

AGC





下出集吉著

明治社會思想研究

東京淺野書店



序

現代の學界並に思想界に於て、關心の中核を爲すものは、實に社會學である。従つて、これに關する研究の發表は、寧ろその多きに苦むも、決して乏しきを患へないのである。その日に新に、また新なる研究は、多々益々、之を歓迎するのであるが、同時に斯學も、その他の學問のそれと同じく、我邦の歴史的研究を缺如しては、その体系を爲さぬのである。これには、どうしても、その發祥地たる明治文化の研究にまで踏込まなくてはならぬ。然るに、現代の社會學徒に於ては、そのこれを敢てするものが無かつたのである。

しかも、一面、明治文化の研究は、近年非常の勢を以て擡頭し來り、各部門の夫れ々秀でたる研究は、相踵いで公にせらるゝに關らず、この必要なる社會學の領域は、未開拓の處女地として委棄せられて居つたのである。爰に於てこの學界の欠陥を補ふべく、精進したのが、我が下出隼吉君である。

下出君は東京帝國大學文學部社會學科を卒へ、更に經濟學部に學び、同大學社會學研究室に在りて、日本社會學會の創立に努力し、機關雜誌たる社會學雜誌の創刊以來、その編輯に従事し、また明治文化研究會の會員として、同會の事業たる明治文化全集の編輯に參與し特にその社會編の如き

は殆んど君の力に由つたのであつた。

即ち下出君の研究は、社會學と明治文化研究とが渾然一体を爲し、前述の現代學界の欠陥を補ふの適格者であつたのである。

日本社會學會といひ、明治文化研究會といひ、いづれも各方面の人材が集つて居るのであるが、その會員としては、新しい學問をした人が第一の要素であり、更に明治文化研究會としては、その上に古き文献を漁るの必要があるのである。然るに、この兩方面を兼ねることは難事であるが、その上に極めて研究心の旺盛なる青年學徒たることを要する。下出君は、この凡ての要件を具備し、加ふるに豊富なる物資と、充分なる研究の時とを有する恵まれたる境遇にあり、孜孜として、その研鑽に従事したのであつた。

而して、その研究の中心は、『思想發展の跡を確實なる史實の上に明證して以て今日に於ける社會指導の原理を樹立せんことが、根本の目標であつたらう』と吉野博士の追懷せらるゝ如く、我等同人もしかく感じたのであつたが、下出君の史料蒐集も豊富となり、その研究も將に緒に就かんとするのときに際し、不幸にも君は前途有爲の才を懷いて空しく逝いたのである。眞に學界の爲め痛惜に堪へないのである。

君の研究大系は、未發表に終つたとはいへ、時々發表したる研究の業績は斯界の至寶にして、

學界の逸品である。

曩に、下出家に於て、君の遺稿を出版せられたのであるが、這は非賣品にして一般に流布せず、學徒の渴望を慰するに足らざるより、茲に、同家の諒解を得てその一部分を採録し、『明治社會思想研究』と題し公刊の舉ありと聞き、喜びに堪へず、敢て揣らず、蕪辭を弄して、卷頭を汚すのである。

昭和七年盛夏

法學博士 尾 佐 竹 猛

明治社會思想研究 目次

序 文……………尾佐竹 猛……………(一)

研究篇

- 一、代議政體の研究……………(三)
- 二、自由民權論と其當時の社會學……………(三)
- 三、ミルとスペンサー——明治文化に及ぼした影響に就いて……………(四)
- ② 四、明治初期政治論に及ぼしたる社會學の影響に就いて……………(五)
- 五、歴史的に觀たる本邦に於ける社會學と公民教育との關係……………(五)
- 六、普選への歩み——加藤弘之博士の「鄰草」を思ふ……………(八)
- 七、奢侈論に現はれたる明治初期社會相……………(六)
- 八、進化論と社會開放運動……………(九)
- 九、東洋社會黨の思想的背景……………(九)
- 一〇、明治初期社會主義文献の二、三に就いて……………(一〇)

一一、フエノロサと日本の社會學……………(一一)

一二、東大社會學研究室創立二十五週年を迎へて……………(二六)

①三、社會學の搖盪時代……………(二五)

一四、明治初期の翻譯——社會と統計の譯出について……………(一〇)

一五、統計と言ふ言葉——本邦統計學史の第一頁……………(二六)

解題篇

一、加藤誠之執筆 鄰 艸……………(二五)

二、加藤弘之著 眞政大意……………(二六)

三、加藤弘之著 國體新論……………(二九)

四、加藤弘之著 人權新說……………(二七)

五、外山正一著 民權辯惑……………(一九)

六、英國彌爾 著 自由之理……………(二〇七)

七、英國鮑巴士斯邊瑣著 社會平權論……………(三五)

八、井上哲次郎著 内地雜居論、内地雜居續論……………(三四)

九、工業上傭主被傭者間及師弟間取締の件に付
東京商工會へ御下問及同會復申書の寫……………(三三)

一〇、高野房太郎執筆 我國に於ける勞働問題……………(三四)

一一、黒酒林博士口述 津田眞道譯 表記提綱……………(四七)

一二、モールス執筆 大森介墟古物編……………(三九)

一三、東洋學藝雜誌抄……………(二七〇)

年表篇

一、自由民權文獻年表……………(九五)

二、社會文獻年表……………(三六)

三、交通年表……………(三七)

四、明治社會學史資料(一)……………(三五〇)

五、明治社會學史資料(二)……………(三七四)

目次終

研
究
篇

代議政體の研究

よしや今日去る所の嚴格なる、學問的な意味を有する程に至らなくとも、概して一般に謂はれる所の所謂社會學的思想なるものが、若しも存在するものとすれば、それは過去の歴史に徴するとき、多くは混亂時に遭遇した後に起り、或は勃興して居る様に思はれるのである。之を例へば近世の學祖オーギュスト・コントの社會學がフランス大革命の後に生れ出でたことの如きは最も顯著なる一例であり、佛蘭西のレギ・ブリウルは其の間のことを述べて、コントの學說を完全に理解するには、その學說の生れた歴史的諸事情、當時の一般思想運動、及びこの哲學者の精神に及ぼしたあらゆる種類の影響をも計算に入れなければならぬと説いた後に、次の様に云つて居る。

然るに他の何よりも大きな一事實が、實證哲學の顯はれたる時代を支配してゐる、それはフランス革命である。コントは明白な言葉でその事を述べてゐる。これなかりせば、進歩の理論も従つて社會科學も、従つて又實證哲學も可能ではなかつたのであらうと。のみならず、この非常なる社會的震憾が、反動として、哲學的並びに政治的思索に於ける廣き長き一運動を決定した事は違ふ可からざる事であつたのではないか？ この反動はこれを蒙つた精神の價值と獨創性との差に従つて種々の効果を及ぼした。

しかし、最も偉大な者達に於ても、又最も凡庸な者達に於ても、或る共通な諸特徴が必ず見出される。例へば將に始まらんとする十九世紀と共に成長する世代に於て、物を考へる凡ての人々は、「革命後樹立されんとする政治はどんなでなければならぬ。」だらうか？と云ふ同一疑問を必ず提出する。そしてこれに依つて凡ての人々は、只に政府の形態のみならず、又社會秩序の原理をも含めて言つてゐるのである。かくの如きは蓋し、實際の見地から急切なると同様、學理の見地から概要なる問題であつた。これが即ち、各種の形式の下に、トリアリアンヤフリーエ及びサン・シモン、並びにジョセフ・ツ・メイトルヤクーザン及びコントをして専心ならしめた所のものであつた。(L. Lévy-Bruhl, *La Philosophie d'Auguste Comte*, 社會學雜誌創刊號掲載本田喜代治氏譯に依る。)

斯くてフランス大革命の混亂の後を受けた、ランケをして復興の世紀であると云はしめた十九世紀の前半期に於いて、オーギュスト・コントは多くの同時代の人達と同様に、「社會改造」の原理を打ち立てる可き使命を有する者と自ら信じて、理論を進め、遂に彼の社會學の生成とはなつたのである。

更に顯著なる一例は歐洲大戰後に於ける彼の獨逸社會學の勃興に於いて見られるのである。ウイン大學教授たりし故ウキルヘルム・エルサレムは早くも一九一五年に、彼の戰爭論詳しく云へば「社會學に照らして見たる戰爭」なる著書に於いて獨逸國民が内線策戰によりて強大なる外敵を防禦せることは、人々をして國家なるものをより強く意識せしめ、集團意識の發達と

なり、必ずや戰後に於いて社會學の勃興とならんと豫言せしが、果して彼の云ひしが如くに、獨逸の全く敗戦と定まり、續いて革命の起り、共和政體となるに及んで其の社會學の發達は實に著るしきものであつた。又社會學的研究法なるものは極めて廣き範圍に亘つて行はれるに至つたものである。之を又我が國の實例に就いて見る。歐洲戰後に於ける我が思想界の混亂と急激なる社會的變動とは著るしく集團意識の發達を促がし、政治的にはより強き普通選舉の叫びとなり、經濟的にはより盛んなる勞働運動となり、之を理論づける可く學問的には益々社會學的研究法の行はれるに至れるは、今更云ふ迄もなく、餘りに近く顯著なる實例であるが、更に之を溯りて明治維新後に於いて見るも、矢張り同様の傾向は見られるのであつて、比較的多くの社會學關係の文献が著はされしと共に、混亂後に樹立すべき政治を考慮するに當りても、政治學者ならざるミル、スベンサー、ギゾー等の政治思想が尊重され、夫れ等の人々の代議政體論が特に多く讀まれた様に思ふのである。

明治維新は實に我が國未曾有の大變革であつた。されば社會秩序の失はれ、一時混亂の世となりしは云ふ迄もない。大名の家にはいるは最も易く、それは各々持場々々を守るの外は決して他を顧みず、知らん振りをなせばなりとは、幕末に於ける或る大泥坊の話であつた。此の如く幕末は制度其他あらゆる方面に全く硬化せる社會であり、全く專制的な、一面から云へば協同

行爲の行はれざる個人主義的な世の中なりしかば、議會政治の始めて我が國人に知られても、最初は多勢集りて事を議すると云ふが如き簡單なことすらも尙且容易には理解せられなかつたのである。然るに明治維新以後は如何様であつたであらうか。既に多少の萌は夫れ以前にありしとは云へ、異常なる變革によりて永年固定せる社會階級は覆され、封建制度の崩潰及び交通の發達による社會圈の擴大とは、外國文化の輸入と相俟つて一時社會生活の混亂を來せると共に、又之によつて社會生活の何ものなるかを知らしめ、人々により強き集團意識を起さしめたものではなからうか。而して此等のことは又同時に維新後如何なる政治を行ひ、如何様に社會改造を爲し、新文化を創設し、如何に新しき秩序を打ち立てる可きかを考慮するに當りても、社會學的に之等の問題を取扱へる學說なり思想なりに其の指導概念を求めし所以であり、従つて又比較的早くより多くの社會學的文献の我國に取入れられ、興味を持たれ、好んで讀まれし素因を爲せるのではなからうかと思ふのであり、スベンサー原著大石正己氏譯政體原論の序文の一節に、「古來我國ノ治政護國ノ責任ヲ負フタル者ハ只少數ノ武家ニ止マリ社會ヲ組織スル大數ノ人民ハ自國ニ住スルコト恰モ旅店ニ宿泊スルカ如キ有狀ナリシモ今ヤ然ラス世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ全ク三千有餘萬ノ頭上ニ罹レリ云々」(明治十六年)とあるが如き、或は次に掲ぐるものゝ如きは其間の消息を示して餘りあるものではなからうか。

末廣重恭著二十三年未來記(明治十九年) 八六頁

蓋シ泰西哲學ノ我邦ニ入リシヨリ社會ヲ學ケテ一時ニ之レニ風靡シ其ノ洋學ヲ修メ備カニ「リードル」又ハ英米歴史ノ數卷ヲ讀ミシ者ハ直チニ進ンデ哲學ヲ攻究セント欲セザルハ無ク五六年前マデハ書生ノ喜ビテ談ズル所ハボツクル、ギゾー、ミル等ノ著書ナリシガ近來ハ變シテスベンサーアトナリ「スタヂック」「スタアデー、オフ、ソシオロジー」ノ如キハ家々ノ帳裏ニ此ノ書アリ以テ夫ノ王充ノ論衡ニ比スベシ亦盛ンナリト謂フベキナリ。

スベンサー原著桑竹孝太郎氏譯社會學之原理掲載、外山正一博士筆新體詩序文ノ一節(明治十五年)實に珍らしき良書なり、社會の事に手を出して、何から何と世話をやく、責任重き役人や、はしり書きやら空しやべり、舌も廻らぬ癖にして、天下の事は一と呑みと、ほら吸き立てて利口振る、新聞記者や演説家、此書を読んで思慮なせば、人を誤まる罪とがの、少しは減りもするならん。(中略)政府の舵を取る者や、輿論を誘ふ人達は、社會學をば勉強し、能く慎みて輕卒に、働かぬ様願はしや。

スベンサー原著山口松五郎氏譯社會組織論序文の一節(明治十六年)

是亦社會之生理未明也此書審解社會之生理則主權之所存亦由是而明焉其有裨益於世寔鮮少也云々。

スベンサー原著大石正己氏譯社會學序文ノ一節(明治十六年)

然ラバ則チ人ノ世ニ處シ又其社會ヲ改良シ遂ニ人類ノ幸福ヲ増進セント欲スルノ士ニシテ社會學ノ何タルヲ解セス人事社會ノ狀態ヲ察セスシテ直チニ實際ニ從事セント欲セハ此レ恰モ兵學ヲ修メスシテ軍務ニ從事シ醫學ヲ修メスシテ患者ヲ扱フト何リ撰ハン彼ノ孟子ノ所謂方圓ヲ作ルニ規矩ナキ者ニシテ到底處世改良ノ目的ヲ達スル能ハサル耳ナラス却テ大ニ處世ノ路ヲ誤マリ社會ノ幸福ヲ減却スルニ至ラント

ス故ニ苟モ處世ノ路ヲ識リ眞正ニ社會ノ幸福ヲ増進セント欲スル者ハ必先ツ社會學ヲ研究シテ風俗習慣
智識道德等都テ社會ノ組織狀態ヲ審察シ以テ人事ノ傾向ヲ推知シ世運ノ變遷ヲ測量セサルヘカラサルナ
リ然シテ今其處世ノ方針權衡トナスヘキ社會學ハ未タ甚タ多カラスト雖モ獨リ英國碩學斯透瑣氏著述ハ
材料多ク引例甚ダ情密ニ論理頗ル明確ナレハ之ヲ譯シテ世ニ公ニスト云爾。

されば、又我國に立憲思想の傳へられ、立憲政體の始めて紹介せられてよりこの方、之關
聯せる多くの文献が著はされ、新しき政治思想の舶來となり、組織制度に關する紹介の著るし
きものがありしとは云へ、其間に立ちてルーソー流の天賦人權説、佛蘭西流の自由平等主義と
共に重要な地位を保ち、或は尙一層重要視せられしものは社會學者及び夫れに縁故深き文明
史家の政治論であり、其の代議政體論の様であつた。



誠に我が國に於ける國會の開設とその前年の憲法發布とは一朝一夕にして成れるものではな
かつた。我が國に始めて此の種のこと傳へられしは、文政十年青地林宗が蘭書を翻譯して著
はせる輿地誌略、英國の條に「政府を把爾列孟多と謂ひ、政臣會集の廳なり、上下二廳に分ち
云々、此輩を昆蒙斯と稱す」とあるが其の最初なりしと云ふことなるが、(石井研堂氏著増訂明
治事物起原参照)夫れより後、國會開設に至る迄には幾多の之に關聯せる文献が著はされ、多く
の學說思想の紹介となりて、或は政治論の根據となり、或は之に依つて動かされし幾多民間志

士の活動となり、國會開設の氣運を助長せしが、其の中にもミル、スペンサー、ギゾー等の政
治思想は、その依つて來る所、先に述べしが如き事情にあり、或は又ミルが早くよりベントム
の思想に接し、その基點を代議政體に置き總べての立法的努力は最大多數の最大幸福であり、
之が爲めには政府の干渉を最少限度にして個人に活動並びに討論を成る可く多く得させる事
あり、換言すれば道德の根源は明智なる利己心であり各人が最大の幸福又は最少の苦痛に到達
するためには自由なる行動をとる事が社會の利益を増進することなりと云ふが如き思想を持ち
スペンサーが政治上には個人主義を取り、政府の干渉壓迫を極力排斥せしことなどが、當時の
自由民權運動家に恰好な旗印となり、時勢に適せしものからとは云へ、當時の人々に對しては
非常な影響を及ぼしたものであり、政治論の重要な要素となり、益々國會開設の氣運を助長
せしめたもの、様であつた。

されば又之等の人々の政治論、殊に代議政體に關する文献の如何に多く著はされしことか。
今試みにミル、スペンサー、ギゾー等の代議政體に關する文献の大體を掲げて見れば、次の如
く多數存することによつても、其の間の事情が伺はれるであらうと思ふのである。

明治八年

英國彌爾氏著日本永峰秀樹譯 代議政體 東京奎章閣發兌

明治十一年

H. Spencer, Representative Government. 原文の儘にて翻刻 東京大學文學部印行
 斯邊撒氏代議政體論 鈴木義宗譯 東京印刷會社發兌

明治十五年

佛國ギゾー原著日本漆間眞學重譯 代議政起原史 自由出版會社刊行

代議政ノ原因 ギゾー原著 政理叢談掲載

代議政ノ主旨 ギゾー原著 屋代健譯 政理叢談掲載

貴族政ト代議政トノ異同 ギゾー原著 政理叢談掲載

明治十六年

J. S. Mill, Representative Government. 原文の儘にて翻刻 十字屋出版

佛國學士士像氏著日本山口松五郎譯 代議政體原論 加藤正七出版

英國大儒、波、斯邊鎖氏著大日本宮城政明譯述 代議政體論覆義

明治二十年

英國潤斯彌爾氏日本上田充譯 綱目代議政體 岡島寶玉堂藏版

明治二十一年

英國須邊瑣氏原著日本平松熊太郎譯述 代議政體得失論 富山房發兌

明治二十三年

島田豐譯 斯邊瑣代政體論 大倉書店發行

前橋孝義譯述 彌兒代議政體 開新堂發兌

以上は私の目に止まつたミル、スペンサー、ギゾーの代議政體論に關する文献である。國會開設に至りし迄には實に此の如く多數のものが著はされ、我が國に其の知識が普及せられたのであつた。ミルの代議政體論が三度譯され、一度は其の翻刻となり、スペンサーの代議政體論が、複刻版にて僅かに四六版四十七頁程のものであり、嘗つて一八五七年十月十日ウエストミンスターレビューに掲載され、後に彼の論文集第三卷に採録されし一小論文であり、實は我が國に最初取り入れられしは、明治十年頃より外山博士が東京大學法理文三學部の第一年生の英語教科書として使はれしが其の始めなりし程にも拘はらず、其の後普及されし事は驚く可きものあり、小論文にて手頃のものなりしとは云へ、一度は其の翻刻となり、又其の翻譯は四度も行はれしが如き、ギゾーの代議政體論が或は翻譯せられ、或は紹介せられ、雜誌に單行本に我が國に廣く傳へられしが如き、何れも當時の人々に好んで讀まれ、他にも尙代議政體に關する文献の傳へられしものありしとは云へ、之等の人々の議論が殊に廣く傳へられし事を表はし、従つて又當時の人々は代議政體に關する細則は別とし、其の大體論に關する利害得失に就いての知識は之等に依つて得し事が伺はれるのではなからうか。されば明治七年民撰議院設立の建白書が左院に提出されし時、加藤弘之博士の尙早論となり、之に對する愛國公黨同志の駁論の一部がミルの代議政體論によつてなされしが如き、又之より先森有禮が米國に公使たりし時、

日本の制度改革に就いてスペンサーの意見を尋ね、或はまた後に公使として英國に行きし時、憲法の草案を示して再びスペンサーに其の意見を聽けるが如き、金子堅太郎子爵又英文の憲法を持ちて歐米の諸學者を訪問せし時、(明治憲政經濟史論、帝國憲法制定の由來參照) 政治學者憲法學者にも非らざるスペンサーの意見を徵せしが如き、其他金子堅太郎氏がスペンサーと度々書翰の往復を爲し、憲法制定、選舉法或は外人の土地保有權、鑛山の採掘、沿岸貿易、内地雜居等に就いての意見を求め、伊藤公に報告して政治上の參考となせしが如き事實は、當時としては誠に尤もなことであり、同時に又一面から云へば政治學者ならざる之等の人々の政治論とりわけ代議政體に關する意見が如何に尊重せられ、従つて又當時の政治論に如何に大なる影響を與へしかを示して居るのではなからうかと思ふのであり、末廣重恭の二十三年未來記(明治十九年)の第五章の一節に「然ルニ今日ノ政治家ヲ以テ自ラ任ジ他日國會ニ立ツテ政治上ノ改革ヲ成就セント熱心スル者モ概ネ哲學士ノ空理ニ心醉シ實際ノ事業ヲ度外ニ放棄シテ之ヲ顧ミザルノ有様アリ、試ミニ我、東京府下ヲ始メ地方ニ開設スル政談演說會ナル者ヲ視ヨ許多ノ辯士ガ説キ出ス所ハギゾ、ミルハ口眞似ニ非ザレバスペンサーハ假聲ニシテ……」とあるが如きは最もよく當時の有様を現はして居り、其の間の消息を示して餘りあるものではなからうかと思ふのである。(昭和三年五月十八日記之)

『明治文化研究』第四卷第七號(昭和三年七月發行)掲載

自由民權論と其當時の社會學

私は茲に自由民權論時代の我社會學それ自體を説かうとするのではなく、又自由民權論が明治の始め、どの様な経路の下に我國に傳はり、どの様な環境の中に發達し、如何様な社會的意義を持つて居つたかと云ふ様な詳しい事情を述べて見ようとするのではない。只私は明治の始めから二十二年頃にかけて、其當時の社會學が自由民權論とどの様な關係を持つて接觸し、社會學的思想が自由民權論に如何様な影響を與へたかに就いて少しく述べて見たいと思ふ。

社會學的思想が自由民權論の盛んに唱へられた頃の政治思想に、多少なりとも關係を有し、影響を與へたものとすれば、其現はれば、一つは加藤弘之博士の天賦人權説に對する反對論であり、他の一はスペンサーの學説及び思想が我學界を通し、或は直接に、自由民權論者に及ぼした影響であり、更に他の一つは獨逸の社會學的思想、即ちローレンツ・フォン・スタイン、グムプロヴィッツ等の學説及び思想が當時の官僚方面に及ぼした影響であつたらうと思はれる。スペンサーの我國明治初年に於ける影響は實に大したもので、其學説なり思想なりが多く紹介せられたことは、當時他に類が無かつた様である。従つて當時の自由民權論者も大なり小なり、其影響を受けて居つたことは争はれない事實で、又好んで民權論者は其學説、思想を利用

して居つた有様であつた。一今試みに當時スペンサーに關係した出版物を列挙して見ると次の様に多數に存する。

一四

△斯邊撒氏代議政體論 鈴木義宗譯、原書 H. Spencer, Representative Government. 明治十一年十二月出版、翠濤軒藏版

△斯氏教育論 尺振八譯、原書 H. Spencer, Education ; Intellectual, Physical, 1875. New York. 明治十三年四月發行、文部省版權所有

△斯邊撒氏干涉論 全、鈴木義宗譯述、原著者 H. Spencer. 明治十三年二月發行、耕文舎藏版

△社會平權論 英國袍巴士斯邊瑣著、松島剛譯、原書 H. Spencer, Social Statics, 1864, 2nd edition. 著者小傳原著者序文及米國版序文あり、明治十四年五月卷一、同年六月卷二、最後に明治十七年二月六卷合本出版、大野堯運出版、報告社發兌

△女權真論 英國ハーバート・スペンサー氏著、日本井上勤譯、明治十四年一月發行、思誠堂藏版

△社會學之原理 甲乙、外山正一閱、乘竹孝太郎譯述、原書 H. Spencer, The Principles of Sociology, 1st Vol. 發行年月日二卷本には附記せられず、但し譯者序に「明治十五年四月」の記録あり、本譯書は東京經濟學講習會に於いて講義録を發行するに當り譯せるもの、譯は原文に必しも拘泥せず。

△權理提綱 改訂、英國斯邊瑣著、尾崎行雄譯完、原書 H. Spencer, Social Statics. の抄譯、明治十五年六月再版、丸善書房出版
初版出版の時期は不明、但し譯者序に「即ち其權理を論ずる者十有餘篇を抄譯し題して權理提綱と云ふ爾來既に五星霜を經過し」とあれば明治十年前後かと思はる。

△刑法原理獄則論綱 完 英國學士波、斯邊瑣氏著、日本山口松五郎譯、明治十五年十月印行

△道德之原理 波、斯邊瑣原著、山口松五郎譯、原書 H. Spencer, Principles of Ethics, New York. 明治十五年六月三十日版權免許、十六年七月出版、須原鐵二、加藤正七發兌、全部十六篇

△政體原論 英國斯邊瑣著、日本大石正己譯、原書 H. Spencer, Political Institutions, in Principles of Sociology, 2 vol. 明治十六年十月刊行、松井忠兵衛發兌

△社會組織論 英國學士波、斯邊瑣氏著、日本山口松五郎譯、松永保太郎出版、須原鐵二發賣

△代議政體論覆義 英國波、斯邊瑣著、宮城政明譯、原書 H. Spencer, Representative Government. 明治十六年十二月出版、加藤正七發行

△社會學 英國スペンサー氏著、日本高知縣士族大石正己譯、原書 H. Spencer, The Study of Sociology, 1873. 明治十五年十二月二十二日版權免許、十六年十一月卷ノ五出版、出版人東京

府平民西村玄道

一六

△政法哲學 前後二編、英ハーバート、スペンサー著、濱野定四郎、渡邊治共譯、原書 *Principles of Sociology*, 2 vols., *Political Institutions* の一部、前編、明治十七年十月初版、後編、十八年十月初版發行、石川半次郎出版

△萬物進化要論 英スペンサー著、馬場辰猪序文、松本清壽、西村玄道譯、明治十七年四月出版、民徳館發兌

△哲學原理 上下二卷、英國スペンサー著、日本山口松五郎譯、原書 *H. Spencer, First Principles*, 1880. 明治十七年十二月上旬出版、加藤正七發行

▽ *Herbert Spencer, Education, Intellectual, Moral, and Physical*, Tokio, 1883. 明治十八年二月原文の儘出版、發行人岩藤錠太郎、加藤鎮吉、龜井忠一、石川貴知

△斯邊瑣氏教育論 英スペンサー著、小田貴雄譯、原本不接

△標註斯氏教育論 上下二卷、英國斯邊撒著、有賀長雄譯、原書 *Education, Intellectual, Moral, and Physical*. 千八百八十五年米國刊行本及千八百八十三年日本翻刻本の二書を原書とす。明治十九年十一月牧野善兵衛出版、本譯書は二十五年に校正標註斯氏教育學として再び出版せらる
△宗教進化論 英國瑣邊撒先生著、板垣退助序高橋達郎譯、原書 *H. Spencer, Religious Retrospect and Prospect*. 明治十九年六月板垣退助出版

△斯氏哲學要義 辰巳小次郎著、哲學書院發行、明治二十年四月發行、本書は *Spencer, The First Principles* の要領のみを譯述せるものなり。

△代議政體得失論 英國波、斯邊瑣氏原著、日本文學士高田早苗校閱、平松熊太郎譯述、原書 *Representative Government*. 明治二十一年十月出版、富山房書店發行

△斯邊瑣代議政體論 英ハーバート・スペンサー著、島田豊譯、原書 *Representative Government*. 明治二十三年三月出版、大倉書店發行

△非國會論 英スペンサー著、荻原民吉譯、原本不接

△利勢論 一名官卑民尊論 英國碩學斯邊撒原著、神戸日報主筆千田鈞譯述、明治二十五年十月出版、神戸日報發賣

△斯氏倫理原論 英國スペンセル著、日本田中登作譯、原書 *Principles of Ethics*. 明治二十五年十一月出版、普及舍發賣

△政事上の大謬信 英スペンサー著、高田早苗閱、英語法律科得業生小野得一郎譯、原書 *The Great Superstition*. 東京專門學校政治科第一年度第五回(廿六年度)參考課目

△個人對國家論 社會文庫第一篇、英國大儒スペンサー新著、法學士永井久滿次譯述、原書 *The Man versus the State*. First edition, 1884; reprinted with abridged and revised edition of *Social Statics*, 1890. 明治二十七年一月出版、博文館發兌

一七

△綜合哲學原理 完 スペンサー原著、藤井宇平譯、原著 First Principles, 4th edition. 明治三十一年八月出版、經濟雜誌社發行、附録に「スペンサー氏綜合哲學大綱領」あり。
 △スペンセル政治論略 政理叢談ノ内、佛國グエイヲ著、日本烏洲生譯、明治十六年六月出版

以上は明治三十年頃迄のスペンサーの著作物で單行本として翻譯或は紹介せられたものであるが、尙此外に雜誌等で屢々紹介されて居り、恰も一と頃のマルクスの如くにスペンサーは、明治の始めには非常に我國で持囃されたものであつた。彼様な譯であるから、其政治的思想なども多大に取入れられた事は、彼の代議政體論が拾指を屈する程翻譯されて居ることから見ても伺はれることであり、又當時の政治論を書いた他の書物にも隨處にスペンサーの名が出て居り、其學說、思想が引用されて居ることから云つても多大に影響を受けて居つたことが想像される。殊に當時は世相から云へば、今日と違つて、一面儒教的氣分も未だ多分に遺つて居つた爲めか、學問それは天下國家を論ずると云つた様な風もあり、又他の一面から云へば當時は極端な西洋崇拜で、なんでもかでも横文字や片假名の流行つた頃であれば、自由民權論にも都合の好いスペンサーの政治思想などが、一層盛んに論ぜられたのも無理もないことで、どうかすると却つてスペンサーの政治思想の影響を單に受けたと云ふ許りでなく、むしろ更に積極的に當時の政論家は其立論の據所をスペンサーの學說に求めたことが、彼の著作物の和譯本の序文

を見ても伺はれる位である。

例へばスペンサーの代議政體論で一番最初に翻譯された鈴木義宗氏の「斯邊撒氏代議政體論」の序文を見れば次の様であり、

斯邊撒氏代議政體論 鈴木義宗譯 題旨 夫レ利アレハ必ス害ナキ能ハス得アレハ必ス失ナキ能ハサルハ物ノ情ナリ故ニ唯其利ト得トヲ見テ其害ト失トヲ察セサレハ其弊勝テ言フ可ラス而シテ民撰議院ノ如キハ利害ノ係ル所殊ニ重且大ナルヲ以テ今日ニ在テハ其得失ヲ知ルコト極メテ緊要ナリト雖トモ之ヲ實際ニ就テ觀察スルハ久シク歐米ニ遊フノ徒ニ非サルヨリハ得ヘカラス然ルニ此書英國碩學スペンセル氏絶世ノ卓識ヲ以テ代議政體ノ利害得失ト其立君政體トノ優劣ヲ辯スル者ニシテ立論皆實驗上ヨリ來リ着々適切人ヲシテ歐洲政治上ノ實景ヲ目撃スルノ思アラシム復タ遠ク歐米ニ遊フヲ要セサル者非耶余竊ニ以爲ラク是門戸ヲ出テス海外萬里民會ノ如何ヲ知ルハ獨リ此篇ニ在リ以テ我龜鏡ト爲ス可シト因テ剪劣ヲ揣ラス之ヲ譯述シテ同好ノ士ニ頒テ併テ政治論者ノ參考ニ供スト云爾

明治十一年十二月

譯者 註

と書いてあり、また同じく鈴木義宗氏譯の「斯邊撒氏干涉論」の序文にも同様の趣きが表はれて居り、更に又大石正巳氏が翻譯せられた「政體原論」の序文にも次の様な文句がある。即ち同序文の四頁には、

我同胞ノ爲メニ至大ノ責任ヲ負フタル政治家ハ果シテ何ヲ以テ急務トナシ何ヲ以テ此ノ責任ヲ塞クハ

キカ他ナシ宜シク先ツ政體ノ改良ヲ企圖セサルヘカラス若夫レ政體ノ改良ヲ得ルニ非レハ富國強兵ノ策其他萬般ノ改良ハ素ヨリ企圖スヘキニ非ルナリ何トナレハ政體ハ社會中結合共力ノ最大ナル者ニシテ社會ノ因テ以テ起リ會社ノ因テ以テ成立生存スルコトヲ得ル所以ノ骨髓ニシテ即チ國家ノ中心ナレハナリ云々

と書いてあり、それから尾崎行雄氏がスペインサーのソシヤル・スタチツクスを翻譯せられた「権理提綱」再版の序文は次の様であつて即ち、

權理提綱再版序 權理自由ノ說ハハ皆之ヲ唱フ然レドモ如何ナル者はレ權理ニシテ如何ナル者は自由ナルヤニ至ツテハ世間之ヲ知ラザル者多シ之ヲ知ラザル尙可也僅ニ其堂ニ昇テ未ダ其室ニ入ラズ妄ニ之ヲ臆斷シテ自ラ誤リ併セテ人ヲ誤ル者アリ是レ戒メズンバアル可カラザル也且ツ夫レ權理ト云ヒ自由ト云フ其言極テ簡單ナルモ其義甚ダ廣シ學士論客ト雖モ尙ホ惑フ所ナキ能ハズ余獨キニ英ノ碩學スペンサー著「ソシヤル・スタチツクス」ヲ讀ンデ其立論行文共ニ他ノ腐儒輩ノ說ク所ト殊差天淵ナルヲ覺フ即チ其權理ヲ論ズル者十有餘篇ヲ抄譯シ題シテ權理提綱ト云フ爾來既ニ五星門ヲ經過シ余モ亦去テ四方ニ流寓ス去歲ノ秋余ノ再ビ足ヲ東都ニ留ムルヤ書買ノ來テ再版ヲ促ス者少ナカラズト雖モ箱中既ニ稿本ヲ止メズ獨ニ印行スル所ノ者復タ一部ヲ得ル能ハズ再譯ノ勞ヲ經ズンバ何ヲ以テ書買ノ求メニ應ズルヲ得ン在再幾ント一年ノ後チ丸善書房ノ人終ニ一部ヲ探リ得テ來テ訂正ヲ請フ即チ加除添削シテ其求メニ應ズ世人之ヲ讀ンデ室ニ入ルノ門庭ト爲サバ蓋シ余ガ期スル所ニ背カズ

明治十五年夏夜

尾崎行雄識

と記されて居り、明かに其當時の政治論なり自由民權論なりが、其立論の學的根據をスペインサーの學說に求めて居つたことが想像され、殊に大石正己氏の序文などは社會學的思想が多く含まれて居る様に思はれるのである。以上の序文を掲げた書物は夫れ自身が政治論或は夫れに類するものであるから序文も其様な傾向を帯びたことは無理もなかつたかも知れないが、尙一般に當時の社會學が政治論なり自由民權論なりの立論の根據に使はれたことは、大石正己氏の翻譯せられたスペインサーの社會學や、山口松五郎氏がスペインサーのものを翻譯せられた社會組織論の序文を見ても伺はれることであり、更に著るしく其傾向が伺はれることは乗竹孝太郎氏のは當時流行りかけた新體詩で書かれて居つて、學術書の序文としては實に珍らしいもので、夫れの一部を掲げて見れば次の様である。

實に珍らしき良書なり、社會の事に手を出して、何から何と世話をやく、責任重き役人や、はしり書きやら空しやべり、舌も廻らぬ辭にして、天下のことは一と呑みと、ほら吹き立て、利口振る、新聞記者や演説家、此書を読んで思慮なきば、人み誤まる罪とがの、少しは減りもするならん、月日の事や星のこと、動植物や命屬や、其れらのことは扱て措きて、凡そ天下の事業は、星一枚させばとて、足袋を一足縫へばとて、永の年月年季いれ、寝る目も寝ずに習はねば、出来る事にはあらざるに、獨り

社會のこと斗り、年季も入らず學問も、するに及ばぬ譯けなれば、新聞記者や役人と、なるは最も易すけれど、筒様なものが多ければ、忽ち國に社會黨、尙ほ恐ろしき虛無黨の、起るは鏡に見る如し、探めにもめたる其あげく、虻蜂取らすの丸つぶれ、秩序も立たず自由なく、泥海にこそなるべけれ、再び波風静まりて、大平海となるまでは、百年たらずかゝるのは、革命以後の佛蘭西の、有様見ても知れたこと、そこに心がつきたらば、妄りに手出す勿れ、廣き世界の其中に、恐るべき者多けれど、盲人同士の戦ひに、滅した。者はあらぬかし、狙ひきまらぬ棒打ちの、仲間入りこそ危ふけれ、今の世界は旋風、烈しく旋くる時なるぞ、烈しき中へツイ一寸、巻きこまれたら運のつき、足もすはらず瞑眩き、頭は最とゞぐらつきて、くるくくと廻はされて、透間もあらず廻されて、あげくの果ては空中へ、巻きあげられて落とされて、始て曉る其時、早や遅そ蒔きの辣椒、後悔前きに立たぬなり、颯風烈しく吹くときは、その吹く中に過まりて、船を入れぬが舵取りの上手とこそは云ふべけれ、政府の舵を取る者や、輿論を誘ふ人達、社會學を勉勵し、能く慎みて輕卒に働かぬ様願はしや、

明治十五年四月

外山正一識

右の様な風に書いてあつて政治を論ずるにも、又政治を實際行ふにも其學的根據をスペンサーの學說思想に求むべきことを説いて居られる。

以上の様な風であつて、其外、板垣退助伯がロンドンに行つた時に、スペンサーの政治論を聞かうとして訪問し、生憎スペンサーが病氣であつた爲めに政治論を爲すことが出来なくてス

ペンサー著作物の日本語譯の話をしたことや(板垣伯は歸朝後スペンサーに彼の著書の日本語譯のものを送られ、夫れに對し、スペンサーからは新しい著書に署名をして送つて來て居る。)明治十六年にスペンサーの第一原理を漢文體で譯されたのは確か犬養毅氏であつたかと思ふが(犬養氏は後に米のケリーリーのソシヤル・サイエンスを譯して圭氏經濟學と譯されて居る。)自由民權論時代の政論家であつた人々で、後世に迄比較的よく名の知られて居る板垣退助、大石正己、犬養毅、尾崎行雄の諸氏は何れも當時の新しい學問であつた社會學殊にスペンサーの社會學を熱心に學べ、其影響を多大に受けて居られた様であり、それから尙當時の政論に如何にスペンサーの學說なり思想なりが大なる影響を與へたかと云ふことは、之等直接スペンサーのものを紹介したものに現はれて居るのみでなく、自由民權論が盛んに唱へられた頃の政治を論じた書物によつても伺はれること、林包明氏の社會哲學、政治論綱を見ても、又栗田信太郎氏編輯、競錦書屋藏版「民權各黨大家論說集」の題目なり内容なりを見ても想像されること、板垣退助、馬場辰猪、大石正己、沼間守一等の諸氏の論題内容を見れば、明らかにスペンサーの影響を受けて居る様に思はれる。

彼様な譯でスペンサーの學說思想の、自由民權論時代の政治思想に及ぼした影響は可なり多い様であつて、維新後嚴然たる社會階級の失はれ、社會秩序の充分整はない、新舊思想の混亂して居つた明治の始めに、社會と云ふものを知るに最も便利な社會學的思想の、其頃としては

他に比べて割合に多く取入れられ、殊に少數の時の権力者に、民間に居つて相對する者などが其學問の性質上から社會的思想を最も多く與へる社會學を好んで學び、之を立論の根據にしたことは大石正巳氏譯政體原論の序文の書出しに「古來我國ノ治政護國ノ責任ヲ負フタル者ハ只少數ノ武家ニ止マリ社會ヲ組織スル大數ノ人民ハ自國ニ住スルコト恰モ旅店ニ宿泊スルカ如キ有様ナリシモ今ヤ然ラス世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ全ク三千有餘萬ノ頭上ニ羅レリ苟モ世ノ政治家タル者豈同胞ノ爲メニ此ノ責任ニ當ルノ道ヲ講セスシテ可ナランヤ……」とあるのを見ても、明かに社會と云ふものを意識し、一般民衆を背景とし、時の當局者に相對したことが伺はれ、自由民權論者がスペンサー邊りの社會學的思想に其立論の根據を置いたのも無理もない様に思はれる。

彼様にスペンサーの社會學説が自由民權論者に親まれ、主として立論の根據となつたのに反して、天賦人權説に反對した加藤弘之博士の立論の根據となつたのも、又廣い意味での當時の社會學的思想であつた。

加藤弘之博士は始めは天賦人權説をとられ、眞政大意、國體新論等で天賦人權を説いて居られたもので、今兩書の權利に就いて説かれてある所を引用して見れば次の様である。

眞政大意(全二冊、谷山樓藏梓、秋月種樹撰、山城屋佐兵衛發賣、明治三年出版)第一册七枚裏
 借人ト申スモノハ。今更贅言スル迄モナク。天ノ尤モ愛シ玉フ者故。人ニ限リテハ。萬福ヲ與ヘ玉フ

天意ト見エテ。都テ軀幹ノ組立方カラ致シテ。其精神才智ノ靈妙ナルコト、申スモノハ。決シテ禽獸ノ類ヒデハナク。其上ニ又天性ニ種々様々ノ情ト云フモノガアルガ、中ニ就テ。不羈自立ヲ欲スル情ガ第一ニ熾ナモノデ。殊ニハ是レガ一身ノ幸福ヲ招クベキ紹介トナルモノト見エル。譬ヘバ吾レ人共ニ自分ノシタイト思フコトヲ。思フ存分ニスレバ快ケレドモ。若シヒヨツト他人ノ爲メニ。妨ゲラレル様ナコトガアルト。直ニ不快ノ心ヲ生ズルハ。誰シノ人モ同様ナコトデ。是レガ即チ此情ノ天性ニアル確證デゴザルガ。然ラバ何故此情ガ幸福ヲ招クベキ紹介トナルト申スニ。此情ガアレバコソ。誰シノ人モ。務メテ束縛拘制ヲ避ケ。各其欲スル所ニ從テ。幸福ヲ招クコトヲ勉ムルナレドモ。萬一此情ガナクテ。如何様ニ束縛拘制サレテモ。何トモ思ハヌ様デハ。逆モ幸福ヲ招クト申ス場合ニハ。至ラヌデゴザラウ。ソコデ箇様ニ。結構ナ情デゴザル故。又此情ヲ施ス權利ト云フモノガアリテ。凡テ人タル者ハ。貴賤上下貧富賢愚ノ別ナク。決シテ他人ノタメニ。束縛拘制セラルベキ管ノモノデハナク。己レガ一身ノ事ト云フモノハ。皆其欲スル所ニ從テ。出來ル譯ノモノデゴザリテ。ソコデ今日ノ交際上ニ於テ種々ノ權利ガズルノテゴザル。併シ左様バカリ申スト。人ハ善惡ニ拘ハラズ如何程不羈自立ノ情ヲ恣ニシテモ。ヨイモノ、様ニ思ハレルガ。決シテ左様デハナイ。造化ト申スモノハ。實ニ奇々妙々ナモノデ。又別ニ一ツ結構ナ性ヲ賜ハリテアルガ。夫レハ又何ヂヤト云フニ。所謂仁義禮讓孝悌忠信杯云フ類ヒノモノデ。人ニハ。必ズ是等ノ心ガアルモノ故。人々今日ノ交際ニ於テ。各盡スベキ本分ト云フモノガアリテ。己レ獨リ都合ヨキコトナレバ。何ヲシテモヨイト云フコトハ決シテナイ。己レニ權利ガアレバ。他人ニモ亦必ズ同様ニ權利ガアル。左スレバ。決シテ己レガ權利ノミヲ

恣ニシテハナラヌ。必ズ己レガ本分ヲ盡シテ。以テ他人ノ權利ヲモ敬重シテ。敢テ屈害セヌ様ニセネベ。人タル者ノ道ハ立タヌト云フ理ヲ辯明スル。ソコデ箇様ナ道理カラ。各々自己ノ本分ヲ盡シテ。他人ノ權利ヲ敬重スルハ。即チ義務トモ稱スベキモノデ。人タル者ノ。須臾モ忘レテハナラヌコトデゴザル。以下略

國體新論（谷山樓藏梓、明治七年十二月出版）十四枚裏

君主政府ハ敢テ自己ノ爲メニ人民ヲ使役スル者ニアラザレバ其權力ヲ施スヤ通例唯人民公共ノ交際ニ利害アルベキ事件上ニ止マリテ其他純乎タル私事上ニハ及ボス能ハザル者トス故ニ君主政府ノ權力ト雖モ絶エテ公共ノ交際ニ利害ナキ私事ヲ裁判スルヲ得ズ是等純乎タル私事ニ至リテハ固ヨリ各民ノ自由ニ任スベキコト當然ナリ若シ君主政府是等ノ私事ヲモ猶裁判スルヲ得ルトキハ各民自由ノ權ヲ失フガ故ニ決シテ安寧幸福ヲ求ムル能ハザルコト必然ナリ蓋シ自由權ハ天賦ニシテ安寧幸福ヲ求ムルノ最要具ナレバナリ。以下略

以上の様な風に説いてあつて、最初は随分過激な論が加藤博士は好きで、國體も何も考へずに政治は共和政體が本當で、人間は皆平等の天賦の機能があるものと云ふ、例のルーソー流の學説を信じられ、明白に言はなかつたにしても、先づそういふ方の議論の立場を取つて國體新論等を著はし、盛んに天賦人權説を主張せられたものである。所が後にはルーソー説より一轉して、段々穏和な學説の書物を讀まるゝに至り、個人としての權利は平等なるも、人と人とを

相對すれば、優劣もあり、相違もありて、決して政治上平等にあらずといふ學説を奉ぜらるゝに至り、遂に眞政大意、國體新論を絶版にせられ、明治十二年十一月芝愛宕下青松寺で開かれた講談會（當時かう云つて居つた）で始めて天賦人權論を駁せられ、次いで又明治十三年三月七日東兩國中村樓で開かれた講談會でも天賦人權論に反對せらるゝに至つたのである。所が當時は世間一般に佛國流の天賦人權主義に心酔して居り、盛んに自由民權論を唱へて居つた頃であれば、之に對する攻撃は非常なもので、加藤弘之博士を御用學者と罵り、政府の意を受けて自由民權論を抑壓する爲めに説くものゝ様に言ひ嘶して新聞記者、演説家等は加藤博士を非難したものである。之に對し暫くは少しも辯解せられなかつた様であるが、遂に持論を明かにする爲めに取り急いで書かれ出版せられたものが明治十五年十月に出された「人權新説」であつた。同書は薄い書物であるが、此時代としては實に驚くべきほど當時の所謂西洋學者の説を廣く参照研究せられた結論で、其頃の過激な學者、政治家の頭を支配せしルーソー一流の天賦人權論に鐵槌を下したもので、此頃のことには就いては、加藤博士の自叙傳に左の如く述べられてある。

「余の四十七歳の時、即ち明治十五年に「人權新説」なる小冊子を著述出版した。是れは余の主義が一變してから初めての著述である。余の主義の一變したといふのは、抑々如何なる譯である乎といふに、余は英國の開化史の大家ベケルの著書を読んで所謂形而上學なるものゝ、殆ど荒唐無稽なることを初めて知り、専ら自然科学に依據せざれば、何事をも論究する能はざることを感じて、それから

一キンの進化論や、スベンサーや、ヘッケル其他の進化哲學の類を讀むこととなつて宇宙觀、人生觀が全く變化した、めである。」

とあり、兎に角、此の「人權新説」は一小冊子ではあつたが、明治の思想史上エポックメイキングをなしたものである。従來自由民權論者の多くがルーソー、ミルの天賦人權説やスベンサーの理想社會論であるソーシヤル・スタチツクス等に依據して立論をなして居つたのに對し、ものごとを縦斷面的に見る社會ダーキン説をとられたことは著るしい違ひであつた。同書には天賦人權主義は蜃氣樓の如く何等根據のあるものでないと云ふ様な意味から卷頭に蜃氣樓の畫が掲げられ、又博士の「優勝劣敗是天理矣」の題辭があり、其内容は次の様である。

第一章 天賦人權ノ妄想ニ出ル所以ヲ論ス

第二章 權利ノ始生及ヒ進歩ヲ論ス

第三章 權利ノ進歩ヲ謀ルニ就テ要スヘキ注意ヲ論ス

附 録 引證書目

右の様な項目で説かれて居つて、其引用書は法學者、生物學者、人類學者、人種學者、社會學者等の著書で頗る多岐に亘つて居るが、大體廣い意味での生物學的社會學派の色彩ある人達の著書が多い様で、スベンサー、バジロオツト、シエラフレ、リ、エンフェルド等の名が見られ、其立論の調子は當時の他の政治論などに比べると餘程實證的であつた様で、其一部を引

用すれば次の様である。

第四頁以下、第二條 前條編スルカ如ク心理ニ係レル學科ニ至リテハ今日ノ學者妄想主義ノ範圍ニ徧徨シテ未タ之ヲ脱却スルコト能ハサルモノ多キカ故ニ妄想主義ノ勢力猶甚タ熾盛ニシテ爲メニ實理ノ發見ヲ妨碍シ隨テ社會ノ進歩ヲ遮防スルハ殊ニ歎セシムルハ非サルナリ余カ此書ニ於テ辨駁セント欲スル所ノ天賦人權主義ノ如キ即チ其一ニ居ルモノナリ蓋シ此主義タルヤ一時最モ猛烈ナル勢力ヲ得テ殆ト全歐ヲ席卷シタリシカ今日ニ至リテハ既ニ我東方ニ波及シテ更ニ猛勢ヲ張ラントスルニ至レリト雖余カ見ヲ以テスレハ天賦人權ナルモノハ本來決シテ實存スルノ證アルニ非スシテ全ク學者ノ妄想ニ生シタルモノナルコトハ敢テ疑フ可ラサルナリ因テ今此主義ノ始テ學者ノ妄想ヨリ生シテ漸ク猛烈ナル勢力ヲ得タル所以ヲ概述シ次テ其全ク實存スルモノニ非サル所以ノ明證ヲ示サントス蓋シ妄想論者ノ説ニ據レハ天賦人權トハ即吾人々類カ人々生レナカラニシテ固有スル所ノ自由自治ノ權利ト平等均一ノ權利ニシテ實ニ造化ノ賦與スル所ニ係ルモノナレハ此權利ハ他ヨリ敢テ犯スヲ得ス敢テ奪フヲ得サルモノナリト云フ而テ妄想論者ハ此權利ヲ原權若クハ天賦人權或ハ單ニ人權ト稱ス、以下略

此の様な調子で書かれ、盛んに天賦人權説を妄想であるとして攻撃せられ、吾々の權利は天賦ではなく、全く國家の生存上漸次に進化發展したものであることを説かれたもので、當時の自由民權論者は、其金科玉條と心得て居つた天賦人權説を、非難せられたものであるから大に怒り、博士一人を論敵として、新聞に演説に、馬場辰猪、矢野文雄、植木枝盛等の政論家との

間に論戦があり、大に物議を醸したものである。そしてこれを機会に、此後は博士の説を賛するものも又駁撃するものも共に進化論に心を傾ける様になつたもので、當時の様子は、明治十五年十二月に出版せられた矢野文雄氏「人権新説駁論」や明治十六年一月出版の「人権新説駁論集」の序文によく表はれて居ると思ふから、夫れを次に掲げることにする。

人権新説駁論序 人権新説ノ世ニ出ツルヤ書ヲ我カ報知社ニ寄セテ其説ノ當否ヲ論センコトヲ請フ者 妙カラス時ニ藤田兄ハ漫遊シテ北陸ニ在リ犬養尾崎ノ二兄モ亦タ大阪ニ在リ而シテ箕浦兄モ此時亦タ 近縣ノ招聘ニ應ス是ニ於テ乎余立論ノ責ニ當リ十一月三日ヲ以テ其駁論ヲ試シカ次テ東京ノ諸新聞モ 亦タ皆ナ之ヲ論シ遂ニ各社ノ間ニ於テ當時ノ一問題トナレリ余ノ駁論ハ唯勿々ノ立案ニ成ル者ニシテ 其或ハ人意ニ倣ラサルヲ恐ル且ツ余ハ當時患所有テ手ニ筆管ヲ執ルコト能ハス則チ文意ヲ口述シ傍人 ヲシテ之ヲ筆記セシム故ニ語氣緩漫ニシテ氣餒ナク一氣呵成ノ者ニ異ナリ頃日二三ノ社友我カ新紙ニ 載スル所ノ本論ヲ輯メテ冊子トナシ覽閱ノ便ヲ圖ラント欲シ來テ余ノ序ヲ請フ因テ當時立案ノ顛末ヲ 書シテ以テ之ニ與フ

明治十五年十二月

矢野文雄識

加藤弘之氏著 人権新説駁論集

末廣重恭校閱 中村尙樹編輯

緒言 我日本帝國ノ大學總理タル加藤弘之氏カ自著ノ眞政大憲國體新論ナル天賦人権主義ノ二書ヲ以

テ誤謬少ナカラス或ハ後生ヲ害ハンコトヲ恐レテ之ヲ絶版スルヤ其絶版ノ理由ヲ廣告シテ他日更ニ一 書ヲ著シ尙オ其發明ノ新義ヲ述ヘンコトヲ約セラレタリ是ヲ以テ當時頗ル疑議ヲ抱クノ論士アリシモ 筆ヲ納メテ其新著ノ世ニ出ルヲ俟チテ問難スル所アラント期シタルモノ、如シ爾來殆ト十閱月氏ハ前 日ノ豫約ヲ履ミ近頃人権新説ト題セル一書ヲ著シ其發明ノ新義ヲ論述セリ於是乎疑議ヲ抱クノ論 士輩ハ此ノ人権新説ニ就テ新聞紙ニ演説ニ同氏ノ新説ヲ問難駁議シ殆ト銷録ヲ遺サス世人果シテ此 各論士カ駁議ヲ聴カント欲スル者頗ル多々ナルヘシ然レトモ或ハ東歐西僻邇ネク與リ聴クコトヲ得ス シテ獨リ新聞社説ノ如キニ止リ其他演説筆記等ヲ見ルニ及ハサルアリテ遺憾ニ堪ヘサル者ナキ能ハス 故ニ今各新聞記者ノ論スル所演説諸家ノ駁スル所ヲ纂集シテ一小冊子トナシ一タヒ之ヲ繕ケハ幸ニ各 論士ト一室ノ間ニ加藤氏ノ人権新説ヲ論談スルノ想アラシメンコトヲ欲シ聊カ編纂ノ勞ニ任ス讀者此 ノ冊子ヲ取リ人権新説ト參觀シテ人権ヲ論スルノ資トナスアラハ編者ノ勞亦タ徒爾ニ屬セス

明治十五年十一月

編者識

以上掲げた序文を見れば當時の状態が偲ばれることと思ふが、殊に今日から見て面白く思はれるのは、多くの論争の内でも外山、加藤兩博士の人権新説に就いての論争であつた。此の二人は何れも社會學に縁故深く、外山正一博士は赤門天狗と云はれ、随分多くの逸話を残されて居ることは世間周知のことで、我國に早くから社會學、主としてスペンサーの社會學を取入れ、後に大學で社會學の講座を擔任せられた方であつた。加藤弘之博士は後に社會學研究會の

會長ともなられた方で、明治二十二年一月十三日學士會院で「政事を以て任ずる者は社會學を修めざる可らず」と云ふ題目の下に話をせられた程社會學には熱心で、社會學的思想を多く取入れた方であつた。

外山博士がどちらかと云へばスペンサーの社會學一點張りであつたのに反し、加藤博士はスペンサー、バジヨット、シエツフレ、リ、エンフェルド等の説を廣く説かれたのは多少違つて居たが、何れも當時の新しい學問であつた社會學を取入れた錚々たる學者であり、殊に主題が當時騒しかつた天賦人權論に關してであつたから、其論戰の耳目を惹いたことは云ふ迄もなし。

此二人の論争の要旨は餘り長くなることでもあり、又外山博士の遺稿を集めた山存稿に既に掲載されて居ることであれば省略することにするが、加藤博士が天賦人權説に明らかに反対せられて居つたのに對し、外山博士は明治十三年に著はされた「民權辨惑」では常に冷靜な批判的態度をとつて居られた様であつた。外山博士の人權新説を批評せられて、東洋學藝雜誌に掲げられたのは「人權新説の著者に質し、併せて新聞記者の無學を賀す」と云ふ奇抜な題であり、加藤博士の學藝雜誌に掲げられたのは「外山大先生の駁撃を復駁す」と云ふ題であり、之に對する外山博士の答論は「負惜みの強き人權新説著者に質し、併せてスペンセル氏の爲に冤を雪ぐ」と云ふ之又奇抜な題目であつて、進化論に就いて加藤博士の説を論難せられて居り、

眞面目な議論へもつて來て終りに加藤博士が「牛込の天狗の鼻はひしげたり、外山のこまきいかにあるらん」と戯れられると、之に對し例の洒脱な外山博士は第二の論難の終りに、「牛込の天狗の鼻は堅うして加藤の齒には合はぬしろもの」、又「番町の天狗の鼻は碎けたりつがんとし、てもつぐ術はなし」など、書かれ、堅苦しい政治論や學術論にも對手を茶化する様な裕取りのあつたのは如何にも明治の始めらしく、今日から見れば誠に隔世の感がある。

次にローレンツ・フォン・スタイン、グムプロヴィッツ等の獨逸系の社會學的思想が、明治の始め我國政治思想に及ぼした影響も可なりあつた様で、殊に當時の官僚に及ぼしたことは大なるもので、有賀長雄博士などは明らかに其影響を受け、スペンサー以外には主として之等の人々の學説をとられた様であつた。

以上は主として自由民權論の盛んに唱へられた頃の政治思想と當時の社會學との關係に就いて述べたものである。

『新舊時代』第二年第四・五冊（大正十五年八月發行）掲載

ミルトスペンサー

明治文化に及ぼした影響に就いて

此の二人の名前程會て我國に親しまれたことはなかつたであらう。書物に雜誌に講演にと、丁度ひと頃のマルクスの様に、政治論であらうと經濟論であらうと宗教論であらうと、又教育論であらうと婦人問題であらうと其他一般社會的なものに至る迄、各方面に亘つて何かと云へば此二人は引出されたもので、恐らく中年以上の人々にとつて、過去を振りかへり青年時代を顧みられたとき、最先きに思ひ出さるゝのは此の二人の名前であり、最も懐しみを感ぜらるゝのも此の二人であらうと思ふ。明治の初めから中頃に至るの間、我思想界は一時此の二人によつて蔽はれて居つたと云つても敢えて過言であると思はれない位に此の二人の學說なり思想なりは多く紹介せられたもので、試みに其頃のミルトスペンサーに關する文献の大體を擧げて見れば次の様に澤山あることによつても判らうと思ふ。

ゼー・エス・ミル關係の文献

明治四年

自由之理

五冊

中村敬太郎譯

明治八年

彌兒經濟論

二九冊

林董、鈴木重孝譯

明治十年

利學

上下二卷

西周譯

擅制君治ノ弊害ヲ論ス

土居光華譯

明治十一年

彌兒氏宗教三論

三冊

小幡篤次郎譯

男女同權論

深間内基譯

明治十三年

利用論

二冊

澁谷啓藏譯

明治二十三年

彌兒代議政體

一冊

前橋孝義譯

明治二十四年

高等經濟原論

天野爲之譯

(原書はラフリンの縮約せるミル經濟學)

明治三十三年

彌爾言行錄

町田則文譯

右の外に原文の儘で十字屋から出版されたものに Representative Government と Utilitarianism (明治十六年) の二書があり、Mill, Socialism. を紹介したものに石谷齋藏社會黨瑣聞がある。スベンサー關係の文献

明治十年

政府ハ獨立自助ノ氣風ヲ銷害スルノ論

人間醜美ノ説

面貌ノ醜美ト心神ノ智愚ト相關スノ説

箕浦勝人譯

明治十一年

斯邊撒氏代議政體論

鈴木義宗譯

明治十三年

斯氏教育論

尺振 八譯

斯邊撒氏干涉論

鈴木義宗譯

明治十四年

社會平權論

松島 剛譯

女權眞論

井上 勤譯

明治十五年

社會學之原理

乘竹孝太郎譯

改訂、權理提綱

尾崎行雄譯

(初版は五年前に出版)

刑法原理獄則論綱

山口松五郎譯

明治十六年

道德之原理

山口松五郎譯

政體原論

大石正巳譯

社會組織論

山口松五郎譯

代議政體論覆義

宮城政明譯

社會學

大石正巳譯

明治十七年

政法哲學 二冊

濱野定四郎

(後編十八年發行)

渡邊 治

共譯

萬物進化要論

西村玄道譯

哲學原理

山口松五郎譯

明治十八年

斯邊瑣氏教育論義

小田貴雄譯

明治十九年

標註斯氏教育論

有賀長雄譯

宗教進化論

高橋達郎譯

明治二十年

斯氏哲學要義

辰巳小次郎著

明治二十一年

代議政體得失論

平松熊太郎譯

明治二十三年

斯邊瑣代議政體論

島田 豊譯

明治二十四年

非國會論

荻原民吉譯

明治二十五年

利勢論

千田 鈞譯

斯氏倫理原論

田中登作譯

明治二十六年

政治上の大謬信

小野得一郎譯

明治二十七年

個人對國家論

永井久滿次譯

明治二十八年

綜合哲學原理

藤井宇平譯

明治二十九年

修辭論

鶴田久作譯

明治三十三年

斯氏哲學評論

米、マツコン述

尙右の外に矢張り十字屋から Education が明治十八年に出版せられて居り、古今學者列傳、七大教育家列傳には傳記が書いてあり、西哲小傳にはミルとスペンサー兩者の傳記が紹介されてゐる。

彼様に多くの文献があるが、尙此外に雜誌に、講義に、講演にと紹介されたことは夥しいこ

とで、ミルの經濟學が翻案せられて經濟學書となつて現はされたことも度々であれば、論理學が明治六年に開成學校で初めてサンマー氏によつて講義せられた後も屢々論理學の講義の種本となつたり、翻案せられて書物となつたこともあり、又スペインサーの代議政體論や文體論が明治九年から東京大學文學部で教科書として用ひられ、外山博士が講義せられても居り、新聞、雜誌に何かと云へばミルやスペインサーの説をとつて來て議論をしたもので、政談演説などにも此の二人の名前を盛んに使つてやつた様子で、それは先に掲げた文献の翻譯者やそれから序文を書いてゐる人達の顔觸れ、大石正巳、尾崎行雄、箕浦勝人、林董、馬場辰猪、板垣退助などの人々の名を見ても知られるが、尙末廣重恭の二十三年未來記（明治十九年）の第五章に次の様に書いてあるのを見ても判ることと思ふ。

然ルニ今日ノ政事家ヲ以テ自ラ任ジ他日國會ニ立ツテ政治上ノ改革ヲ成就セント熱心スル者モ概ネ哲學士ノ空理ニ心醉シ實際ノ事業ヲ度外ニ放棄シテ之ヲ顧ミザルノ有様アリ試ミニ我が東京府下ヲ始メ地方ニ開設スル政談演説會ナル者ヲ視ヨ許多ノ辯士ガ説キ出ス所ハキゾー、ミル、ハ、口、眞、似、ニ、非、ザ、レ、バ、ス、ペ、ン、サ、ア、ノ、假、聲、ニ、シ、テ、此、等、ノ、學、者、ガ、千、年、ガ、萬、年、ノ、後、ニ、於、テ、社、會、ヲ、支配スルニ至ルベシト想像セシ理論ヲ擧ゲテ直チニ今日ノ實務上ニ施行セント欲シ其ノ實際ニ於テ如何ナル不便利不都合アルヲ問ハザルモノ無キニ非ラズ此ノ如キ空論ノ世ニ行ハル、ハ言論ノ未ダ全ク自由ナラザルト民間ノ政事家ガ實務ニ經驗スル便宜ナキトニ因ル者アルベ

シト雖モ亦世間ノ自ラ政事家ト稱スルモノ、適當ノ職掌ヲ忘レ徒ラニ哲學ノ主義ニ心醉スル過チニ出ルノ外ナラザルナリ中略然ルニ議員ノ間ニハ往々高尚ナル哲學家ノ主義ヲ敷衍シ泰西諸國ノ政治社會ニ於テ未ダ實驗セザル高尚ノ理論ヲ擧ゲテ之ヲ我カ地方ノ民政ニ施サントスル者ナキニ非ズ現今民間ニ在ル政事家ノ有様タル此クノ如シ速カニ之カ弊害ヲ匡正セザルトキハ遂ニ二十三年ノ國會ヲシテ空論ノ府タラシムルコトナキヲ保ツベカラザルナリ

とあつて之等を見ても判らうが、ミルの口眞似、スペインサーの假聲と云はれる迄に、判つても判らんでも兎に角、之等の學說なり思想なりに心酔して盛んに論じて居たのであつて、最初はミルを、後にはスペインサーのものを多く讀んだ様で、尙その間のことは二十三年未來記の八六頁に次の様に書いてあるのを見れば一層明らかに判ることであらうと思ふ。

蓋シ泰西哲學ノ我邦ニ入りシヨリ社會ヲ擧ケテ一時ニ之レニ風靡シ其ノ洋學ヲ修メ僅ニ「リドル」又ハ英米歴史ノ數卷ヲ讀ミシ者ハ直チニ進ンテ哲學ヲ攻究セント欲セザルハ無ク五六年前マデハ書生ノ喜ビテ談スル所ハボツクル、ギゾー、ミル等ノ著書ナリシガ近來ハ變シテスペインサートナリ「スタチツク」「スタアデー・ラフ・ソシオロジー」ノ如キハ家々ノ帳裏ニ此ノ書アリ以テ夫ノ王充ノ論衡ニ比スベシ亦盛ンナリト謂フベキナリ

此様な風であつて、ミルの經濟學や自由論などは明治の早くから讀まれ、又その翻譯も廣く讀まれ、大に引用せられたものであり、バックル、ギゾー等と相並んで我國の知識階級に親しま

れ、スペンサーは又明治十年頃から盛んにその説が舶來せられ、明治十五六七年邊りがその最盛期の様であつた。當時は例の鹿鳴館時代であり、歐化主義の最も甚しかつたときで外國書も段々多く讀まれる様になつたときではあるが、殊にスペンサーのもの、其内でも代議政體論やソシヤルスタチックスなどは多く讀まれた方で、代議政體論が拾指に近い程翻譯されてゐることから云つても、ソシヤルスタチックスの翻譯である尾崎氏の權理提綱が再版になつたり、松島氏譯の社會平權論が非常に廣く讀まれたのから見ても明らかであらうと思ふ。當時スペンサーが我國に如何に親しまれ、又憧れの的となつて居たかと云ふことは明治十六年かに板垣伯が倫敦に行かれたとき、スペンサーに親しく政治論學術論などを聞かうとして訪問せられたことによつても窺はれることで、高橋達郎氏譯の宗教進化論に書いて居られる伯の序文によれば、その時は丁度スペンサーは腦を病んで居た時で堅苦しい政治論や學術論の話などは出來なかつたらしく、伯がいろいろ話された上、スペンサーのものが日本で非常に讀れ、多くの翻譯が出てゐることを話された所が、スペンサーはそれを聞いて非常に喜んでその翻譯書を見たがつたと云ふことで、後に伯は翻譯書を全部送られ、それに對してスペンサーは丁度彼の大著社會學原理の第二卷が出るときであつたので、その一部分の校合摺に署名して森公使に託して送つて來たさうで、それを譯したのが宗教進化論であると云ふことであるが、此の時若し政治談が出來たならば、伯は益々スペンサーの説に敬服せられたか、それとも板垣伯が巴里に行つて共

和政體の實際を見て、一向自由平等の行はれて居ないのに失望せられた様に、スペンサーの政治論が實際は日本で評判せられる程大したものでないのに失望せられたか、どちらであつたかは今から見れば疑問であらうが、何れにしても舊日本の思想が新日本の思想と變化した明治の初期に於けるミルとスペンサーの思想的影響は大きなものゝ様であつた。

彼様に二人の思想は我國に多く取り入れられたのであつたが、當時の日本人は果してどの様な考から主として、此二人の思想を取り入れたのであつたらうか。ミルの經濟學が早くから我國に受け入れられたことは、當時ミルに依つて大成せられた正統學派の隆盛を極めた後をうけて居つたからでもあらうが、全體を通じては、ミルが早くからベントムの思想に接し、その影響を受けて、社會の複雑な現象を單純な原則の下に綜合し、その基點を代議政體に置いて、總べての立法的の努力は最大多數の最大幸福であり、之れがためには政府の干渉を最小限度にして個人に活動並びに討論を成る可く多く得させることであり、換言すれば道德の根源は明智なる利己心であつて各人が最大の幸福又は最小の苦痛に到達するために自由な行動をとる事が社會の利益を増進することになると云ふ思想にあつたらうと思ふ。明治の社會は政治の社會であつたとはよく云はれてゐることであるが、殊に當時は左様で何事も政治であつて、ミルの經濟學の翻譯の序文にすら林董氏が、「抑政に要路に當り事を實際に執るの人此書を玩味して施爲する所あらは其國家に裨益する者豈僅々ならんや是予が不文を遺れて之を譯する所以なり」と云

つて居られる程であればベントム、ミルの功利説、個人に多くの自由を與へ政府の干渉を成る可く排斥しやうとするが如き思想が、當時の官僚に對し時を得なかつた民權家にとつての恰好の旗印となつた事は無理もない事で、盛んに之等の思想が舶齎られ、文書に演説にと便宜上紹介した者もあれば、又その影響を受けて之等の思想を論じた者もあつたのであらうと思ふ。

此様な譯であつたから、往々ミル父子の後繼者と目せられた程のスペンサーの思想が、その後を受けて又多く取り入れられたわけも察せられるので、時恰もスペンサーの著書が續々と出版せられた折りでもあれば世間の注意を惹いたからでもあり、進化論的思想が世界を風靡して居つたからにもよらうが、殊にスペンサーの初一念が、政府の適當な權限は何ぞやと云ふことであり、その最初の著述が「政府適當の權限」(一八四二年)であつて、其後も政治上に於いては個人主義を取り、政府の干渉壓迫等を極力排斥し、自由競争の結果は自然に優者の勝利たるべきを信じて、その抱負を大著述中に發揮して居たことは、スペンサーの學説を多く取り入れた一つの大きな素因をなしたのであらうと思ふのであつて、それはスペンサー著述の翻譯書の卷頭にある序文を見ても判るのであるが、例へば鈴木義宗譯の干渉論の序文の一節に、「此書英國人スペンセル氏ノ著ス所ニシテ彼國立法干渉ノ弊害ヲ痛論シ政府ノ失錯官吏ノ怠惰逐一摘發シテ遺サザル者美玉ノ瑕瑾歴々掌ヲ指スガ如シ復タ離婁ノ明ヲ需タザルナリ今譯述之ヲ世ニ公ニス經世ヲ以テ任ズルノ君子據テ鑑ミル所アラバ或ハ大過ナキニ庶幾ラント云爾」とあるのを見

ても、又尾崎行雄氏が翻譯せられた權理提綱の序文を見ても其一節に「且ツ夫レ權理トイヒ自由ト云フ其言極テ簡單ナルモ其義甚ダ廣シ學士論客ト雖モ尙ホ惑フ所ナキ能ハズ余嚮キニ英ノ碩學スペンサ著「ソーシヤル・スタチックス」ヲ讀ンデ其立論行文共ニ他ノ腐儒輩ノ説ク所ト殊差天淵ナルヲ覺フ即チ其權理ヲ論ズル者十有餘篇ヲ抄譯シ題ンテ權理提綱ト云フ爾來既ニ五星霜ヲ經過シ余モ亦去テ四方ニ流寓ス去歲ノ秋余ノ再ビ足ヲ東都ニ留ムルヤ書賈ノ來テ再版ヲ促ス者少ナカラズ云々」と誌してあるのを見ても、其外スペンサーの代議政體論として最初に出了た鈴木義宗譯の「斯邊撒氏代議政體論」の序文の一節に次の様に書いてあり、

然ルニ此書英國碩學スペンセル氏絶世ノ卓識ヲ以テ代議政體ノ利害得失ト其立君政體トノ優劣ヲ辯スル者ニシテ立論皆實驗上ヨリ來リ着々適切人ヲシテ歐洲政治上ノ實景ヲ目撃スルノ思アラシム復タ遠ク歐米ニ遊フヲ要セサル者非耶余竊ニ以爲ラク足門戸ヲ出テス海外萬里民會ノ如何ヲ知ルハ獨リ此篇ニ在リ以テ我龜鑑ト爲ス可シト因テ剪劣ヲ揣ラス之ヲ譯述シテ同好ノ士ニ頒チ併テ政治論者ノ參考ニ供スト云爾

明治十一年

譯者誌

とあるのを見ても政治上の指導概念をスペンサーに求めたやうであつて、殊に社會平權論の序文を見れば一層明らかであるが、ベントム、ミル、スペンサーと其間に多少の變りはあらうとも同一徑路にたち、同じく功利主義に據つて居たことが、ミルに續いて其思想が我國に容易く

受け入れられた一つの原因をなしたであらうと思ふのである。

彼様な譯であつたが、尙今一つ彼の思想を割合に多く取り入れたのは、當時社會狀態が一人スベンサーに限らず、廣く社會を知るの社會學的思想を要したことにもよらうと思ふのであつて、維新後嚴然たる社會階級の失はれ、社會秩序の充分に整はない、新舊思想の混亂して居つた時に當つて、新文化を創設し、明治政府を建設するに際して、社會と云ふものに注目し、之の知識を得やうとしたことは當然のことで、大石正巳氏譯の政體原論の序文に、「古來我國ノ治政護國ノ責任ヲ負フタル者ハ只少數ノ武家ニ止マリ社會ヲ組織スル大數ノ人民ハ自國ニ住スルコト恰モ旅店ニ宿泊スルカ如キ有狀ナリシモ今ヤ然ラス世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ全ク三千有餘萬ノ頭上ニ羅レリ云々」とあるのを見ても明らかに社會と云ふものを意識し、一般民衆を背景として政治を行はんとするの意圖を示し、又山口松五郎氏譯の社會組織論の序文に於いて、主權に就いての説がいろいろあることを云つた後、「是亦社會之生理未明也此書審解社會之生理則主權之所存亦由是而明焉其有裨益於世寔鮮少也云々」とあるのを見ても、それから又私は度々引合ひに出すが例の乗竹氏譯の社會學之原理に外山博士が書かれた有名な新體詩の序文の一節に、「實に珍らしき良書なり、社會の事に手を出して、何から何と世話をやく、責任重き役人や、はしり書きやら空しやべり、舌も廻らぬ辯にして、天下のことは一と呑みと、ほら吹き立て、利口振る、新聞記者や演説家、此書を読んで思慮なせば、人を誤まる罪とがの、少しは

減りもするならん、中略、政府の舵を取る者や、輿論を誘ふ人達は、社會學をば勉強し、能く慎みて輕卒に、働かぬ様願はしや」とあるのを見ても、最後に大石正巳氏譯の社會學の序文の一節を見れば、次の様に書いてあり、

然ラハ則チ人ノ世ニ處シ又其社會ヲ改良シ遂ニ人類ノ幸福ヲ増進セント欲スルノ士ニシテ社會學ノ何タルヲ解セス人事社會ノ狀態ヲ察セスシテ直チニ實際ニ從事セント欲セハ此レ恰モ兵學ヲ修メスシテ軍務ニ從事シ醫學ヲ修メスシテ患者ヲ扱フト何ソ撰ハン彼ノ孟子ノ所謂方圓ヲ作ルニ規矩ナキ者ニシテ到底處世改良ノ目的ヲ達スル能ハサル耳ナラス却テ大ニ處世ノ路ヲ誤マリ社會ノ幸福ヲ滅却スルニ至ラントス故ニ苟モ處世ノ路ヲ識リ真正ニ社會ノ幸福ヲ増進セント欲スル者ハ必先ツ社會學ヲ研究シテ風俗習慣智識道德等都テ社會ノ組織狀態ヲ審察シ以テ人事ノ傾向ヲ推知シ世運ノ變遷ヲ測量セサルヘカラサルナリ然而テ今其處世ノ方針權衡トナスヘキ社會學ハ未タ甚タ多カラスト雖モ獨リ英國碩學斯邊鎖氏ノ著述ハ材料多ク引例甚タ精密ニ論理頗ル明確ナレハ之ヲ譯シテ世ニ公ニスト云爾

とあるのから見ても、當時割合に早くから多くの社會學的思想の取り入れられたことは、社會一般の改革を行ふの時に當つて、社會と云ふものに目をつけるに至り、之を意識するとせざるに拘はらず社會を根本的に知るの必要が起つて來たからではなからうかと思ふのであるが、要之に何れにしても兎に角スベンサーの社會學的思想と云ふものは廣く我國に傳はり、一時非

常に持囃されたのであつた。

所で彼様に一時全盛を極めたものが如何にして其後跡形もなく消え去つたものであらうか。此頃からそろそろ獨塊の學問思想が這入つて來たからにもよらうが、又スペインサ一の學説がその組織に於いて餘りに廣く體系の尨大であつたに拘はらず、内容夫れ自らに於いて此の様な結果になるの素質を有して居つたものであらうか。恰も英本國に於いて大した影響を残さなかつた様に、我國に於いてもその如くであつたのか、或は夫れとも我國に於けるスペインサ一思想を受け入れた折の態度に原因したものであらうか。先程から度々引用した末廣重恭氏の二十三年未來記に、當今の書生はミルヤスペインサ一を多く讀むことを述べた後、次の様に書いてあり之ヲ要スルニ學者ト爲リテ社會ニ立ントスルトキハ倫理ノ大本ヲ講究シ造化自然ノ法則ヲ見出スハ最モ必要ノ事ト謂ハザルベカラズ然レドモ今日ノ書生ハ然ラズ自ラ政事家タルヲ氣取リ進ンデ實務ニ從事セント欲シテ其主張スル所ハ一トシテ泰西哲學ノ殘羹冷炙ニ非ザルハ無シ故ニ其思想ノ高尚ナル其意見ノ精細ナル天晴レ堂々大家先生ノ如クナレドモ其ノ第一ニ講究スベキ我邦目下ノ急務ニ至リテハ自ラ通曉スル所ナク動モスレバ迂遠ノ議論ヲ吐露シ俗人ノ爲メニ輕蔑セラルル者往々ニシテ之レ有リ、中略是レ豈學問ノ罪ナランヤ學者ト實際家ノ職分ヲ混同シ理論ヲ以テ直チニ之ヲ實際ニ施行セント欲スルノ過チニ坐スルノミとある如く、之等の思想にかぶれて實際を離れ、餘りに新奇を追ふて空想を行はんとした態度

に據つたので、夫れが爲め一として何物も残らなかつたのであらうか。何れは兩者に因つたものであらうと思ふが、私は讀物として餘りに管々しく述べたからに、スペインサ一の學説を饅頭の厚皮に比した面白い批評の存するのを、茲にその一部を紹介して最早筆を擱きたいと思ふ。

西村天外道人著古今學者列傳 一言以テ斯邊撒ノ議論ヲ評スレバ則チ冗長ニ失スルノ弊アリ 中略故ニ突然其引例ノ處ノミヲ繕閣スルトキハ是レ化物屋敷ノ記事ニ非ラザル耶ト疑ヒ或ハ一種ノ西遊記ニ非ラザル耶ト疑フモノアリ更ラニ譬ヘテ之ヲ言ヘバ斯邊撒ノ議論ハ恰モ彼ノ厚皮ノ饅頭ノ如ク其奇怪ノ引例ノミ多クシテ議論ノ本旨ハ甚ダ僅少ナリ彼ノ哲學編ノ著作ニ從事スル既ニ三十年ノ長兎烏ヲ閱スルモ未ダ其大成ヲ見ザルハ職トシテ是レニ由ルナリ故ニ若シ夫レ此業他人ノ爲スモノナレバ蓋シ十年ノ星霜ヲ以テ其脱稿ヲ告グルコトナラン然ルヲ斯邊撒饅頭ノ皮ヲ作ル爲メニ其過半ノ光陰ヲ消費スルハ余ノ甚ダ探ラザル所ナリ余ハ此事ニ就テ斯邊撒ニ面語シテ親シク忠告センコトヲ欲スレドモ未ダ其機會ヲ得ズ所謂智者モ千慮ニ一失アリトハ其レ此等ノ謂ヒ乎斯邊撒若シ之ヲ聞カバ果シテ如何ト爲ス乎讀者又之ヲ誦讀シテ如何ト思惟スル乎 (明治二十三年)

化物屋敷だの饅頭の厚皮だの云つた所が如何にも時代離れがして居るが、折角の努力も、こんなに云はれてはスペインサ一も堪らないだらう。

(昭和二年七月十二日記)

明治初期政治論に及ぼしたる 社會學の影響に就いて

我が日本に初めて社會學說の將來せられたのは今より五十年前のことであつた。夫れより今日に至る、多少の消長はあらうとも常に多くの學說が取入れられ、其の各方面に及ぼしたる影響は著るしきものであつた。之を明治の前半期に於いて見る、社會學說と當時の政治思想とは實に離る可らざる關係を保ち、其の政治論に及ぼしたる影響は非常なものであつた。兩者の關係の深き、多くの殘されたる文獻に就いて見るも、明らかなる事實にして、當時比較的多くの社會學的文献の著はされたることは、一に兩者の關係に依れるものではなからうかと思ふのである。

明治の時代は政治の時代でありしとは屢々口にせられることであり、殊に國會開設以前に於ける、所謂自由民權時代には、それが著るしきものゝ様であつた。學問をすること、夫れは天下國家を論ずるが爲めであると云ふが如き態度は、一般の風潮なりしとは云へ、殊に社會學的思想に於いて著るしきものが見られる様に思はれるのである。

されば之を事實に就いて見る、例へば乗竹孝太郎譯社會學之原理に書かれてある外山博士の有名なる新體詩の序文の内に、「實に珍らしき良書なり、社會の事に手を出して、何から何と世話をやく、責任重き役人や、はしり書きやら空しやべり、舌も廻らぬ辯にして、天下の事は一と呑みと、ほら吹き立てゝ利口振る、新聞記者や演說家、此書を読みて思慮なせば、人を誤まる罪とがの、少しは減りもするならん、(中略)政府の舵を取る者や、輿論を誘ふ人達は、社會學をば勉強し、能く慎みて輕卒に、働かぬ様願はしや」とあるが如き、或は大石正巳氏の譯せるスペンサーの社會學の序文に於いて見らるゝ如き、其の外末廣重恭の二十三年未來記の八九頁に次の如くあることによつても其の間の消息が充分窺はれることと思ふのである。

然ルニ今日ノ政事家ヲ以テ自ラ任ジ他日國家ニ立ツテ政治上ノ改革ヲ成就セント熱心スル者モ概ネ哲學士ノ空理ニ心醉シ實際ノ事業ヲ度外ニ放棄シテ之ヲ願ミザルノ有様アリ試ミニ我が東京府下ヲ始メ地方ニ開設スル政談演說會ナル者ヲ視ヨ許多ノ辯士ガ説キ出ス所ハギゾミルノ口眞似ニ非ザレバスペンサーノ假聲ニシテ此等ノ學者ガ千年萬年ノ後ニ於テ社會ヲ支配スルニ至ルベシト想像セシ理論ヲ學ゲテ直チニ今日ノ實際上ニ施行セント欲シ其ノ實際ニ於テ如何ナル不便利不都合アルヲ問ハザルモノ無キニ非ラズ此ノ如キ空論ノ世ニ行ハル、ハ言論ノ未ダ全ク自由ナラザルト民間ノ政事家ガ實務ニ經驗スル便宜ナキトニ因ル者アルベシト雖モ亦世間ノ自ラ政事家ト稱スル者ノ適當ノ職掌ヲ忘レ徒ラニ哲學ノ主義ニ心醉スル過チ

出ルノ外ナラザルナリ、(中略)然ルニ議員ノ間ニハ往々高尚ナル哲學家ノ主義ヲ敷衍シ泰西諸國ノ政治社會ニ於テ未ダ實驗セザル高尚ノ理論ヲ擧ゲテ之ヲ我が地方ノ民政ニ施サントスル者ナキニ非ズ現今民間ニ在ル政事家ノ有様タル此クノ如シ速カニ之ガ弊害ヲ匡正セザルトキハ遂ニ二十三年ノ國家ヲシテ空論ノ府タラシムルコトナキヲ保ツベカラザルナリ

之によつて見れば社會學者たりしスペインサ、ミルの思想が當時如何に多くの人々の心をとらへたことであらうか、之等の人々の名を口にすることは最も得意とするが如くに、當時の人々はミル、スペインサの思想に心酔したのであつた。されば之等の人々の思想、學說の如何に多く政治論に用ひられしことか、宛かも今日のマルクス思想に於けるが如くに、一時世を風靡せんが許りに、之等の思想學說は多く我國に受け容れられ、政治論に大なる影響を與へたのであつた。いま試みにスペインサに關係する文献のみを擧ぐるも、次の如く多數存するのであつて、其の外社會學若しくは社會學に關係深き學說なり思想なりとしては、英國方面に於いてはベントム、バツクル、ダーウキン、ハツクスレー、チンダル、バジヨツト、メイン、ラボツク、マクレナン、佛國に於いてはルーソー、モンテスキュー、ギゾ、フイエー、獨逸露其他に於いてはヘツケル、シエフレ、リ、エンフェルト等の人々の學說、思想が當時多數舶來せられ、其の影響を受けたのであつた。

スペインサ關係の文献

明治十年

權理提綱

尾崎 行雄譯

政府ハ獨立自助ノ氣風ヲ銷害スルノ論

箕浦 勝人譯

面貌ノ醜美ト心神ノ智愚ト相關スノ説

箕浦 勝人譯

明治十一年

斯邊撒氏代議政體論

鈴木 義宗譯

明治十三年

斯氏教育論

尺 振八譯

斯邊撒氏干涉論

鈴木 義宗譯

明治十四年

社會平權論

松島 剛譯

女權眞論

井上 勤譯

明治十五年

社會學之原理

乘竹孝太郎譯

改訂權理提綱

尾崎 行雄譯

刑法原理獄則論綱

山口松五郎譯

明治十六年

清徳之原理

政體原論

社會組織論

代議政體論覆義

社會學

明治十七年

政法哲學 二冊

(後編十八年發行)

萬物進化要論

哲學原理

明治十八年

斯邊瑣氏教育論義

自由教育論

スベンサー教育論第一編抄譯

明治十九年

山口松五郎譯

大石 正已譯

山口松五郎譯

宮城 政明譯

大石 正已譯

濱野定四郎 共譯

渡邊 治

西村 玄道譯

山口松五郎譯

小田 貴雄譯

矢野恒太郎著

標註斯氏教育論

宗教進化論

明治二十年

斯氏哲學要義

明治二十一年

代議政體得失論

明治二十三年

斯邊瑣代議政體論

明治二十四年

非國會論

明治二十五年

利勢論

斯氏倫理原論

明治二十六年

政治上の大謬信

明治二十七年

有賀 長雄譯

高橋 達郎譯

辰巳小次郎著

平松熊太郎譯

島田 豊譯

荻原 民吉譯

千田 鈞譯

田中 登作譯

小野得一郎譯

個人對國家論

明治二十八年

永井久滿次譯

五六

綜合哲學原理

明治二十九年

藤井 宇平譯

修辭論

明治三十三年

鶴田 久作譯

斯氏哲學評論

米、マツコシ述

以上の外に明治十一年には代議政體論が、十八年にはスペンサーの教育論が原文にて翻刻せられて居り、尙ソーシヤル・スタチツクスの翻譯も二三企てられて居る様であり、又ミル、スペンサー、バツクル、ギゾー等の著書は東京大學其他に於いて教科書として讀まれたのであつた。然らば之等の文献を通じての思想學説は實際に如何なる方面に影響を與へたであらうか、又何故に此種の文献が斯くも多く著はされ、好んで讀まれたのであらうか。凡そ具體的に之を云へば、之等の學説なり思想なりの影響は大體三つの方面に現はれたものではなからうかと思ふのである。勿論思想學説上のことなれば明確に其結果の現はるゝものでもなく、又容易に其の斷定の下し得ざるは云ふ迄もなきことなれども、各種文献を通じて見れば、一は所謂自由民權論者に及ぼしたる影響にして、他の一つは當時の官僚とスペンサー、ローレンツ・フォン・ス

タイン等との交渉であり、今一つは官學派を通じての當時の政治論に及ぼしたる影響にはあらざるかと思ふのである。

磐州河野廣中傳に、明治六年二月磐州が推されて磐前縣第十四區常葉の副戸長に任ぜられたる時の話として次の如く書いてあり、

夫れから常葉の副戸長になり、大に地方の民政に努力したが、常葉に就任してから初めて三春支廳に出頭した時の事である。三春町の川又貞藏からジョン・スチュアルト・ミルの著書で中村敬字の翻譯した自由之理と云へる書を購入し、歸途馬上ながら之を讀むに及んで、是れ迄漢學國學にて養はれ動もすれば攘夷をも唱へた從來の思想が一朝にして大革命を起し、人の自由、人の權利の重んず可きを知り、又た廣く民意に基いて政治を行はねばならぬと自ら覺り、心に深き感銘を覺り、胸中深く自由民權の信條を畫き、全く予の生涯に至重至大の一轉機を劃したものである。而も其の變化が不思議と思はるゝ程の力を奮ひ起したことは今更ながら一大進境の種たりしを思はざるを得ない。自由之理を讀んで心の革命を起せしは其の年の三月の事だ。

とあり、此の如きミルの自由之理によりて感化せられ、政治思想に變革を來せるの事實もあれば、或は明治七年民撰議院設立建白書の左院に提出せられ、加藤弘之博士の尙早説を唱へたるに對し、ミルの學説を引用して愛國公黨の同志が之に反駁を加へたるが如きこともあり、また

スペンサーのソーシャル・スタチツクスが尾崎行雄、松島剛、城泉太郎の諸氏によりて早くより翻譯が企てられ、尾崎氏の譯が再版を重ね、松島氏の譯書が出版に至らざるの先より、既に註文を受け、毎卷貳拾五圓の稿料にて約束せられしものが遂に全部六卷で二千五百餘圓の稿料を受けられし迄に非常なる賣行を爲し、土佐の立志社の如きは電報にて多數纏めて註文し來りし程に歓迎を受け、板垣退助伯は本書を目して自由民権の教科書なりと迄に一時之を推稱し、宮地幾平が本書の「國家を無視するの權理」の條を讀みて國籍離脱の願を出せるが如き、或は社會平權論を讀みて加波山事件に加はる決心を爲せし者すら出で、又板垣伯が明治十五年外遊してロンドンに行き、スペンサーに其政治論を聞かんとして訪問せしが如きこともあれば、大石正己氏がスペンサーの著書を多數譯せるが如き、何れも之等の思想學說が當時の野黨たりし自由民権論者に影響を及ぼせるの事實なるを示せるのではなからうか。竹越與三郎氏は之等の事情に就いて其著新日本史中卷一〇頁に次の如く書いて居られるのである。

此に於てかスペンセルの社會平權論、松島剛の手によりて譯せられ、此好潮に乗じて入り來り。此書は文明國と稱する英國に於てすら出版の便なく、僅に米國に於て出版せる程なりしに、其一たび譯述せらるゝや先づ之がために最初の洗禮を受けたる者は板垣退助なりき。此大首頭が一たび此書を手にしたりととの報あるや、社會活火の導口たる果敢有爲の好少年、擧つて此書を翻きしかば社會平權の精神は浩々滔々として社會に注入し來り、已に河津祐之

の佛國の革命史、リーバアの自治論（林董の譯書）等にして、略ぼ其理論と感情とを作爲したる社會をして、新に一時代を開き、社會と政治の組織とに向つて平權の大義を實行せんと欲せしめたりき。

以上は自由民権論者側に及ぼしたる影響である。之を當時の官僚方面に於いて見る。之又スペンサーとは可なり密接な交渉のありしことが見られるのである。

即ち牧健二氏は之等のことに就いて、法學論叢第十六卷第四號「ハーバート・スペンサーと日本の法律」に於いて可なり詳しく述べられて居るが、此の方面に於いては、兩者の關係は、日本の制度改革に就いて、明治三年閏十月より五年十月まで米國に公使たりし森有禮がスペンサーを訪問して意見を求めしに始まれる様であり、木村匡編「森先生傳」(六十二頁)によれば米國に公使たりし時代の有様を誌して次の如く書いてあり、

先生其學を好む。故に公使館に在るや、諸書を涉獵し、特に文學倫理の書を研究せり。スペンサー氏哲學、ジョン・スチュワート・ミル氏理財學の如きは、當時一人の注意するものなかりしに獨り先生は熱心に之を研究せり。

スペンサー、ミルの影響を受けしことは之によつても伺はれることであらうと思ふのである。然も此の如きことは獨り森有禮のみに止らなく、當時の官僚家とスペンサーとは可なり深い交渉が、今日殘された記録によればあつた様に思ふのである。

金子堅太郎氏は明治憲政經濟史論（國家學會編、大正八年）に「帝國憲法制定ノ由來」を述べて其の内に次の如く書いて居られる。

ソコデ英文ノ憲法ヲ持ツテ歐米ニ參リマシテ彼國ニテ著名ナ憲法學者又ハ政治家ニソレヲ渡シテ意見ヲ徵シタ、其意見ヲ徵シタ人ハ第一英吉利デハ「サー・ウヰリアム・アンソン」此ノ人ハ「オツクスフォード」大學ノ憲法ノ教授、ソレカラ「ダイセイ」此ノ人モ「オツクスフォード」大學デ有名ナ憲法學者、ソレカラ「ゼームス・ブライス」此ノ人ハ憲法學者ニシテ屢々内閣ニ列セラレタ政治家、ソレカラ「ハーバート・スペンサー」ソレカラ「ケンブリッヂ」大學ノ政治學ノ教授「セヂウヰツク」、ソレカラ「パールグレイブ」是ハ長イ間英吉利下院ノ書記官長ヲシテ居ツタ人、ソレカラ獨逸デハ「スタイン」ト「ゲツチンゲン」大學教授ノ「イヤリング」、佛蘭西ニ於テハ「ルボン」此ノ人ハ當時上院議長ノ秘書官タリ、殊ニ英佛獨ノ憲法ニ精通シ後ニ農商務大臣ニナラレタ、ソレカラ亞米利加デハ大審院ノ判事ノ「ホームス」「ハーバード」大學ノ憲法教授「サヤー」、又政治家トシテハ外務大臣「ゼームス・チー・ブレイン」是等ノ意見ハ或ハ長イノモアリ又短イノモアリマスガ、之ヲ一括シテ伊藤公ニ提出シマシタ。

以上は其の一節である。他國の者とは云へ、憲法學者、政治學者及び實際政治家に意見を問ふはまだしも、場違ひのスペンサーに迄、我が憲法に關する意見を聞くに至つては、當時如何

にスペンサーの學說に心酔し、其の意見を重んじて居りしかゞ何はれることであらうと思ふのである。而して、此の如き交渉は獨り此の場合のみではなかつた。之れより先森有禮は日本憲法の草案をスペンサーに示して其の意見を求めたと云ふことであり、（森先生傳によれば、明治十二年十一月より十七年五月まで公使として英國にありし時にスペンサーと交際せし由なれば或は此時に草案を見せしものにあらざるか）金子堅太郎氏又三度スペンサーと手紙の往復をなして憲法制定、條約改正、内地雜居等に就いて意見を求めて伊藤公に報告せられて居り、スペンサー又自ら日本に關する己れの意見を其の著書に發表して居るのが見られるのである。（詳細は牧健二氏法學論叢第十六卷第四號掲載論文參照）然らば之等の交渉に於いてスペンサーは大體如何様な意見を述べたであらうか。彼の著書論文が多くは自由民權論者に對して極めて急進的な思想を與へ、其の立論の根據となりたるに反して、誠に保守的な、寧ろ或點に於いては時代に逆行するが如き意見を日本に關しては特にスペンサーは述べたのであつた。即ち彼スペンサーは社會進化論の立場から日本の急激なる變化が必ずや失敗に歸す可きを説き、從來專制政治に慣れたる日本が一朝にして立憲政治を爲し得るの不可能なるを述べ、英國の憲政の初期に於ける下院の權限の如くに制限せられたるものを日本の衆議院にも與へて、三代四代と時を経て權限を擴張するがよしとの意見にして、日本の憲法がグナイスト、ローレンツ・フォン・スタイン等の獨逸學者の説を採用して、急進派の自由黨などの意見より餘程保守的な歴史を重ん

じたるものになりたるは云ふ迄もなきことなるも、更に保守的なるはスペンサーの意見であつた。宛も官學派の一人たりし加藤弘之博士が社會進化論の影響、殊に生物學的社會學說の取入れによつて、急進的なる天賦人權說を打捨て、時流に逆ひ、極めて保守的な立場に立ち、人權新說を著して馬場辰猪、植木枝盛、矢野文雄の諸氏と論争を引起したるが如くに、(詳細は新舊時代自由民權論、拙稿自由民權論と其の當時の社會學及び明治文化全集自由民權篇拙稿眞政大意、國體新論解題参照) スペンサーは社會進化論の立場から極めて保守的な意見を述べたのであつて、之等の意見は必ずや具體的ならずとも當時在朝の人々に其の思想的影響を與へたことであらうと思ふのである。されば社會學的思想、殊にスペンサー、ミルの學說、思想は明治前半期に於ける我が政治思想とは非常に密接な關係を保ち、其の急進的たるは保守的たるを問はず、何れの方面に向つても思想的影響を與へたことは大なるものがあつたであらうと思ふのである。然らば之等の思想學說は何故に斯くも多く取入れられ、廣く其の影響を及ぼし政治上の指導概念として求められたものであらうか。ペンタム、ミル、スペンサーと其間に多少の變りはあらうとも、同一徑路にたち、同じく十九世紀半以後英國思想界を風靡せる功利主義に據つて居りしことが、ペンタムに續いてミル、スペンサーの思想が新文化輸入と相俟つて我國に容易く受け入れられた一つの原因を爲せるものではなからうかと思ふも、更に見逃す可らざることは、當時の社會狀態が一人ミル、スペンサーに限らず、廣く集團意識の發達と共に、

社會を知るの社會學的智識を要したことに由るのではなからうかと思ふのであつて、維新後嚴然たる社會階級の失はれて、集團生活のより強く意識せられ、然も社會秩序の未だ充分に整はざる、新舊思想の混亂して居りし時に當り、新文化を創設し、明治新政府を建設するに際して、社會そのものに注目し、之の知識を得んとせるは當然のことにして、大石正巳氏譯政體原論の序文に、「古來我國ノ治政護國ノ責任ヲ負フタル者ハ只少數ノ武家ニ止マリ社會ヲ組織スル大數ノ人民ハ自國ニ住スルコト恰モ旅店ニ宿泊スルカ如キ有狀ナリシモ今ヤ然ラス世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ全ク三千有餘萬ノ頭上ニ罹レリ云々」とあるを見ても明らかに社會を意識し、一般民衆を背景として政治を行はんとするの意圖を示し、又山口松五郎氏譯社會組織論の序文に於いて、主權に關する説の種々存するを述べたる後、「是亦社會之生理未明也此書審解社會之生理則主權之所存亦由是而明焉其裨益於世寔鮮少也云々」とあるを見ても、或は大石正巳氏譯社會學の序文の一節に次の如く書いてあり、

然ラハ則チ人ノ世ニ處シ又其社會ヲ改良シ遂ニ人類ノ幸福ヲ増進セント欲スルノ士トシテ社會學ノ何タルヲ解セス人事社會ノ狀態ヲ察セスシテ直チニ實際ニ從事セント欲セハ此レ恰モ兵學ヲ修メシテ軍務ニ從事シ醫學ヲ修メシテ患者ヲ扱フト何ソ撰ハン彼ノ孟子ノ所謂方圓ヲ作ルニ規矩ナキ者ニシテ到底處世改良ノ目的ヲ達スル能ハサル耳ナラス却テ大ニ處世ノ路ヲ誤マリ社會ノ幸福ヲ滅却スルニ至ラントス故ニ苟モ處世ノ路ヲ識リ眞正ニ社會ノ幸福ヲ

増進セント欲スル者ハ必先ツ社會學ヲ研究シテ風俗習慣智識道德等都テ社會ノ組織狀態ヲ審察シ以テ人事ノ傾向ヲ推知シ世運ノ變遷ヲ測量セサルヘカラサルナリ然而テ今其處世ノ方針權衡トナスヘキ社會學ハ未タ甚タ多カラスト雖モ獨リ英國碩學斯邊瑣氏ノ著述ハ材料多ク引例甚タ精密ニ論理頗ル明確ナレハ之ヲ譯シテ世ニ公ニスト云爾

とあるのより見ても、當時割合に早くより多くの社會學的思想の取り入れられしことは、社會一般の改革を行ふの時に當りて、社會なるものに目をつけるに至り、之を意識するとせざるとに拘はらず社會を根本的に知るの必要が起りしからではなからうか。而して斯る礎地の存したることはより多くの社會學的思想の取り入れられし因をなせると共に、又一方之等の思想學說の受け入れられしことが尙一層集團意識の發達を促し、各方面殊に政治思想に顯著なる影響を及ぼし、或は學としての社會學の發達を促進したものではなからうかと思ふのであつて、要之に何れにしても兎に角ミル、スペンサー等の社會學的思想學說なるものは廣く我が國に傳はり一時非常に持囃されたものであり、其政治論に及ぼしたる影響は非常なものであつた様に思はれるのである。

終りに臨み、此の稿は井上哲次郎博士に負ひしこと大なるを誌し、茲に先生に感謝の意を表す。(昭和三年四月二十一日記之)

『東亞の光』第廿三卷第五號(昭和三年五月發行) 掲載

歴史的に觀たる本邦に於ける

社會學と公民教育との關係

明治初年我が國に社會學が輸入せられて以來此の方、凡そ公民教育と如何なる關係に社會學があつたであらうか？之が具體的關係にあつては極く最近のこと、云はざるを得ない。之等のことに就ては私が茲に説くまでもなく既に讀者に於て熟知せられて居ることであらうと思ふ。即ち昭和四年十月五、六兩日に亘り名古屋に開かれたる日本社會學會第五大會に於いては文部省より本會に對して「中等諸學校ニ於テ社會生活ニ關スル教育ヲ一層徹底セシムル方案如何」の諮問があり、文部省督學官佐藤禮云氏が説明に出席せられ、其の總會に於いては協議事項として(イ)「公民科教育ニ於ケル社會的事項ノ教授方針ニ關スル件」並びに(ロ)「専門學校ニ於ケル社會學ノ教授ニ關スル件」の二項が付議せられ、之が提案説明は本會常務理事戸田貞三氏が之に當られたのであつた。又同大會に際して公民教育講演會が開かれ、「公民科ニ於ケル社會學」東京高師教授綿貫哲雄氏、「公民教育ノ内容ニ關スル問題」東京帝大助教授阿部重孝氏、「公民教育ノ意義」文部省督學官佐藤禮云氏の講演がなされたのであつた。而して文部省諮問案及び總

會協議事項に就いては夫れ、答申案並びに建議案が總會に於いて可決せられて文部省へ傳達せられたのであつた。之等の内容其他に就いて社會學雜誌第六十七號（昭和四年十一月號）に記載せられてあれば、夫れによつて詳細は知られたのであるが、以上の如きことがあり、尙又社會學雜誌に於いては、少しく廣い範圍ではあるが、之を擧ぐれば次の如き關係諸論文が掲載せられて居るのである。

社會學雜誌第十六號（大正十四年八月）

社會學と高等試験及中等教育

同第三十五號（昭和二年三月）

教育的社會學の現状 田制佐重

ロス著「公民社會學」 福場保洲

同第三十六號（昭和二年四月）

教育社會學の現状（承前） 田制佐重

同第五十號（昭和三年六月）

普選の實績より見たる大衆の政治的意識とその教育 柳澤泰爾

同第五十八號（昭和四年二月）

Social Institution としての學校 田制佐重

同第六十六號（昭和四年十月）

公民教育と社會學 赤坂靜也

同第六十七號（昭和四年十一月）

日本社會學會第五回大會記事 林惠海摘記

以上關係諸論文の内赤坂氏の「公民教育と社會學」及び「日本社會學會第五回記事」は兩者の關係を知るに最も適切なものであり、又夫れが具體的現はれであらうと云ふのである。更に遡つて日本社會學院年報第一年第一卷より第十年の終りに至る其の間に於いて兩者に關聯ある諸論文及び具體的現はれに就いては次の如きものがある。

日本社會學院年報第二年第三、四合冊（大正四年三月）

學校教程として社會學の合理的部門 岩井龍海

教育と社會第（二大會記事） 吉田熊次

同年報第三年第一、二合冊（大正五年一月）

社會學と教育學 小林照朗

建部遷吾氏著「社會學と教育」 三浦哲郎

同年報第四年第一、二合冊（大正五年十二月）

帝國教育の根本方針 日本社會學院調査部

説林に於ける諸氏の論文
時報、教育教政調査機關の必要、教育の新可能性
第四回大會記事

同年報第七年第四、五合冊（大正九年八月）

高等教育及中等教育に社會學を課するの議

日本社會學院調査部（第五回調査）

調査員 赤神良護、阿部重孝、岩井龍海、江部淳夫、大島正徳、小林照朗、芝田徹心、建部
遯吾、田子一民、山内雄太郎の諸氏（五十音順）

總目、第一章提綱、第二章實施方法案、附録、參照、——實例

同年報第八年第一、二合冊（大正九年十二月）

米國に於ける社會學及社會問題を中等學校の學生に教授する事に關する從來の經過 戸田
貞三

同年報第八年第三、四五合冊（大正十年五月）

第八大會記事

我國教政問題管見 江部淳夫

米國に於ける法學教育の現況 高柳賢三等

同年報第九年第一、二合冊（大正十年十一月）

師範學校の社會學課題 稻垣重厚摘記

以上は日本社會學院年報に現はれたるところの社會學と公民教育とに關係する諸論文を稍々
廣い範圍に亘つて列擧したものである。尙この以前に於いても兩者の關係に於いて社會學を説
き、或は社會學の立場で公民教育を説いたものがあつたかも知れない。併し乍ら意識的に兩者
の關係を説き、社會學を高等教育に採り入れ、中等教育に採用せんとし、又は公民教育の根本
原理に資せんとしたのは此の時代からと云はざるを得ない。即ち具體的に其の努力の現はれ來
つたのは日本社會學院創立後のことであり、明治後半期時代には其の現はれは餘りにない様で
あつた。明治三十一年十一月社會學研究會の發會式に於いてなされた加藤弘之博士の 挨拶
（社會第一卷第一號掲載）有賀長雄 社會學研究の範圍 第四實地應用（社會第一卷第一號掲
載）高木正義 社會學研究の必要（社會第一卷第一號掲載）浮田和民 社會の社會的觀察（社
會第一卷第三號掲載）等の論文に現はされたる論旨に於いては社會學研究の必要と其の實効を
説き、夫れに關聯して政治、經濟、法律、社會生活の根本原理に迄論及して居らるゝも、其の
他に於いては雜誌『社會』（後ち明治三十五年二月『社會學雜誌』と改題）等に著はされたる論
文の多くを見れば社會學そのものゝ研究か、然らずんば其の雜誌のサブタイトルに「社會學社
會問題及社會政策上の評論」と誌されて居るが如く、多くは社會問題社會政策等に關するもの

であり、又當時残されたる他の文献に就いて見るも、其の傾向は理論的研究であつて、多くは原理の應用に至らなかつたし、又之に注意を向けてゐなかつた。社會の理論研究が盛んであり従つて公民教育等に關心を持たざりしことは云ふ迄もない。然るに明治前半期に於いては之と全く其の傾向を異にするのであつた。多くの學問は儒教主義の影響の尙著しく残存せし當時にあつては治世安民の要道として學ばるゝのであつた。社會學又其の例に洩れず、政治を行ふの指導原理として多くは之を採り容れてゐたのであつた。

葵川信近が『北郷談』にて最も早くコントの實證主義を我國に紹介し、コントの宗教論、ダウキン進化論、ミルの宗教論等によりて耶蘇教退治をなせるは稍々其趣きを異にせるものと云はざるを得ないが、併し乍ら之とても『北郷談』の出版せられし大教院なるものが、廢佛毀釋の後に於いて神佛妥協して外教に當り、國民思想の統一を目的とし、神官僧侶を無給の名譽職たる教導職に任じ、全國に大教育、中教育、小教育を設置し、所謂思想善導を行ひ一種の成人教育を行はんとして設けられしものであり、葵川信近又それに關係あり、其の説く所、論旨の歸結が結局は國教制定にありしを思へば、『北郷談』に社會學説を引用せしも又一般の例に洩れざりしものと云はざるを得ない。社會學其のものを學に非らずして殆んど有らゆる場合に於いて當時社會學説は政治思想、國家生活或は社會生活の知識涵養の資とせられたのである。今其の例證を擧ぐれば次の如きものが見らるゝのである。

末廣重恭著二十三年未來記（明治十九年）八六頁

蓋し泰西哲學我國ニ入リシヨリ社會ヲ學ゲテ一時ニ之レニ風靡シ其ノ洋學ヲ修メ僅ニ「リドル」又ハ英米歴史ノ數卷ヲ讀ミシ者ハ直ニ進ンデ哲學ヲ攻究セント欲セザルハ無ク五六十年マデハ書生ノ喜ビテ談ズル所ハボツクル、ギゾー、ミル等ノ著書ナリシガ近來ハ變ジテスペインサアトナリ「スタチック」「スタアデー、ヲフ、ソシオロジー」ノ如キハ家々ノ帳裏ニ此ノ書アリ。以テ夫ノ王充ノ論衡ニ比スベシ亦盛ンナリト云フベキナリ。

スペインサ一原著乗竹孝太郎譯社會學之原理掲載、外山正一博士筆新體詩序文の一節（明治十五年）實に珍らしき良書なり、社會の事に手を出して、何から何と世話をやく、責任重き役人やはしり書きやら空しやべり、舌も廻らぬ癖にして、天下のことは一と呑みと、ほら吹き立てゝ利口振る、新聞記者や演説家、此の書を読み思慮なせば、人を誤る罪とがは、少しは減りもするならん、（中略）政府の舵を取る者や、輿論を誘ふ人達に、社會學をば勉強し、能く慎みて輕卒に、働かぬ様願はしや。

スペインサ一原著大石正己譯社會學序文ノ一節（明治十六年）

然ラバ則チ人ノ世ニ處シ又社會ヲ改良シ遂ニ人類ノ幸福ヲ増進セント欲スルノ士ニシテ社會學ノ何タルヲ解セス人事社會ノ状態ヲ察セスシテ直チニ實際ニ從事セント欲セハ此レ恰モ兵學ヲ修メスシテ軍務ニ從事シ醫學ヲ修メスシテ患者ヲ扱フト何ソ撰ハン彼ノ孟子ノ所謂方

面ヲ作ルニ規矩ナキ者ニシテ到底處世改良ノ目的ヲ達スル能ハサル耳ナラズ却ツテ大ニ處世ノ路ヲ誤リ社會ノ幸福ヲ減却スルニ至ラントス故ニ苟モ處世ノ路ヲ識リ真正ニ社會ノ幸福ヲ増進セント欲スル者ハ必先ツ社會學ヲ研究シテ風俗習慣智識道德等都テ社會ノ組織狀態ヲ審察シ以テ人事ノ傾向ヲ推知シ世運ノ變遷ヲ測量セサルヘカラサルナリ然而テ今其處世ノ方針權衡トナスヘキ社會學ハ末タ多カラスト雖トモ獨リ英國碩學斯邊鎮氏ノ著述ハ材料多ク引例甚ダ精密ニ論理頗ル明確ナレハ之ヲ譯シテ世ニ公ニススト云爾

スベンサー原著大石正己譯政體原論序文ノ一節(明治十六年)

古來我國ノ治政讓國ノ責任ヲ負フタル者ハ只少數ノ武家ニ止マリ社會ヲ組織スル大數ノ人民ハ自國ニ住スルコト恰モ旅店宿泊スルカ如キ有狀ナリシモ今ヤ然ラス世運變遷シテ治政讓國ノ責任ハ全ク三千有餘萬ノ頭上ニ罹レリ云々

政學階梯第一卷 政學階梯ノ卷首ニ書ス(島田三郎誌)(明治十五年)

人民ニシテ國事ヲ自任スルノ氣象ニ乏シキトキハ、良制善法ノ設ケアリト雖、其私用ヲ社會ニ施ス能ハサルナリ、人民ニシテ政治ヲ改良スルノ精神ヲ缺クトキハ、俊秀魁傑ノ士出ツルモ、其ノ驥足ヲ國家ニ展フル能ハサルナリ、十九紀ノ半世ニ當リ、佛國ノ憲法、美ナラサルニアラサリシモ、人民ノ多數、國事ヲ自任スルノ氣象ニ乏シク、往時革命ノ際ニ當リ、自由ノ氣、鬱勃制ス可カラサルノ狀アリシ者、即チ行潦ノ水、一朝ニ其勢ヲ減スルカ如ク、忽

チ自治ノ勞ヲ厭ヒシカハ、ナポレオン三世其ノ志望ヲ得テ擅治ノ制ヲ歐洲ノ中原ニ建立シ、佛民ヲシテ、姦雄頤使ノ下ニ奔走セラシムル者十數年、夫ノ民主制ノ憲法、是ニ至テ輿收紙タルノミナラサルナリ、此ノ間俊魁傑ノ士ナキニ非ス、愛國公正ノ人ナキニ非サリシモ、猶リ奈何セン、人民ノ多數、姦雄籠絡ノ術中ニ獨リ、彼ニ歸シテ此ニ服セサルコトヲ、英人ヘールンカ佛國住時ノ憲法ノ力ナキヲ嘲笑シテ、紙製ノ憲法ト云ヒシモ、治ナキニ非サルナリ、是歐洲近時ノ志士ノ、力メテ社會ニ政治ノ教育ヲ擴充シ、自由ノ精神ヲ揮霍スルヲ以テ自由ノ泉源トナシ、治國ノ要道トスル所以カ

世ノ理ニ通セサル者、動モスレバ趣チ曰ハク、西洋政理ノ說ハ、治安ニ害アリト、曰ハク、人民政理ヲ解スレハ、政府治術ヲ施スニ苦シムト、是皆謬妄ノ甚シキ者ニシテ、深ク辯スルニ足ラサルナリ、然リト雖世間既ニ此ノ種ノ謬妄ヲ懷ク者アルハ、又全ク之ヲ不問ニ措キ難キ者アルトキハ、夫レ天縱ノ才ヲ懷キテ、社會ノ理法ヲ尋究シ、以テ名ヲ歐西ニ擅ニスル者現時ニ在リテハスベンセル其人ナリ、其ノ言雋偉卓絶、凡眼ヲ驚カス者アルカ爲ニ、世或ハ亂俗ノ學ヲ以テ之ヲ視ル者アリ、是深ク之ヲ察セサルニ由ルナリ、スベンセルノ言ニ曰ハク、社會ハ無形ノ生物ナリ、有機的ノ暢發ヲ爲ス者ナリト、夫レ社會ヲ以テ一生物ニ比ス、則チ其ノ生長ハ必ス自然ノ序ヲ履マサル可カラス、社會ヲ以テ有機的ノ暢達ニ比ス、即チ其ノ改良ハ、天法ノ理ニ違フヲ得サルノ理、自ラ見ルヘキナリ、豈急進ヲ説キ、激變ヲ事トスル者

ナランヤ、過激理學者ノ名アルスベンセルニシテ、其ノ説此クノ如シ、其他苟モ能ク世ニ名聲ヲ得タル政治家ノ書ヲ讀ムアラハ、皆治安ヲ維持シ、改進ヲ計リ計畫スルノ資トナラサル者アラサルナリ、故ニ西人ノ政理ヲ以テ、治安ニ害アリト云フハ、徒ラニ其ノ字句ヲ讀ミテ其ノ精神ヲ曉ラサル者ノ言ノミ、即チ誤讀ノ過チニシテ、其ノ書ノ罪ニアラサルナリ、夫レ誤リテ之ヲ讀マハ、何ノ書カ世ニ不利ナラサラン、醫書ハ人ノ疾苦ヲ治スルノ術ヲ教フルノ具ナリ、庸醫誤讀シテ以テ人ヲ害ス、是即チ庸醫ノ罪ニシテ而シテ醫書ハ與ラサルナリ、蓋シ主治者タル人、能ク政理ヲ解シ、社會ノ理法ニ通セハ、抑壓ノ有害ヲ曉リ、干涉ノ無益ヲ知り、政道其ノ正ヲ得ン、人民タル者、政理ヲ解シ、社會ノ理法ニ適セハ、自治ノ精神ヲ發シ、依頼ノ陋風ヲ脱セン、況ヤ社會ノ改進ニ天即アルノ理ヲ解セハ、急激ノ行爲、自ラ跡ヲ絶タントスルニ於イテヤ、……………以下略

尾佐竹猛博士は社會學雜誌第六十一號（昭和四年五月）に掲載せられたる「初期の政黨」に於て（三一頁）次の如く云はれてゐる。

しかも更に思想的にいへば封建教育、即ち治者教育、特殊階級的に養成せられたるが故に、如何に進歩したる歐米學說を採り容れても、その根底に於て、人民には命令すべきものゝ教ふべきもの、論すべきものといふ思想の脱せざる爲め、善政さへ施せば人民はこれを謳歌すべきものである、何ぞ政黨の必要あらんやといふ東洋流の根本的謬想が潜在して居つたから

である。

誠に博士の云つて居られる通り確に一般的には如何に進歩したる歐米學說を採り容れても尙當時に在つては封建的色彩が強く、概して多くは支配階級の立場から學問が學ばれ、學說が採り容れられたのであつた。先に掲げたる外山博士の新體詩の序文の内に、「政府の舵を取る者や政論を誘ふ人達は、社會學をば勉強し……………」とあり、政學階梯に於ける島田三郎氏の序文の内に、「曰ハク人民政理ヲ解スレハ、政府治術ヲ施スニ苦シムト」とあるが如きはその一端の現はれにして、學問は治者教育の爲に必要であり、廣く一般の爲めには左程顧りみられざりし有様であつて、依らしむべし、知らしむべからずの傾向は尙強く残り居り、目標は常に治者の立場に置かれたのであつた。されば公民教育を廣く一般に行ふが如きは當時の爲政者には未だ到底其の考への及ばざりし時代であつたのである。然かも此の時に於いて既に公民教育的色彩が現はれ、其の傾向が強く、恰も之れを目的としたかの如くに思はるゝのは明治十五六年前後に著はされたる社會學的文献に於いて見らるゝのである。之を例へば先に掲げたる大石正巳氏の政體原論の序文に、「今ヤ然ラス世運變遷シテ治世護國ノ責任ハ全クニ千餘萬ノ頭上ニ羅レリ」とあるが如きは既に其の傾向を現はして居り、前掲島田三郎氏の政學階梯の序文に於いて、「蓋シ主治者タル人、能ク政理ヲ解シ、社會ノ理法ニ通セハ、抑壓ノ有害ヲ曉リ、干涉ノ無益ヲ知り政道其ノ正ヲ得ン、人民タル者、政理ヲ解シ社會ノ理法ニ通セハ、自治ノ精神ヲ發シ、依頼

ノ陋風ヲ脱セン」とあるが如きは社會生活の眞義を知らしめ、政治教育を施さんとする意圖の明らか現はされて居り、今日の所謂公民教育の一種とも見做さるべきではなからうかと思はれるのである。

更に此の様な色彩の最も強く表はされ、此の種文献として著るしきものには次の如きものが數へ挙げられるのである。

人間の公共の説 杉享二誌（明六雜誌第十六號、第十八號、第十九號、第二十一號）（明治七年八月—十一月）

通俗社會論 一人人間世界の組織 和田稻積著、宮崎富要閣 明治十六年七月

此の二つの文献に於いては社會學と今日の所謂公民教育とが最も強く結びついて著はされてゐる。社會を説明し、其の生活を説き、政治、法律、財政、宗教に迄論及して居り、殊に後者「通俗社會論」に至つては其の名の示す如く一般の人々に教育するを目的として書かれて居り其の序文には其の意を現はして居るのである。

通俗社會論自序

嗚々何者か斯の勞力社會の民を指彈して政治社會外に放擲し去るべしと謂ふ乎夫れ政治の根本は多數の人民の好意に適するに在焉而して多數人民は即ち勞力社會なり故に其好意却ち政治の根本なりと云ふを得べき也唯だ奈何せん斯民未だ自由の尊むべく權利の重んずべきを

曉さるが故に常に政治の得失を度外視するを然れども誨すして之れを責む酷も亦た太甚しと云ふべし我輩茲に嘆ある久矣嗚呼此の一小冊は豈に唯だ斯民の惰眠と彼の腐儒俗士輩囑語とを攪破するに止ると云ふ可ん哉

日本紀元二千五百四十三年七月下浣

於 東京 半狂瘦士識

即ち廣く一般に政治教育を施さんとするの目的によつて書かれたのであり、其の内容とする所は次の如きものである。

緒言、第一章人類野蠻狀態、第二章政府起源、第三章政治種類、第四章政府職分、第五章國家憲法、第六章國家憲法種類、第七章國家三大權、第八章政府權利義務、第九章人民權利義務、第十章政府人民關係、第十一章國家租稅、第十二章國家理財、第十三章國家元氣、第十四章國家兵備、第十五章國家通貨、第十六章國會、第十七章政黨、第十八章結論、

其目次に於いては著るしく現はれ居らざるも、其の内容に於いては甚だしく社會學的色彩が表はれて居り、今其の一例として舉ぐれば結論の一説には次の如くに述べて居るのである。

凡そ天地間の萬物は皆な悉く變遷化醇の作用によりて漸次に其性質を改良せざる者は一も之なきなり試みに吾人々類の地上に生出せし時より其の今日に至る迄に於て受くる所の心靈及び形體上の變化を見よ最初の遲鈍は鋭敏となり初生の鬆粗は緻密となり遂に完全周到の結

果を呈するにあらざるや是れ即ち新陳代謝の運営と習慣経験の効果とによりて得る所の妙用と云はざるを得ざるなり蓋し人類は其の初生に在つては最も簡單なる組織によりて繼かに生じ得べきも其の漸々進歩するに従つて最も繁雜な組織を要するが如き其の境遇の如何によりて自から之れに應ずるの用意なかるべからざるなり

人類政治社會の事も亦何ぞ之れに異ならんや其の野蠻の時より漸次進んで文化の域に達する迄の間に於て許多の變化を経ずんばあらざるなり抑も人類社會は即ち吾人人類の集合體なれば彼のスペンセル氏の所謂人類社會の組織を以て有機體に相ひ類似せりと云ひしは實に良書と稱すべく有機體は即ち日常化醇の作用によりて在來の形質を豺變し遂ひに善良の形質となるなり然らば則ち人類社會特り化醇の作用に關らざるの理あらんや此の理を研究すれば世の文化に進み人の智徳を全とうするを得るの所以を知るに於て亦た決して難きにあらざるなり我輩は人類政治社會のことに付き其の組織の大略を説き未だ社會等の旨を知らざる輩に示し而して少しく了る所あらしめんとの微意より曩に此の一篇の文を草して我が輸入自由新聞紙に掲載したりき(中略)

而して未だ尙人類政治社會の組織に必要な論すべきもの蓋し少からずと雖も稍々繁雜に渉るの嫌あるのみならず下手の長談議は却つて讀者諸君の欠伸を促すの罪あれば本篇は茲に其の局を結び復た應に其の缺を補ふ所あるべし(以下略)

即ち在來の法制經濟に社會學を採り容れし今日の所謂公民教育に甚だしく調子の似て居た事は當時著はされた斯る文献にても判る。即ち自由民權運動時代に於ける當時の社會學は有識階級の人々に政治上に於ける根本原理、指導原理を與へしと共に又廣く一般の人々を教育する所大なるものがあつたのである。斯の如き傾向は實に國會開設前後に迄及んだ。之を卒直に云へば明治初期に於ける社會學は今日の所謂公民教育とは密接不可分の状態にあつた。中頃にして純粹社會學そのものゝ研究となり、大正以後に於いては一方に社會學夫れ自身の研究が大に勃興したと共に他方には社會學は又公民教育と接觸するに至りし事が今日迄に於ける大體の状態であり、兩者の史的關係を説明するものであらうと思ふのである。

註。自由民權運動、其の政治思想と當時に於ける社會學との詳細なる關係に就いては「新舊時代」第二年第四・五冊掲載拙稿「自由民權論と其の當時の社會學」、及び「明治文化研究」第四卷第七號掲載拙稿「代議政體の研究」を参照せられたい。(昭和六年三月三十一日)

『季刊社會學』第一輯(昭和六年四月三十日發行)掲載

普選への歩み

—加藤弘之博士の「隣草」を思ふ—

(上)

事のなるは成るの時になるに非ずして、必ずやその深く淵源する所がなければならぬ。我國に立憲政治行はれて以來、既に四十年近くを経過し、漸く普通選舉制の確立せらるゝに至り議會解散と共に今や世を擧げて普選に直面し、大衆の趣く所正にその意志の政治上に現はれ、これを動かさんとするに至りしことは、幾多先覺者の努力に負ふ所大なりといはなければならぬ。家を捨て身を顧みず、熱烈火を吐くが如き運動を続けし自由民權論者を始め、その他多くの有識者の犠牲的行動によつて漸く今日の如き政治的進轉を見るに至つたのであらうが、これ等の経過を見るにつけても想ひ出だされるのは、精神的糧をこれ等の人々に與ふるべく著はされた所の文献、殊にその最初の礎石をなせる所の加藤弘之博士の「隣草」であらうと思ふ。

◆ 加藤弘之博士については色々いふべきこともあらう。さりながら少くとも、我國にやゝ具體

的に立憲政體のことを初めてこの書によつて紹介せられたことの一事は、何んといつても當時の先覺者であつたといはなければならぬであらう。實にこの隣草は早くも文久元年に博士が筆を執られたものであつたが、博士は後にこの當時のことを述懐せられて、次の様に述べられて居る。

蘭學を修めるにもまづ文法書の外には少々醫者の本も讀まなければならぬ。(中略)それで五年許り勉強して居る中に、その時分に幕府が建てた蕃書調所といふ學校、是は即ち今の帝國大學の元祖であるが、その教員に入れて貰ふた。是れは私の二十五歳の時であつて、それから私は書物に便利を得て來た。その時には世間に無い書物がそこにある。それを讀む事は誠に都合が宜しく、書物を寫すことをせぬでも宜い様に成つた。しかして教員をやる間に自分の書物を讀むことが出來たのであるから至極都合が宜しかつた。

その頃までは私の初志を繼いで西洋の書物を讀むのは西洋の軍學や砲術の事をやる爲の積りであつたが、併し蕃書調所にはいつてからは、そこには世間に無い他の書物がある。それを讀んで見ると面白い。哲學、社會學、道德學、政治學、法律學、さういふ事の書物を始めて見た。まだ世間にはさう無い時で、かういふ者を讀むと中々面白くもあり、かつその時分には西洋の兵學や訓練をやる人が大分出來た頃であるから、そこで私の思想が變つて來た。自分の家は先祖から甲州流の兵學をやつて居て自分もそれをやる積りであつたけれども、私の

好む所はそれより他にある。のみならず世間には兵學をやる人が多く出来たれども、哲學、社會學、道德學、法律學といふやうなことは餘り世間に無いから、その方をやつたが宜からう。世間に無い學科は自分にも面白く、又世の爲にもその方が良からうといふ考で、志を變じた。この如く志を定めて一生縣命でやつて居たが、本は充分に有つても、その解らぬ所を聞く先生もないから、つまりは自分が読んで一人でどうかかうか解するだけで有る。實にこまつたことであつた。

(下)

か様にして博士は最初軍學砲術を學ぶ積りであつたが、蕃書調所に入られたことから志を變へられ、初めは蘭學、次いで英學を學び、後に學問は獨逸が一番盛んなる事を聞かれて専ら獨逸の書を読まるゝに至つた様で、更にその思想的變革については次の様に述べられて居る。

さういふ譯で段々西洋書を読むに連れて西洋の思想が自から分る様になつて來た。それから西洋人のもつとも尊んで居る耶蘇教といふものについて考を起して、そこで耶蘇教の書物も一通り読んで見た所が、ドウも餘り感心することが出来なかつたけれども、しかし學術のもつとも開けた西洋人が尊崇する宗教であるから、何か餘程優れた宗教であらうといふ念は長く持つて居たが、ドウも別段感服した事もなかつた。

(中略)それから哲學の書物や、道德の書物、又政治だの法律だの、書物を読んで見た所が、

さういふ事には餘程感心した事が多い。その感心したといふのは、まづ第一に人間といふ者は平等な者で、生れながら天かな授つたいはゆる天賦の權利といふ者を有つて居るものであるといふ様な、今からいへば古い思想であるけれども、さういふ思想が西洋人にあるといふ事を大變感服した。さういふ様な考は今までは支那や日本に無いものであつたから、それでヒドく珍らしい事に思つて、しかしして誠に眞理であるといふ様に考へた。かやうな所から一つ新たな思想が自分に出來て、それから種々の著述が生れて來たが、その第一の著述といふものは「隣草」と名をつけた書である。

◇

かくして當時博士の讀まれた原書は何人の著書であつたかは、今もつて不明なるも、それに説かれて居た、その當時の日本人にとつては始めての平等思想たる天賦人權説は、當時の若き學徒の心を非常に感動せしめたものゝ如く、遂に天賦人權主義によりて我國最初の立憲政體を説ける「隣草」を博士は二十六歳の時に書かれたのであつた。時に文久元年十二月七日のことにして、あたかも萬延元年三月三日櫻田の變のありし翌年なれば、天下騒然たるの時であり、さればこの時に當り西洋の政體を讚美するが如きことは思ひもよらざることにて、これを説くが如きは危険極まりなきことなれば、遂にこの書は幕府および攘夷家を憚りて、その當時において出版せられなかつた様であり、僅に寫本によつて極少數のものに傳へられたものゝ様で

あつた。

されば當時果して何人がこれを寫し、どれ程の範圍において傳はりしものかは判明しない。たゞその内容、文章等に至つては、明治年代に既に二回、即ち明治三十二年出版の太陽臨時増刊號「明治十二傑」および三十三年出版の加藤弘之講演全集に加藤弘之博士自身が著はされて居り、最近に至りては尾佐竹猛氏著「維新前後における立憲思想」に大體の主旨が紹介せられて居れども、最初に書かれた寫本については、これを傳へし所もほとんど無かりしかば、その體裁等に至りては更に不明であつた。

幸にして筆者最近之を偶然の機會より手に入れることを得たが、それによれば半紙三十七枚程に非常に綺麗に書寫されて居り、明治年代に博士が出版せられしものと比較すれば、寫本の常として漢字の使ひ方、外國語の發音等においては多少異なる所あり、後に出版せられしものは博士が多少手を入れられたものか、これ等の點に就いては整備せられて居る様である。その説いて居る内容はいふ迄もなく立憲政體で、議會政治を讚美し、天賦人權説を主張し、當時にあつては日本のことを書くは幕府に憚る所より、場所を支那に藉りて、昔は善い國なりしも政治が公平ならざる所より、衰ふるに至りしことを述べ、須らく西洋に模倣して立憲政體を施す可きことを問答體にして説かれしものにして、今日から見れば誠に平凡なことであり、これ程

のことすら尙かつその當時にあつては危険視せられたのかと思へば、不思議に思はれる程のことにて、實に隔世の感あり、僅か七十年足らずして早くも普通選舉制の施かれたる今日の世の中と相對照して見るとき、今更らながら時代の推移には驚くの外はないのである。

【東京帝國大學新聞】第二四〇、二四一號（昭和三年二月十三、二十日發行）掲載

奢侈論に現はれたる明治初期社會相

郵便報知新聞九百五十二號（明治九年四月五日）の社説に何人の筆になつたかは知らないが次の様な社説が掲載されて居る。

論者皆曰く奢侈は國の鴆毒也節儉は民の良藥也と實に然り人民の氣風流れて奢侈に趣くは國の幸福と云ふべからず今吾國の貴族縉紳大率奢侈に耽り争ふて貨財を糜するが如き風習あり是果して國の幸福に非るか。

今斯くの如き問題を掲げて我輩に臨まば我輩は判然之に答へて言はん我國の貴族が奢侈に耽りて貨財を糜するは國の幸福なりと、人或は言はん貴族縉紳も亦吾國を組織するの一元素なり即ち日本國民たるを免れず純然たる日本國民にして貨財を糜するは一國額收の一原因とならざるを得んやと其れ或は然らん、然れども我輩は切に信ず我國現今の有様を以てすれば貴族縉紳にして殊に意を節儉に注ぎ奢侈に流るゝなくんば他の民種は何に因て生計を達するを得ん將た何を以て貧困を免るゝを得ん、今若し貴族の一身一家の爲めに謀らば貨財を費やして奢侈に流るゝを以て得たりとすべけんや然れども廣く一般の公利に着眼するときは貴族の奢侈は人民の幸福と謂はざるを得ず今や貧神窮鬼の爲めに逼られたる人民は已むを得ず貴族

の奢侈を以て一條の活路と做さざるを得ざるなり。

我輩は之を孟德魯氏モンテスキューに聞く帝王政治の國に在りては富有の分賦甚だ不平均なるが故に奢侈を要せざるべからず、富豪にして貨財を糜せずんば貧人は饑餓せざるを得ず、富豪の費糜は富有の異なる割合に關するが故に奢侈も亦此割合にて増加すべし、蓋し私財の増殖一種族に偏倚する所以は他の種族より必須の財用を奪掠したるによれり故に此奪掠せる者は復た他の種族に還らざるべからず云々と爰に掲げたる一段は孟德魯氏がサムプチュワリイオオ（衣食の制度を定むる法律）に就て陳述したるものにして帝王政治の下には此法律を用ゆべからざるの理を論じたるなり。今此の説は此國の有様に適するや否やは暫く措き我國今日の華族の如きは莫大の富を有せりと云はざるを得ず、將た莫大の富を有するの本源ありと云はざるべからず。試みに思へ曾て封建時代の富有を其儘に保存したる上今又巨額の家祿に富有の基を据へたるを富有の分賦不平均なりと云はざるを得んや。斯くの如き不平均ありて社會富有の分賦に存したれば此不同を醫せんが爲めには一種族の奢侈は他種族に必要なり、他種族に必要する所は一國に必要なり、一國に必要な所は眞理の存する所なり。今若し孟氏の言を用ひば華族に私財の増殖したるは良民必須の財用より取り去りしに由れり、故に華族の私財は結局良民に還らずんば富有分賦の不同を醫する事能はず、其還る方途如何を問はず汝に出でて汝に還るは天の然らしむる所なり儻くは誤用其貨財の貴族より脱出するは良民の貧困を醫

する原因に非らずして何ぞや。今大貴族の徒相争ふて其貨財を貯蓄し勉めて節儉をなし而て其貯蓄する所を以て人民に分賦するか或は他の方法によつて一般の富有分賦に平等を致さしむるあらば豈敢て其奢侈を僥倖することをせん。然れども斯くの如きは畢竟望む可らざるに在るを知らば我輩も亦孟德咎氏の説により豪族の奢侈を藥石として富有の不同を療せざるべからず。昔時徳川氏の勅圖を擴むるや諸侯の家族を都下に致し、殊に土木の工を起さしめ數々參勤の奔走に疲らし種々様々の方便を以て諸侯の富有を殺ぎ以て其勢力を減じ、從順を霸主に固くせしめたるは、即ち富有をして偏倚せしめず自づから其分賦を平均する趣向ならずや。徳川氏は一家の爲めに之を爲るも亦自から偏倚を醫するの微影をなしたりき。我輩は論じて爰に及びたりと雖も敢て豪族を教唆して奢侈を勸るに非ず、唯其奢侈は一般人民に利する所なきに非るを以て敢て之を擯斥せざる事管に之を擯斥せざるのみならず奢侈の豪族に行はるゝあるは人民の幸福を擴及する一端とせり。然れども奢侈は惡業なり良事とすべからず爲めに豪族の私徳を損ずる事なきに非ず、故に豪族の一身一家に就て之を謀らば豈之に耽るを許さざらんや。然れども一般の公利を謀るに急にして少しく事の輕重に理論を及ぼすときは我輩は敢て其奢侈を禁ずるの言を發せず、又之を勸むるの語を吐力す。只其爲す所に任じて之を傍觀せんと欲するなり。

私は此社説を読んで非常に興味を覺えたのである。それは當時の世相が如何に從來と異なつ

て來て居たか此の如き社説によつても伺はれるからである。在來の思想から云へば奢侈に就いては殆んど倫理的に解釋されるのみで、假令又經濟的に見られても總べて罪惡視されて居た様である。歐洲に於いても奢侈は罪惡と見られ、*Sumptuary Law* と稱して中世紀時代に於いては奢侈禁止令が行はれ、政治家學者相共に其の禁止の必要を熱心に主張したものであるが、東洋に於いては夫れが殊に激しかつた様である。支那古代に於いては學者は概して奢侈を以つて道徳に背戻し人民の福利に害ある惡行と爲し、殊に墨子の學派の如きは古代希臘のストイック派と同じく奢侈を以つて道徳の進歩を阻害する邪行となし、孔、孟、荀等の儒派に比すれば一層嚴格に奢侈に反對して節儉を説き、「凡そ衣裳を爲るの道は冬は温を加へ夏は涼を加ふる者に止め加へざる者は之を去る、凡そ宮室を爲るの道は冬は風寒を圍ぎ夏は暑雨を圍ぐことを加ふる者に止め、加へざる者は之を去る」(墨子節用上)と云つて居る様であり、之等はレッキ(Lecky)の道徳史に「節儉は商業盛ならずして遲緩且つ堅固なる事業(農業の如き)に依て殖産を計りつゝある邦國に於いて盛んに行はるゝものなり」と云つて居るが如く、東洋の社會が最初から定着的であり、村落の社會を爲し、多く農業を生業として居つたから斯く節儉論が盛んであつたらうと思ふのであるが、我日本も亦其例に洩れず倫理的節儉論の旺んであつた事は、儉約に關する説話の非常に多く、例へば頼朝が美服を着けて出仕した筑後權守俊兼の小袂を切り、最明寺入道が味噌を下物に夜話をなし、松下禪尼が障子の縊張りをした話の如き、かう云つた話

の多く傳はつて居る事によつても想像せられるが、殊に徳川時代の如きは他に其例を見ざる程に節儉論が喧しく、伊藤仁齋の童子間に「儉者萬善之本、奢者衆惡之基」とあるが如く、多くは徳義問題より出で、居た様であつて、之等は當時の經濟組織が全く國內的であり、大體自足の經濟であつて、其の社會は生産階級たる農民と受給階級たる武士階級に分れ、其間に介在する商人階級はあつても未だ發達しない状態であり、従つて兩者の間にあつて考慮せられず、農民と武士との關係のみに着目して武士は受給階級たるが故に節儉するを以つて徳義上の義務とし、其の主張する所の節儉論は千遍一律、悉く倫理問題の範疇を出でなかつた様である。

斯かる状態であつた時代の直後に此の如き奢侈論の早くも出づるに至つたことは、當時の社會が如何に急激なる變化を受け封建時代と懸け離れた社會相を持つに至つたかと云ふことが想像せられるのである。勿論此の議論は翻譯的なものであるかも知れない。又其結論を曖昧にして居るが如きは未だ倫理問題として見たる節儉論に囚れ、其の影響を脱し切れないうで居ることを現はして居る様に思はれるが、此の社説に於いて、奢侈に對し、時によつて之を肯定し、奨励するが如き態度の現はれて居ることは、其の當時として誠に珍らしいことと云はなければならぬ。未だ封建制度が崩潰されて間もない時であり、當時は我が國資本主義經濟組織の萌芽にも達しない時代であつて、新しい生産業の微々として振はなかつたことは云ふ迄もない。従つて其處には勞働力の需要のなかつたことも充分想像せられるのである。而も上に立つて居た

武士階級は祿を離れ、國民の大多數を占める農民階級は、徳川幕府の慘酷なる政策により、「百姓は殺す可らず、生かすべからず」と本多某が云へる如く、生死の境に置かれ、「胡麻の油と百姓は絞れば絞るほどとれる」(本多利明西域物語参照)と云はれし程に誅求された後をうけて居れば到底餘裕などはない。之に反して一方には社會の急激なる變化によりて思はぬ暴富を得て居る者もあり、一般には維新後急激に新文物の輸入が多くなりて當時の人々の慾望を刺戟すること少からず、而も思想的には自我觀念の自覺に基き、政治上には徹底した個人主義を採用せんとし、經濟上に於いても個人自由主義を骨子としてあるマンチエスター學派の説を尊重した時代であり、著るしく個人主義に傾き從來の如く儉約一點張りて抑へつける譯には行かない。之に對して當時は加藤弘之博士の交易問答(明治二年)に頑六と才助と問答する内にもある如く、物價は高くなりて生活難を來し、爲政者は未だ社會政策的施設を知らない時であれば、財の流通を計る爲めに一部階級の奢侈を望むが如き言動の時々現はれて來たのも無理もなかつたかと思ふのである。されば此の如き「貴族の奢侈は一般の公利にして人民幸福の基本なり」と云ふが如き、當時としては突飛な議論も出たのであつて、從來と異なる所から當時問題となつた事は云ふ迄もなく、遂に之に對して反駁起り、共存雜誌第十三號(明治九年四月)に岩崎小二郎氏が經濟小話第二の内に之が反駁を書かれたのであつた。(昭和二年十二月二十四日記之)

「農業教育」創刊第二十七年第三一八號(昭和三年二月十日發行)掲載

進化論と社會解放運動

明治の初め、我が國に取り入れられた進化論並びに社會進化論が廣い意味の所謂社會解放運動の多くに對して何の様な役目をなしたであらうか。進化論が稍々具體的に我が國に傳へられたのは明治十年六月に來朝せられたモールス先生が講ぜられたのが始めての様であつた。尤も斷片的には既に之より先に傳へられて居た様であつて、例へば丹生川上神社の大宮司であつた葵川信近の著書『北郷談』(明治七年執筆)には既にダーウインの進化論が引用せられ、論ぜられて居る様であるが、系統的に傳へられたのは矢張り世間一般に云はれて居る様にモールス先生がされたのが其の最初の様であり、是れに次いで我が國に進化論を將來せられ、夫れに關聯して社會進化論を説かれたのはフェノロサ、外山正一博士、加藤弘之博士、有賀長雄博士等の人々の様であつた。之等の人々以外に尙自然科学方面に於いても之れが學説を學ばれ、傳へられた人々のありしは無論のことであるが、其の方面に於ける影響如何は今暫く別として、廣く一般に、社會的に何の様な影響を之れ等の學説が與へ、新社會建設に對して何の様な役割を演じたものであらうかと見るに、あの様に廣く一世を風靡し、社會解放運動には重要な役目をなした此の學説が我が國に於いては、殊に明治の前半期に於いては不思議にも社會的には多くの

場合、保守的な方面に結びつけられ、廣い意味に於ける社會解放運動、新文化の建設に對しては常に保守的な反對派の論據となつた様な有様であつた。例へば先に述べた葵川信近の著書『北郷談』に於いては或意味に於いて新來の宗教たるキリスト教に反對して、創生記説の無稽なるを説かんが爲めに早くも進化論を採り來つて次の様に説いて居るのである。

曰、古今每發見各國、必有野蠻人類之先住其地焉、然上古四周道路不闢、且互有不知其國也、故人類之成生不可知孰爲先孰爲後、理學家又曰、人者性性之化生也、非亞當厄儀之孫也、英理學家太爾文說云、方世未有人類之前有一種大獸其大獸化生爲各種之獸、其每化生、粗者爲精者、猴族有數種、化生爲性性自性性化生遂爲人類、三大教之所根處創世記、不待智者而知其爲僞撰也、然而今猶有聞彼教徒之言、眩惑民智之術、背開明之運而昏醉者、不勝失笑也。

此の様な風に進化論はキリスト教攻撃に利用せられて居り、石川千代松博士の「モールス先生と進化論」(明治文化發祥記念誌掲載)に説かれて居る話に依れば、

進化論を日本に持つて來られたのはモールス先生であつた。尤も先生と略同時に外山正一先生、矢田部良吉先生達が盛んに進化論を唱へられたが本統に進化論を輸入し且つ又之れを普及されたのはモールス先生である。私も其頃先生から習つた一人であるが、當時の耶蘇坊主達は大層騒いだもので、豫備門にマカーテーと云ふ好い老先生が居られたが、此方も宣教師

であつて、我々は先生から人身生理を習つて居た。此學課が終つた時に先生は我々に向つて人間はサルから來たものであると云ふ様な事を書いたものが出たさうであるが、君達も之れから或はそんな本を見るかも知れないが、その様な本は甚だ悪い本だから、讀んではイケナイ、又其様な説を信じてはイケナイと云はれたのを今でも覺へて居る。

と云はれて居るが、此の様な有様で、當時のキリスト教にとつての痛い所が既に明治七年に執筆せられた「北郷談」には指摘せられ、進化論によつて反對せられて居り、更に又此の進化論によつて佛説、古事記の信す可きを次の様に説いて、新物輸入に對して逆に新來の思想を以つて之に反對し、之を阻止せんと企てたのであつた。

佛書此世界會幾回變成、當初此世界一有大暴風、吹大海水深八萬四千由旬云々、而我邦往々於高山深谷之處、顯見海底之物、近年英理學家斯密士、示在其國發見今陸地之上古爲海底云、是佛説之協合於理學者、又理學家太爾文說此地球初成也其質不硬、恰如水母生、時有如莖芽者、而如水母者粘之、以成其形此是理學之協合於我古事記說者、云々

以上は其の一例である。更に之れを加藤弘之博士の「人權新説」に就いて見るも矢張り同じ様な傾向が見られる。當時に於ける急進的改革論者の論據となりし天賦人權説に反對せし此の書物が物議を起し、其の頃問題となりしは餘りに有名なことであり、今更云ふ迄もないことであるが、此の「人權新説」の論據となり、論點となりしは實に進化論であり、社會進化論の思

想であつた。即ち此の書の第十三頁に「余ハ物理ノ學科ニ係レル彼進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃セント欲スルナリ進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃スルハ是レ實理ヲ以テ妄想ヲ駁撃スルナリ之ヲ一撃ノ下ニ碎粉スル何ノ難キ事カコレアラン」とあるのを見ても、或は此の書に引用せられてある書物の多くが進化論を説けるものであり、ダーウイン、ヘッケルを始め、スペンサーなどの進化論並びに社會進化論が参考せられてあるのを見ても伺はれるのであつて此の書の例の如きは保守論と進化論の結びつけられし最も顯著なる實例であつた。

更に又吾々は他の例に於いて見るも同じ様な傾向を見るのであつて、進歩的な方面に對し、常に進化論に論據を有する反對論が當時にあつては立てられたのであつた。之を例へば外山博士の社會批判が多く社會進化論の思想に依りて新物を批評せられしが如き、或ひは或る一部の方面に於いて眞面目に考慮せられし本邦人種改良論に對する反對論として加藤弘之博士の「天則」第十號に執筆せられし「此土地と此人民と執れか大切なる」なる題目の論文の如き、全く進化論の立場より雜婚による人種改良論に反對せられたものであり、同じく加藤弘之博士の「天則」第一號に執筆せられし「輕進者淹と頑論者流は宜しく社會進化の天則を知るへし」なる論文と共に同じ傾向に屬するものであつた。

更に又轉じて之を他の方面に就いて見るに、其の影響の果して如何は別として、明治初年より三十年前後に至る迄、數回に亘りて憲法制定、選舉法、民法、刑法等我が國に於ける制度改

革に就き、或は條約改正、人種改良論等に關して、森有禮、金子堅太郎氏など、時の要路者たる人々が社會進化論の首唱者たるスペンサーに其の意見を徵せるに對して、常に進化論の立場より急進的なる改革を排し、漸進的に制度を改造せんことを勸告し、保守的なる忠告を試みしが如き、(牧健二氏ハーバート・スペンサーと日本の法律、法學論叢第十六卷第四號参照)我が國に於ける立法者が果して直接間接に此のスペンサーの助言に動かされしや否やは知るを得ざるも、急進的なる自由民權論者などの意見と相對照して明治前半期に於ける社會的制度改革を見るべきとき、誠に興味ある事柄であり、或は又明治二十年前後より三十年前後に至る間、朝野の間に問題なりし内地雜居の問題に於いて、其の反對論の一部が進化論的な立場より立論せられしが如き、何れも其の著るしい例であつた。

以上は其の數例である。歐洲に於いては、進化論の思想が社會改革論に氣勢を副へしに對し明治前半期の我が國に於いては一見却つて保守論に利用せられ、之と結びついて急激なる改革に反對し、進歩的は、廣い意味に於ける社會解放運動を阻止せんとするが如き形をとりしは記すべき事柄であり、之に依つて見れば、或は、我が國に廣く傳はり一時非常に持囃されし此の社會進化論の思想、殊にスペンサーの思想が世の進むと共に、外見上跡形もなく消え去りしが如き形を取りし原因の一つは之等の點に存したのではなからうかと思はれるのである。(昭和四年二月三日記之)

明治文化全集附録「明治文化」第十五號(昭和四年二月發行)掲載

東洋社會黨の思想的背景

—東洋社會黨考を讀みて—

西洋流の社會主義思想が我が國に傳はり、社會主義、社會黨などと云ふ言葉が本邦の人々に親しまれたしたのは何時頃からのことであつたらうか。ソシヤリズム、コムニニズムなどと云ふ原語、夫れ等の思想が我が國の文献に現はれて來たのは、かつて私が雜誌明治文化研究(昭和二年六月、第三年第六冊)其他のものに紹介して置いたが加藤弘之博士の眞政大意、中村敬宇先生譯の自由之理、明六雜誌に掲載せられた諸論文などに誌されて居るのなどが、最初のものとは斷言し得られない迄も、今のところ早い方ものではなかつたであらうか。(之等の文献に就いては本年九月經濟往來第五卷第九號に再び住谷悅治氏が紹介せられて居る。)社會黨と云ふ言葉は明治十年以後にはちよいと見られるが、其の以前のものとしては、殘缺本ではあるが西周先生の遺稿として森鷗外博士の西周傳に擧げられて居る「社會黨の説」などが最も早い方のものであり、或はソシヤリズムに社會黨の字を宛てたのは西周先生などがなされたのではなからうかと思はれるのである。

「社會主義」なる言葉に就いては樽井藤吉の自傳中大和時代の條に「我日本に於ける社會主義なる語の初めて世に現れたるは明治十一年比、東京日日新聞の主筆福地源一郎氏、支那人の英字典より探り得たるものなりと云ふ」と誌されて居るが、果してどうであつたらうか。高橋信司氏の發見によれば（前掲住谷氏論文「我國に於ける社會主義といふ語の最初の使用者」に依つて知る）藤田四郎著歐米政黨沿革史總論（明治十五年）、澁谷健爾譯政治談（明治十六年）等に社會主義なる言葉が用ひられて居ると云ふことであるが、私が見た一番古いものとしては、高橋氏のよりはもつと早くて、共存同衆の會員に對して送つた謂はば講演會或は研究會の通知とも云ふ可きものに「明治十二年九月廿四日、講談の會同、一、世論何粗見社會主義之非肥塚龍君」とあつたのなどが極く古いものゝ様に思はれるのであつて、同志社の人々の云はれる通り社會主義に就いて最初に教壇で講義せられたのは或はラーネッド博士が最初であつたかも知れないが、社會主義を會衆の前で説き、多數集つて之を論議したのは是れなどが初めてとなかつたであらうか。兩者同じく明治十二年に行はれたものとすれば、又果して何れが先に行はれたのであらうか。兎に角、何れにしても社會主義思想の愈々將來し始められたのは漸く此の頃からのことの様に思はれるのである。東洋社會黨が明治十五年に樽井藤吉を中心として肥前島原で結黨されたのは、何れ之等の思想が我が邦に取入れられた影響の一つであつたらう、とは誰しも想像し易い事である。所が實は左にあらすして、田中惣五郎氏の東洋社會黨考――

東洋社會黨に關しては恐らく之以上に周到精細には研究し盡くされ得まいとまで言はれて居る本書に依れば、山路愛山が獨立評論第三號「現時の社會問題及び社會主義」に於いて「日本に於いて社會主義が熱心に研究せられたるは最近五六年間の事に過ぎずと雖も、所謂社會黨なる名の日本に出で來り、所謂社會問題なるものが日本識者の注意を引ききたるは敢て此時に始まるに非ず。我等の記憶する所に依れば、明治十五年（一八八二年）日本の人心正に政治的に覺醒し、各地に地方的政黨の組織せられし時、肥前島原に於て東洋社會黨を組織せんとしたるものあるを以て社會黨の名が日本の政治界に現はれたる初とすべき歟。我等は猶ほ幽かに當時の事を記憶す。是れより先き露帝の横死を傳聞して虛無黨の名を恐怖し、虛無黨は社會黨の一種なりと聞きて、何となく其名をも嫌惡したる我等は、日本にも亦此恐るべき馬鹿者の卵を生ぜんとしたるを聞きて甚しき不快を感じたるのみならず、かゝる黨派の首唱者は恐らくは半狂人ならんと想像したりき。青年なる我等の心には實にしか思はざる事を得ざりしなり。されど今にして審に此黨派の起りたる所以を察すれば、そは我等の誤解に過ぎず。世には羊にして狼の衣を着るものもあり、狼にして羊の衣を着るものもあり。東洋社會黨など云へば其名は何となく恐ろしけれども、其實は平和なる一種の理想家、當時三十三四の壯年たりし樽井藤吉氏の發案にして、狼の衣を着たる羊に過ぎざりしなり」と云はれた通り、東洋社會黨の如きが早くも明治十五年に結黨せられたのは、全然外來思想の影響に負ひしものではなく、矢張り樽井藤吉

の獨創力に其の端を發した模様であつて、若し多少なりとも夫れに西洋流のソシヤリズムの色彩を附したものがあつたとすれば、夫れは洋行歸りの何某であり、社會黨何を爲す可きかの具體的問題に就いては武富時敏氏が之に干與せられたこと多大なるものがあつたといふことである。黨の行動綱領として掲げられてあるものは、武富氏の賦與せられたものであつて、而も之等は本書に掲げられた著者と武富氏との問答によれば、ミル、スペンサーの思想に由來することと多大なるものがあることを明らかにせられたのである。即ちミルの自由之理、スペンサー、ソシヤルスタチックス（尾崎行雄氏譯權理提綱、松島剛氏譯社會平權論は本書を譯したものである）の土地論等に由來するのであつて、我等は今更ながら明治初半期に於けるミル、スペンサーの思想的影響の偉大なるには驚かざるを得ない。此の方面の探求に努力すべきを思ひ、我等は此の如き研究の田中惣五郎氏の手によつてなされ、東洋社會黨考となつて著はされたことは衷心喜ばざるを得ない。卷末著者の記行文「大和の樽井藤吉」は又黨の中心人物樽井藤吉の生立、思想的背景、其の人となりを知るに最も興味あるものとして讀まれた。私は之を讀んで近世社會學の學祖たりしコムトの學說、ミルの宗教論を最も早く我邦で論じた北郷談の著者葵川信近の居た丹生川上神社が大儒森田節齋、樽井藤吉等の郷里大和五條に程遠からぬ近くであることにより、更に此の附近の狀勢を今一層詳しく調べたいと思ふものである。

（本論文は昭和五年の執筆に成る未發表遺稿なり——編者註）

明治初期社會主義文獻の二三に就いて

我國に社會運動が何時頃から起つたかに就いては、普通には明治十五年五月に、肥前島原で樽井藤吉、赤松泰助等の人々によつて創立せられた「東洋社會黨」が其始めであるといはれて居るが、之に對し明治二年に高崎附近で起つた農民運動が最初のものであるとか或ひは夫れ以前にもあつたとか、色々説がある様であるが、云ふ迄もなく今日云ふ所の社會問題、社會運動は資本主義經濟組織の下に於いて起つて來た所謂社會問題、社會運動であつて、單なる社會改造を目的としての運動、其時の支配階級、貴族富豪に對する反感から起つた民衆運動は何時の時代にもあつたことで、見方によつては、極端にいへば社會が始まつて以來あつたともいへるのであつて、之等のことを云ふのではなからうと思ふ。資本主義經濟組織の下に之等のことが起されて始めて、今日云ふ所の所謂社會運動と意味を同じうするのである。従つて此意味に於いて我國に何時頃から社會運動が始まつたかを見ようとすれば、先づ何時頃から我國に資本主義經濟組織が起つたかを頭に入れておかなければならぬであらうと思ふ。之を文獻に就いて見ると、矢張り左様であつて、封建組織時代にも社會主義的思想を説いた文獻はちよい／＼見られるが、今日云ふ所の所謂我國社會主義文獻として數ふ可きものは矢張り、資本主義經濟組織

以後に書かれたものを云ふのではなからうかと思ふ。之等のことに果して當嵌まるかどうかは別問題として、私は之等のこと、全く離れて、明治初期に舶來せられた、此種のもの二三に就いて紹介して見たいと思ふ。

例の新聞雜誌（明治四年の）に書かれて居る巴里コムミュンの記事は此種の古いものとして可成り有名であるが、それより古いものとしては加藤弘之さんの眞政大意（明治三年發行）に少し許り此種のことを書かれてある。

眞政大意下卷の十二枚目の裏から三四枚に亘つて「世ノ中ノ貧富ヲ均シウシヤウ」とするところが「以テノ外ノ心得違デ」自由競争をさせなければならぬと云ふことを説いた後に、次の様に書いて居られる。

併シ立憲政體ノ國々デハ。斯我レ負ゲジ劣ラジト競合フ情ニ任セテ置クトテ。決シテ我儘勝手次第ヲシテモ。構ハヌト云フコトデハナイ。夫レニハ必ズ例ノ憲法トイフモノガアルコト故。決シテコレニ背イテ他人ノ權利ヲ屈害スル様ナコトヤ。或ハ風俗ヲ傷ル様ナコト杯ヲ許スデハナイガ。併シ箇様ナ害サヘナイコトナラバ。其餘ハ都テ人々ノ働キ次第ニ任セテ置テ。各負ケジ劣ラジト思フ志ヲ勵ミ遂ゲサセルコトデゴザリテ。茲ガ即チ眞ノ政事ト申スモノデゴザル。然ルニ貧富ヲ均シウシヤウ杯云フ論ハ。チヨツト聞イタ所デハ至極仁政ノ様ニ聞ユルコトナレドモ。右申ス不羈ノ情ト權利ヲ束縛羈繫スルコト故。如何程才力ノアルモノモ。其

才力ヲ仲スコトガ出來ヌコトニナリ。又愚昧ナモノヤ。懶惰ナ者ニハ。箇様ナ政事ハ至極難有イコトノ様ニ思ハレルデアラウガ。是亦熟考シテ見ルト。箇様ナ輩ノタメニモ實ハ不仁政ニナル。何故ト申スニ。右ノ如ク各負ケジ劣ラジト。競ヒ合フテ勉強スレバスル丈ケ。己レガ富ヲ増シ。又勉強セネバセヌ丈其貧ヲ増スト云フ様ニシテアレバコソ。愚昧ナモノヤ。懶惰ナ者モ。自ラ勉強スルコトニナリテ。自然ト天賦ノ才力丈ケハ磨キ出シテ。各相應ノ幸福ヲ得ルコトガ出來ル筈ノ所ガ。右ノ如ク貧富ヲ同ジウシヤウト云フ様ナ制度ガアリテハ。箇様ナ輩ハ終ニ愚昧懶惰ニ止マルコトニナリ。就テハ益々其貧困ヲ増ス道理デ。到底國家ノ困窮。風俗ノ頹敗ヲ生ズル根本トナルデゴザル。既ニ歐洲ニモ古希臘ギリシヤノ盛ナ時分、之ニ類シタ制度モアリ。又其後ニ至リテハコムミュニスメヂヤノ。或ハソシアリスメ杯申ス。二派ノ經濟學ガ起リテ。二派少々異ナル所ハアレドモ先ヅハ大同小異デ。今日天下億兆ノ相生養スル上ニ於テ。衣食住ヲ始メ都テ今日ノ事ヲ何事ニヨラズ。一樣ニシヤウト云フ論デ。元來此學派ノ起リタル所以ト云フモノハ。天下ノ人民ヲ各々勝手ニ任セテ置テハ。其才不才ト勤惰トニヨリテ。大ニ貧富ノ差ヒヲ生ジテ。富者ハ益々富ミ貧者ハ益々貧シクナリ。就テハ四海ノ困窮モコレヨリ生ズルコトヂヤカラ。今日衣食住ヲ始メ。其外私有ノ地面器物及ビ産業等ニ至ル迄。都テ人々ニ任セルコトヲ止メ。各人ノ私有トイフモノヲ相合シテ。悉ク政府デ世話ヲヤイテ右ノ如ク貧富ノナイ様ニシヤウト云フ。所謂救時ノ一法デゴザリテ。素ト勸導ノ心

ノ切ナル所カラ出タコトニハ相違ナケレドモ。其制度ノ嚴酷ナルコト實ニ堪ユベキニ非ズ。例ノ所謂不羈ノ情ト權利トヲ束縛羈縻スルコト。此上モナク甚ダシイコトデゴザルカラ。實ニ治安ノ上ニ於テ尤モ害アル制度ト申スベキモノデゴザル。

以上の様な風に書いてあつて當時の新思想家であつた人々の社會主義に對する理解の程度も之によつて自ら伺はれる様で、今日ですらどうかすれば此の位の程度にしか理解して居ない人が多いのから見れば、其當時としては、此程度であるのも無理もなかつたことで、むしろ五十年も前によくこれだけ外來思想をこなして書かれたものと思ふのである。

次に此の種の文獻としては高橋達郎譯編の「交際論」がある。年代は明治十年二月に發行せられたもので、(タイトルページには明治七年三月と書いてある)百科全書の内の一つでトーマス・モーアのユートピアの事が一四頁から三〇頁にかけて書いてある。明治二十五六年以後からは全譯や紹介が度々見られるが此時代のものとしては珍らしい方で、殊によつたらユートピアの記事としては一番古いかとも思ふのである。此百科全書の内には今日謂ふ所の社會 Society を交際と譯し、社會學を交際學と譯して居つて、此編も恐らく社會論を交際論と譯したのではなからうかと思ふが、其内容も従つて社會に關したことが多く、下巻は政治のことが書いてある。そしてユートピアに關しては最初に次の如く書きだしてある。

ユートピア國ノ紀

英才ノ人ハ不善、懶怠、愁傷、貧窶等ノ患害甚ダ少キ交際ノ風俗ヲ想像スルコト往々コレアリ然ルニ英王ヘヌリ八世ノ代ニ當テトーマス・モール氏ナル者アリ志氣高尚ニシテ能ク人ノ尊敬ヲ得、時ニ本邦ノ攝政タリ嘗テユートピア國ノ紀ヲ作ル其文羅典語ニシテ始メニ贊美ヲ飾リ終リニ之ヲ訛テ暗ニ世ノ新法ヲ唱フルモノヲ嘲刺スユートピアハ希臘ノ語無處ノ義ナリ是ヨリシテ其後英國ニ於テ總テ實際ニ施シ難キ人ノ目的ヨリ發スル人間交際ノ説ヲ指シテ之ヲユートピアト云フ

ユートピア國ノ紀ハ亞米利加發明ノ後未ダ幾ナラズシテ記セシモノニテ其大陸ノ南方ニ當テユートピアト云ヘル島アリト嘗テモール氏アントウエルブニ在テ旅客ヨリ傳聞ノ紀ト爲ス其大略則チ左ノ如シ

と書出してユートピアの内容を可成り詳しく書いてあり、終りに次の如く書いてある。

トーマス・モール氏著ス所ユートピアノ紀ハ則チ略々上ニ掲クルカ如シ其後暗計家起リテ交際ヲ改設センコトヲ謀リ以テ全ク之ニ等シキ計策ヲ陳出シ特ニ永久スルノ望ミハナカリシト雖トモ既ニ實際ニ之ヲ施セリ其黨ノ長タルハ即チロベルトヲウン及ヒフウリエルノ兩人是レナリフウリエルハ佛國ノ人ニテ深ク宗旨ヲ執信セント云フ斯クテ此黨ノ目的トスル所ハ時ノ形勢ニ從ヒ或ハ五十家或ハ百家ヲシテ一國トシ相共ニ生活セシメントノ旨趣ニシテ先ツ人民ヲシテ一般ノ爲メニ勞働ヲ爲サシメ以テ普通ノ資本ヨリ平均シテ之ニ支給シ總テ一箇ノ私有ヲ

廢シ一箇ノ情意ヲ去テ心ヲ報國ニ竭サシムルニ在リ而シテ兒女ノ教育宗旨ノ信仰其他重大ノ事件ニ就テハ復如何ニ改革スヘキヤノ事ヲ説カス故ニ惡情ヲ芟除スルニハ如何ニシテ爲スヘキヤ或ハ怠惰ノ人常ニ勉強家ノ所産ヲ徒ラニ費ヤスカ如キ其情態如何ニ變遷スヘキヤノコト甚ク曖昧タリ案スルニフウリエルノ説ハ總テ國ノ規律ニ背クモノハ斷然之ヲ放逐スルニ如カスト斯ノ如キハ固ヨリ全體ノ正理ヲ失フモノニシテ若シ其國ノ人民惡質ノ人ヲ改化シ之ヲ保持スル能ハサレバ此法全ク贊スルニ足ラス假令通常ノ交際ニ欠典アリト云フモ不善不慮ノ輩ヲ漫リニ棄却スルノコトナシ夫レ罪惡無道ノ人ニハ半獄アリ改化院アリ貧寒飢渴ノ人ニハ作工場アリ斯ノ如クシテ最モ放蕩無賴ノ徒ト雖トモ皆能ク恩惠ヲ受クルヲ得ルナリ

右の様に書いてあつて、ロバート・オーエンやフリーエーの名が我國に傳へられたのも或は之によつたのが最初であつたかも知れない。文中暗計家だの、改化院だの、作工場など、隨分面白い譯もあつて、兎に角我國社會主義文獻の古いものとして擧ぐ可きものであらうと思ふ。右に掲げたもの、外には、ルソーの民約論、ウールゼー著宍戸義知譯「古今社會黨沿革説」、ベルモレー著林庸介譯「社會論」、(此書物にはブルードンの名が出て居る。)西川通徹著「露國虛無黨事情」、本田石三譯「米國革命史」、米威曼著栗原亮一譯「革命新論」等があるが何れも我國社會主義乃至勞働運動史に度々紹介せられて居り、夫れから明治十一年に發行せられたタムソン著加藤政之助譯「交際論附經濟」に交際主義のことを少しく説いてあるが、之は確に今

日の社會主義のことをいつたのであらうと思ふが、別に取り立て、云ふ程のことでもなく、其他政學協會雜誌第七號にサン・シモンの「佛國改造ノ議」が出て居るが之等の事は何れ他の機會に述べることにして、次に紹介して見たいのは、かの有名な岡田良平氏が哲學會雜誌第十八號(明治二十一年七月出版)に書かれた「社會主義ノ正否」である。この事は世間にもよく知られて居ることであり、年代も先に紹介したものと較べて少し新しくはあるが、此時分のものとしては珍らしくよくこなされて居り、纏まつて居るから、序に一應紹介して見たいと思ふ。此論文は約十頁に亘つて同誌の卷頭に書かれて居つて、岡田良平氏は、最初に社會主義の歴史を書いて、ロバート・オーエンやサン・シモンの小傳並びに學説に及んだ後に、次の様に説いて居られる。

蓋シオーエンシモンノ兩氏ハ社會論者ノ主ナルモノニシテ其他社會論者ノ論スル所或ハ甚クシク極端ナルアリ或ハ然ラサルモノ有リト雖モ一己人ノ私有財産ニ干涉シ自由競争ノ制ヲ變シ貧富相助ノ制ト爲シテ多少貧者ヲ利益セント欲スルニ至リテハ全ク同一ナリ世ノ無學者輩社會主義ヲ以テ自由平等ノ主義ナリト考フルモノアリ平等ハ或ハ然ラン然リト雖トモ自由ニ至リテハ大ニ然ラズ社會主義ハ最モ干涉壓制ヲ主張スル主義ナルコトハ言フヲ待タザルナリ世人ヤ、モスレハ又タ曰ク社會主義ハ之レ破壊主義ナリ無政府主義ナリ暴力ヲ以テ社會現時ノ狀態ヲ破棄セント欲スルモノナリト而シ其甚クシキニ至リテハ社會主義ヲ主張スルモノヲ

以テヒ首ヲ懷ニシ「ダイナマイト」ヲ提ゲテ貴顯ノ通路ヲ待ツモノト同視シ社會黨ノ字ヲ以テ暗殺黨ト同意味ナリト思考スルモノアリ之レ必竟社會主義ノ必有性ト偶有性トヲ混同スルノ罪ノミ蓋シ社會主義ハ新奇ノ運動ナルカ故ニ其主義ヲ貫徹セント欲スル時ハ或ハ多少暴力ヲ要スルコト無キニ非サル可シト雖トモ之レ新奇ナル運動ニ多少通有ナル事情ニシテ歐洲ノ宗教改革及ヒ米國ノ廢奴論ノ如キ其適例ナリ然レトモ之レ等ハ共ニ偶有ノ性質ニシテ宗教改革未タ必シモ流血ヲ要スルニ非ラズ廢奴未タ必ラスシモ米國南北州ノ戦争ヲ要スルニ非ラサルナリ左レバ社會主義モ亦タ亂暴破壊ヲ必要トセズ但社會主義ヲ主張スルモノハ多クハ衣食ニ困ムノ細民ニシテ平生亂暴破壊ヲ好ムノ人民ナレバ此偶有性ノ顯出スルコト或ハ少カラサルベシト雖モ之ヲ以テ社會主義自己ヲ排斥スルハ不理ノ極ト云フベシ社會主義ハ本來平和靜穩ノ主義ナリ

右の様な風に書いてあり、こゝまでは可成り社會主義に對しては同情ある筆致で説かれて居つて、今日或意味に於いて有名であり、職務上とはいへ、つい近頃迄學生の社會科學研究に對して敵役となつて居られた岡田さんのことを思ふと誠に今昔の感に堪えないのである。

次には社會主義の缺點を述べられて論旨を左の如く進められて居る。

然リト雖モ社會主義ノ全體トシテ不條理千萬ナルハ素ヨリ明々白々ニシテ毫モ疑ヲ容レズ此主義ヲ排斥スル者或ハ曰ク社會主義ハ人類ノ幸福ヲ以テ單ニ物體上ノ快樂ニ關スルモノト爲

ス或ハ曰ク社會主義ハ人ノ功名心ヲ殺滅シ隨テ功名心ヨリ起ル所ノ勢力ヲ奪去ス或ハ曰ク人ニ能不能ノ差別アルハ天然ノ理法ノ然ラシムル所ナリ然ルニ社會主義ハ此自然ノ不同ヲ忘却ス或ハ曰ク社會主義ニ從テ社會的ノ報謝刑罰ヲ人ニ與ヘズ勤勞スルモ富ヲ作ルヲ得ズ放逸ナルモ衣食ヲ得ルニ苦ムコトナカラシメハ勤勞者又タ何ヲ望ンデ勤勞セン放逸者又タ何ヲ恐レテカ放逸ナラサランヤト以上ノ非難ハ皆ナ能ク正理ニ合セリ社會主義ニ此等ノ缺點アルハ素ヨリ識者ヲ待テ而シテ後ニ知ラサルナリ然リト雖モ西哲曰ヘルアリ多數ノ人ノ信スル所ハ徹頭徹尾不理無稽ナルモノニアラス必ス多少ノ眞理ヲ含有セリト社會主義ハ中興以來歲月未タ短ク人ノ此主義ヲ奉スルモノ未タ僅少ナリト雖モ日々盛大ニ趣クノ傾向アリト聞ク社會主義豈ニ獨リ多少ノ眞理ヲ有セサランヤ乞フ之レヨリ開明國ニ行ハル、制度ノ中社會主義ノ傾向ヲ有スルモノヲ擧ケテ社會主義ノ全ク無稽ニ非ルヲ證セン

以上の様な風に説かれて居つて、社會主義には色々缺點もあるが、然し乍ら必しも全然間違ひ許りでなく、多少の眞理は存するのであつて其の例としては、所得税法や貧民條例、勞働法等を述べて之等は何れも社會主義の傾向を帯びて居つて、直接間接に富民の富を奪て貧民に與へるもので、元來貧民は富民よりも法律の保護を多く受け、國家の恩惠を受けるのも貧民の方が大で、富民は法律の保護の停止があつても大して困らない。此點から云へば貧民より多く税を出す必要はないが、然しそんな譯けにはいかないので、社會は一種の有機物であつて、富民

も貧民も一大社會動物の一部であつて、富民は富民、貧民は貧民といふ譯には行かない、矢張り富民は社會全體に利益ある限りは貧民の爲めにより多く財を出して盡くさなければならぬ。と説かれ、結論としては次の如く云つて居られる。

之ニ依テ之ヲ觀レバ社會主義ハ弧立主義ニ反スルノ一點ハ正ナリ社會ハ一個人ノ財産ニ干渉シテ社會ノ利益ヲ圖ルベシト論スルノ一點ハ正ナリ然レトモ之ヲ極端ニ荷去リテ貧富ヲ平均セントスルニ至リテハ反テ自家ニ撞着スルモノニシテ其誤謬ナル素ヨリ云フヲ待タサルナリとあり、以上で岡田氏の社會主義の正否論は終つて居つて、之を要するに、今日云ふ所の所謂社會政策に對しては採る可きものとして賛成して居られ、惡平等には反對して居られる譯で、今日から見れば社會主義に對する理解も充分でなく、其眞意義も果して擱んで居るのかどうかわからない位で、前に掲げた加藤弘之氏の論と同じく、社會主義を以つてたゞ貧富を平均せしむるものと思つて居る様な風もあり、又社會主義と社會政策との區別もはつきりついて居らない様な點もあるが、然し乍ら此時代のものとしては無理もないことで、むしろ早くも、未だ資本主義經濟組織も充分に發達せず、永年培はれた封建的思想のぬけきらない時に、よくこれだけ新思想を理解され、論評迄せられたと思ふのであつて、此點は感服の外ないのである。(昭和二年五月一日之を記す)

『新舊時代』第三年第六冊(昭和二年六月發行) 掲載

フェノロサと日本の社會學

フェノロサ(Ernest F. Fenolosa, 1853—1908)は北米マサチューセツト州の人で、ハーヴァード大學卒業後、東京大學文學部の講師として來朝せられたのであつた。氏が二十六歳の若さで明治十一年八月日本に來られて、東京大學で哲學、政治學、經濟學等を講じ、傍ら日本の古代美術を研究し、狩野水恵について復古説を唱道して「日本は斯の様に源遠く進歩せる美術を有してゐる。之を捨て、徒らに外國を學ぶは己を危くするものである。一國の文化は過去の歴史を基として建てねばならぬ。」と主張して日本美術の研究を系統的たらしめ、日本畫復興を計り、狩野芳崖、橋本雅邦の二人を生活の苦境より救ひ、遂に此の兩畫家及び岡倉覺三氏と共に力を協せて美術學校開設その他に就いて我が國美術界に貢献せられたことは餘りに世間周知のことである。今更いふまでもないことである。が一方又我が國社會學史上に於いても氏は忘る可らざるの人であつた。當時氏が書き残されたものとしては學藝志林第七卷(明治十三年)に三回に亘つての、この時代としては可なり長い論文がある。題目は世態開進論といふのであり、第一回はこの當時文學部四年生であつた井上哲次郎博士が譯されて居り、第二回は和田垣謙三博士、第三回は文學士木場貞長氏が譯されて居る。氏が何處かでされた講演の様であり、丁度その頃は

外山正一博士、菊池大麓博士、モールスなどの人達と東兩國の中村樓とかあるひは井生村樓、厚生館當りで、氏は學術演説を盛んにして居られた時のことであれば、あるひは夫れ等の内の一つの筆記かも知れないと思ふのであるが、何れにしても兎に角その内容とする所は今日のいはゆる社會誌學であつて、社會組織の進化を説いたものであり、一面スペンサー社會學の叙述かとも思はれる様なものである。

◇ 當時大學派の人々は社會學を世態學といつて居つたときのことであれば、この論文もこんな風に世態開進論などといふ題目に譯されたのであらうと思ふが、この時代としては珍らしい社會學的なもので、翻譯物の多かつた時代のものとしては記憶すべき文献であらうと思ふ。フェノロサ氏がこの様な論文を書かれて居ることは、氏がスペンサーの社會學によつてこの頃宗教を論ぜられたといふことでもあり、又この當時即ち十三年頃から我國にドイツ哲學が紹介され、我哲學界は漸く英國を去つてドイツに向はんとしてをつたときで、この過渡期において氏は大學でミル、スペンサーを講ずると共に、一方カント、フイヒテ、シエリング、ヘーゲルを説き、英獨哲學を綜合せんとの抱負を懐いて、大體當時流行の進化論を基調として講義をなし精神的進化はヘーゲルに據り生物的進化はダーウキンの進化論に據るといふが如き態度で、この二傾向を融合統一することに努力されたといふことであれば、(明治文化發祥記念誌掲載井上

哲次郎博士談に據る)、これ等のこと、相對照し、綜合して見ると世間一般にはよく我國に社會學を將來し、紹介せられたのは外山博士である様に思はれてゐるが、あるひはフェノロサ氏も又我國に社會學を傳へた内の一人であつたのではなからうかと思ふのである。

附記 最近私は丹生川上神社大宮司兼大講義であつた葵川信近の著書「北郷談」(明治七年執筆)を手に入れることを得た。此の書物には意外にもコムトのポジテビズムが(法、公多之駁悉滴夫教、説)と書かれて紹介せられて居り、其他ミルの宗教論、ダーウキンの進化論等が各所に説かれてあり、神主の書いた書物としては誠に意外なことが書いてある。(之に就いては吉野作造博士の指示に俟つ所が多い)コムトの名前が我が國に傳へられたのは中村敬宇先生譯ミルの自由之理に押圖として記され、其説が紹介せられて居るのが最初ではなからうかと思ふのであるが、此の様な北郷談に迄社會學説の引用せられてある所を見れば、從來社會學説を稍々具體的に説かれたのはフェノロサ、外山博士などが明治十年前後から將來せられたのが其の始めかと思はれたのであるが、或は意外な方面に、夫れより以前に於いて既に漢譯などによつて舶來せられて居り、誰か説いて居るのではなからうかと思ふのであつて、此の點に就いては近き將來に於いて猶詳細に亘つて調査の上報告して見たいと思ふのである。

◇ 外山博士がアメリカから歸へられたのは明治九年の春で、この年の秋から開成學校に關係さ

れ一年程有機化學無機化學を講義せられ、その後英語、心理學に移られ、更に西洋歴史を講義せらるゝに至り、もちろんアメリカ時代にも既にスペンサー、チンダル、ハックスレー等の書物を読まれた様ではあるが、この西洋歴史を講義せらるゝことになつていよいよ社會學に入られ、歴史を學ぶものは社會學の原理を知るの必要ありとして始めてスペンサーの社會學原理によつて簡単に社會學を講義せられた様でフェノロサ氏と果して何れが先に我が大學で社會學を紹介されたかは明らかでないが、フェノロサ氏は明治十一年から哲學、政治學、經濟學等の學科を擔任して居られたれば、あるひは氏の方が先であつたかも知れないが兎に角何れにしても同じ頃この二人は社會學殊にスペンサーの社會學を我學界に取入れられた人達であり、「山存稿」を見ると外山博士は實驗的英國風であつた爲めに宗教臭味を帯びた雇外國教師とは説が合はなかつた様であるのにフェノロサ氏とは一向争はれなかつた様で、之等のこともあるひは二人の學風に社會學を楔として多少共通の點があり話が合つた爲めではなからうかと思ふのであるが、どちらにしてもこの二人は我國社會學史上第一頁を飾る人達であつた様で、フェノロサ氏にはこの様な事蹟があつたのであるが、尙氏の文學上の弟子であつた有賀長雄博士がこれより後間もなく、明治十六年に著述としては本邦最初のもので、しかもこの時代としては非常によく纏まつてゐる『社會學』を出して居られるのも偏へに有賀博士の先覺によるのみでなく、あるひはフェノロサ氏の誘導を受け、その感化が與つて力あつたのではないかと想像せられる

のである。この三人は恐らく學史的に見て何等かの意味で關係があり、當時の社會學界では主役をなした人々であつて、本邦社會學史上忘る可らざる人達であらうと思ふのである。

(此の文の大體に就いては筆者既に大學新聞に於いて昨年秋紹介せるが、フェノロサ氏の珍らしき肖像並びに『北郷談』の手に入りしを機縁に茲に再び筆を執り直した次第である。此の點了解を得たいと思ふ。尙卷頭に掲げた肖像は長原止水氏作、東京美術學校蔵のものであることを茲に附記して置きたい。昭和三年十二月二十日記之)

『社會學雜誌』第五七號 (昭和四年一月一日發行) 掲載

東大社會學研究室創立

滿二十五週年を迎へて

一一六

明治初年以來今日に至る。我が國社會學史上に於ける出來事は可なり色々あつたであらう。今のところ私の知る所では、コムトの社會學説を僅かなりとも、稍々具體的に本邦に紹介せられたのは、明治十一年に文部省にて翻譯印行せられた論理學の内にあるのが、我が國に社會學説が舶來せられた最初のもではなかつたであらうか。夫れ以來滿五十年を経た今日に至る間或は各種文献の翻譯紹介、或は社會學に關する著作、其他講座の開設等随分誌す可きことも多くあるであらうが、その内に於いても特に後世に傳ふ可きは我が東京帝國大學文科大學に本邦最初の社會學研究室が創設されたことであらうと思ふ。同研究室は實に明治三十六年三月七日に開室の式を擧げられたのであつて、昭和三年三月七日は正に其の二十五週年に當るの日である。

東大社會學研究室の開室記念日。それはたゞに東京帝大社會學研究室の記念日たるのみに過ぎないかも知れない。併し乍ら之を客觀的に見るとき、今日でこそ各大學に社會學講座が設けられ、又各處に社會學研究室が開かれてあるとは云へ、其が當時にあつては研究室の創設たるや、劃期的の出來事であり、本邦唯一の研究室として永年の間我が社會學界に重要な地位を占め、今尙我が學界に各種の貢獻をなせるを想へば、其の創立は忘る可らざることであり、我が社會學史上記念すべきことではなからうかと思ふのである。されば私は今、創立滿二十五週年を迎ふるに當り、各種の記録を綜合して、其當時の模様を誌し、一は若き人々に之を知らし、一は老先輩の方々に既往を顧み、其當時の有様を回想して頂き、更に一般には我が國社會學史の一史料として茲に述べて見にいと思ふのである。

明治三十六年三月七日。此の日は實に我が國に於いて初めて社會學の講義を、東京大學に於いてせられたる故外山正一博士の三週年に當るの日であつた。此の年は又本邦最初の社會學講座が東京帝國大學に開かれ、外山博士が擔任せられし時より、滿十年を経過した年であり、更に遡つては、故有賀長雄博士が我が國に於いて、初めて著述として出版せられた「社會學」三卷の内、第一卷社會進化論を著はされてより、滿二十年を過ぎし年であつた。此の日、此の年我が國社會學史上誠に記念すべき日に於いて、本邦最初の社會學研究室たる東京帝國大學文科大學社會學研究室は開室の式を擧げたのであつた。

其の所在。夫れは最初法文科大學研究室の西北隅に假研究室は開かれ、此の年心理實驗教室竣工したれば、三月末日心理學教室移轉し、國語研究室之れに移り、其の移轉跡に史料編纂掛

一一七

の一部來り、更に其の跡に、即ち明治十六年に建設せられたる、本邦に於けるゴシック風建築物として極初期の、我が國美術史上特記すべき建物たりし、法文科大学本館の樓上東南隅教室に移り、夫れより引續き同處にありて二十年を経過し、關東大震災の時、三千に餘る多くの貴重なる文献と共に、惜しくも焼失し其後復興して今日に至つたのである。

此の記念すべき研究室の開室式。それは實に三月七日の午後一時、假研究室狹隘の爲め隣りせる法學協會事務室を式場として何等の裝飾もなく、いとも嚴肅に開かれたのであつた。其の日會する人々、故濱尾名譽教授、其の折りの大學總長たりし山川健次郎男、及び文科大学長たりし井上哲次郎博士、元良勇次郎博士、高楠順次郎博士等を始め、文科大学に縁故ある學士學生等合せて約四十名、故外山博士の嫡嗣琴作氏は主賓として當日は來會せらる。開室の式開かるゝや、劈頭當時の主任たりし建部遷吾博士は立ちて研究室開室に到れる由來とその地位とを明らかにし、其の抱負を次の如く述べられたのであつた。(哲學雜誌第十八卷第百九十五號參照)

社會學研究室開室の辭

建部 遷吾

明治三十六年三月七日、我忠實なる先輩及同學諸君と共に文科大学社會學研究室を開くを得たるは、不肖の太だ幸榮とする所なり。

社會學說の存立及學習は、東西の社會遠き古昔より夙に學問の中核として見られしが、近時歐西の社會人心の漸く解放の運に向ふに及びて、乃ち俄然として充全なる面目を具へて人

間の思想又行實の場に登り、茲に重要な活躍を試みむと擬するに至れり。輒近世界交通の開くるや、西來の潮流、我邦二千年の社會積務の趨く所と相磨盪して、最も嚴正なる意味に於ける世界歴史の初頁は開かれ、而して斯學は其最奥最急の問題を解釋する重責を負荷するに至れり。

我邦に於ける社會學の研究及學習は古來社會意識の託寓を以て任ぜし賢哲の皆事に此に従ふを過たざりし所、而して明治の維新、大學の設あるや、斯學を此に講ずる、故外山名譽教授あり。西歐最進の社會を猴似して猶少くとも、半世紀を晩うせる、我一部の世間、太だ斯學を尙ぶを知らず、謙虛なる故名譽教授、亦太だ聞達を此間に求めて行實を一世に悉すを期せず、乃ち致々として學び諄々として教へ、懈ることなく倦むことなきこと實に二十餘年、其誘掖啓導を受けたる諸生を介して我世運の開發に於ける斯人の功業は寧ろ廟廊一代趨走の比ならむや。

不肖之を前賢の遺業に承け、其緒を紹き其圖を恢にせむとする。夙夜に悚懼の念に堪へず西遊三歲洽く彼土の施設に觀て、同學と研鑽の事を共にする、尤も研究室開設の急要を覺り歸朝直に之を大學總長及文科大學長に計りて其熱心なる贊成を得、乃ち計畫の進程に於いて時に斧剗を用ゐる多少の榛莽なきに非ざりしも、公正忠實なる先進の裁理は毎に事功の進行を資けて、遂に今日開室の運を見るに至れり。

社會學研究室は、明治三十六年度以降法文科大學本館樓上東南室を以て之に充てらる。但事務員の好意ある幫助と同學の熱心なる同情とに頼りて、書籍の寄贈及購入、器具の調製等創設の準備殆ど成り、開室の期太に紆うすべからざる者あるを以て、今三十五年度に於いて直に先づ法文科大學研究室に於ける一室に我假研究室を開設せり。凡そ物創始なければ完成あるなし、我研究室は亦漸を以て完成の域に達せむことを期せむとす。

願ふに我邦今後の勢運は、殊に大に斯學に須つ者あらむとす。社會學の漸く發達せる。有機體説及進化説の論究は、必ず渾一體としての社會の成立及不成立の研究に到る、社會内部の機關及官能の説明は、他の部分的社會的學科能く此が解明に當るとするも、列國競争の裡に於ける一國盛衰存亡の理法の闡明は、必ずや之を斯學の研究に須たざる可からず、是れ實に斯學最進の中樞問題にして、而も亦今後の我國運が尤も急切に向ふて其解明を要求する所たり。

三月七日は故外山名譽教授の忌日なり、今年今日は正に其三周年に遭逢せり、不肖と諸君との斯の日に於ける胸懷は復た多言を須むざるべし。茲に斯日を以て開設を告げたる斯社會學研究室が、將來永く健全なる發達を遂げて、斯學の我邦及世界に對する責任を全うするに至らむことを祈り、以て開室の辭となす。

以上は斯の日に於ける建部教授の開室の辭であつた。その終ると共に、當時大學院學生たりし遠藤隆吉博士は「日本の古代社會」と題して講演せられ、(一) 日本人種の祖、(二) 父系血統より兩系血統に移れり、(三) 天照大神の即位は母系的にあらざること、(四) 祖先崇拜の觀念、(五) 高天原人種の大八洲(即ち日本)に移りしこと、(六) 社會の結合、(七) 社會の位置等の内容のもとに日本古代の社會状態に關する研究報告があつた。

次いで井上博士は立ちて研究室の設立を見るに至りし斯學の盛運を祝され社會研究の必要と興味と我國の之に對する地位とを説き大要次の如きことを述べられたのであつた。

社會學研究室開室の祝辭

井上哲次郎

今日存する所の學術は極めて多く、且それ等の歴史は頗る古し。特に數學及び他の自然科學の如きに至りては、その起原遠く幾千歳の昔にあり、文明と共に古きものにして、精神科學に於ても、純正哲學はもとより、論理學、倫理學の如きは、希臘以來その研究の續ける爲め、改修補綴の要は則ち之ありと雖も、基礎既に確立せるが故に、研究おのづから狭く、建國の覇業施すに所なきの憾なきにしもあらず。然るに社會學は學界に生れ出でてより僅に百年に充たず、固より社會に關する研究は古くより倫理學者、史家、政治學者其他によりて試みられざりしに非ず、されどこれ社會學研究の一部のみ片鱗のみ、且つ一科の學としてメトリヂツに研究せられたるに非ず。コムト、スペンサー等の研究によりて、甫めて學として認めらるゝに至りしのみ。然れどもその極めて人世に切實にして必要なる研究なるが爲めに

今や到る所熱心に研究せられ、非常の盛運を見るに至りたり。さは云へその研究範圍極めて廣く、且つ事象複雑なるを以て、學說容易に一定せず、未開の野到る所に餘あり。是を以て斯學研究者は困難の大なるものあるは免れ難かれど、隨ふて未定の問題を裁決し學界に偉功を建て得るの望あり、その領土も亦毫も狹隘の憂なしとす。それ斯學研究の多望にして興味多き所以の一たり。又思ふに社會主義の流行は近代の一傾向なり、我國に於ては社會の狀態歐米と異なるものあるにも拘らず、此主義を宣傳するの聲また少しく聞こゆ。社會主義やもとより主として經濟上の問題、勞働の問題に關するものなりとは云へ、その影響する所は全社會の利福安寧にあり。さればこそ亦倫理學者社會學者の眞摯公平なる研究を要す。特に社會學は密接の關係あり。おもふに社會主義は社會學の原理よりして解釋研究せられざるべからざるなり。此の如き現世に大關係ある問題と接觸し、且つその解釋の必要が日一日と切なるは、これ社會學研究の必要にして又興味多き所以の二たり。こはこれ一般に斯學の研究者に干することなるが、特に我國の斯學に關する地位は頗る重大なるものあり。抑も社會學の研究はその基礎を社會の實際の狀態に据へざるべからず、彼のスペンサーその他の學者の研究は周匝精密なりと雖も、その取材の範圍は主として歐米及び西人の觀察せる亞弗利加その他の野人社會の狀態に限られ、古より別種の文明の下に發達せる、支那その他の東洋諸國に及びし所なし。此等諸國の社會的状態は現今の社會學にとりては、未開の寶藏たるなくんば

非ず。而して我國の此等東洋諸國の社會状態研究に對して、特に便宜と利益とを有する事は到底西人の及ぶ所にあらず。且つ東洋の文明に棲息せし吾人は、その觀察に於ては西人に異なる所優る所多かるべし。此の如き特別の利便を有する我國の地位は、社會學研究にとりて一層の興味と必要とを與ふ。況んや泰西の文明をも呼吸し消化せる現今の我が學界に於てをや又彼の社會主義の如きも我國に於て早晚起るべきものなるが故に社會學研究者は豫め學理的の研究を爲して之に備ふる所あらば、希くは歐米に於けるが如き危機を演ずる所なくして終るを得むか。これ余が社會學の隆盛を歓迎し、有名なる建部教授の下に此研究室の開かれたるを喜び、且つ斯學研究者に多大の望を屬する所以なり。(哲學雜誌第十八卷第百九十四號重越生記錄參照)

斯くて井上博士は演べ終つて退かるゝや、故濱尾名譽教授代つて壇上に立ちて我が帝國大學に社會學の取り入れられし動機並びに最初の有様を述べられ、斯學を初め世態學と呼び、當時の大學の學曆亦しか記せしなどの懷舊談をせられし後、我が國古代社會の研究を盛んにせられんことを希望せられて壇上を下られたのであつた。時に五時を過ぎ、日かげ漸くうすくして此の記念すべき式は乃ち閉ぢられ、斯くて此の年二月十四日第一回圖書を備付けてよりこのかた準備に盡くされし我が研究室は此の日を以て全く成る。開室の辭、講演題目、祝賀の辭、懷舊談共に全く此祝福すべき日にふさわしく、又當時の「社會學」に對する想ひの如何を知るに足

一二四
る好個の記念たる可く、茲に再び之を誌して、滿二十五周年を迎へ併せて將來の多幸を祈らんとするものである。

此の一文が若し來る可き祝賀の會合に於ける懷舊談の一資料ともなるならば、筆者望外の喜びとする所であり、其の取扱へる資料にしてその誤まれる所を正さるを得ば、筆者の望之に過ぎるものはない。(昭和三年二月九日)

「社會學雜誌」第四十七號(昭和三年三月一日發行)掲載

社會學の搖籃時代

—當時の片山潜氏の傾向—

片山氏の書かれたものには「米國における社會學の進歩」(六合雜誌第一八五號掲載)「社會學の綱領」(六合雜誌第一八八號)「社會學と社會改良」(上、下社會雜誌第一、二號)などがある。あるひは尙社會學に關係したものが他にも執筆せられてあるかも知れない。

孰れにしてもこれ等は我が國社會主義運動史、社會學史の上からいつて極めて重要な地位を占めて居る明治二九年から三〇年に懸けての頃に發表せられたものである。我が國社會主義運動史の上からいへば、この頃からして漸く本式に芽がふきだして來た頃であり、我が社會學史の上からいへば布川靜淵氏などの盡力によりて漸く社會學研究會が設けられ、社會學に關係する専門の雜誌が發行せらるゝに至つた時である。過古五十年に亘る、長い我が社會學史の上から見れば、我が國に始めて社會學が取入れられた明治十年頃から二〇年頃に至る十年といふものは、その頃としては比較的多くの社會學關係の文献が著はされて居るが、それは社會學それ自身として取入れられたものも無論あらうけれど多くは一種の政治論として、或ひはこれに關

聯して、これに媒介せられて舶來せられたものが多い様であつた。

いはば、これ等の點が當時の社會學界の特異性をもつともよく現はして居るのではなからうかと思ふのであるが（詳細は「明治文化研究」特輯國會號抽稿参照）これに對して明治三〇年前後といふものは一面から見れば社會問題研究と相まつて我が社會學は急激なる發達を遂げ、社會運動と關聯して異常なる發達をなしたのではなからうか。もちろんこれまで、多くは英米の社會學が取り入れられしものが、この頃からして漸く獨逸の方面、シェフル、グムプロッツ、ラッツェンホーハー等の學説がより多く舶來せられ、我が社會學界に色彩を強めたからもよらう。が然し直接一方の動因となつたものは矢張り當時の社會狀態が何かしらん社會的なものを要求してをり、社會問題の研究ともなれば、これに關聯して理論づけるべく社會學說の將來が盛んとなつたのではなからうか。しかしてその内容の如何は兎もあれ、片山氏が社會學の論文を執筆せられて居ることはその當時の時代相をもつともよく現はして居る様に思はれ、一種の象徴とも見られる様に思ふのである。

されば布川氏が起こされた社會學會その機關誌の名を制定するにも三宅雪嶺博士の意見によつて「學」の一字が削られて「社會雜誌」となり、その第一號から布川氏がシェフルの社會主

義論——平民新聞「余は如何にして社會主義者になりしか」の問に對する幸徳秋水の答によればこの書によりしといふ——を譯されてをり、第二號には高野房太郎氏（岩三郎氏の令兄）が「日本における労働問題」を執筆せられてをり、その他この種の文献が多く掲載され、明治三二年一月始めて開かれた社會學研究会（會の成立は明治三一年）の總會の記念寫眞を見ても（社會學雜誌九月號に掲載）各方面の人々が共に會合せられて居るのが知られるのである。今試みにその一部の人々の名を掲げる。

加藤弘之、吳文聰、金井延、元良勇次郎、桑田熊藏、坪内雄藏、島田三郎、原胤昭、小河滋次郎、留岡幸助、小西信八、片山潜、松島剛、布川孫市、三輪田元道、十時彌、高木三郎、高木正義、内田旭の諸氏

これ等各種の人々の努力によりて社會問題の研究がいよいよ盛んに起り、社會學の異常なる發達が見られたのであつた。これ等の人々の結合によつて共になされた努力それは社會問題、社會運動の何物たるかをより一層明らかにし、社會學の領域の如何を明確に知らしめ、兩者の別を明らかにし、やがては遂にこれ等の人々の相別るゝこととなつたであらう、社會運動に趨りし人々と學に精進するに至りし人々と。が然し當時兩者の伴ひしことは、今日ですら尙我々社會學徒に對しては然るを、沉んやその當時にあつては兩者の混同と誤解とを蒙つたことは到底免れ得なかつた様である。

「社會學の綱領」においてその別を特に次の如く明らかにせられて居る片山氏の社會學論文に
 おいてすら尙かつその傾向は見らるゝのである。

「世間往々にして社會主義と社會學とを混視し又社會黨と社會學者とを同視するものありた
 めに社會學および社會學者は大に世人の擯斥する所となれり豈亦冤ならずやそれ社會學の眞
 正の目的は實に人類の集合を研究するに要する規律の森嚴なる智識に外ならずしかして社會
 學者は假令深奥高遠なる人性の全體を究極する能はざるも然も人類の集合を整然たる規律の
 下に置いてその福利を増進する方法を講究するものなり豈彼の社會の組織を破壊せむとす
 る社會黨の如きものを助長せしむるものならむや」

氏の口を藉りてこの言を聞く、又奇しき想をいたさざるを得ない。氏は社會學を目して綜合
 科學となし「萬般の學術とその關係を有しこれ等數多の學術を基礎として成立する」ものとな
 し「彼の慘憺たる貧民の窮状を見るに忍びず一片憫隱の心をもつてその状態を調査するものを
 直に呼んで社會學者なりといふが如きは誤りなり」と説き「社會學はこれ等消極的に社會の不
 健全に備ふるもののみならず積極的に社會の健全なる邊をも研究するに存しその害惡を矯正す
 ると同時に善美の域に進ましむるにあり」となし「社會學の綱領を究むるものに必要なるはま

づ社會學の主義を確定し而して家族制度の進化、貧民の制度、慈善事業、犯罪および犯罪人、
 その他統計學經濟學を研究することに在り眞正なる社會學はこれ等數多の學術を總括して一頭
 地をその上に抜く所の高尙なる學問なりしかしてこれを研究する方法として社會の實相をもつ
 てその實際を觀察せざるべからざるなり」といひ「ルブレーは佛國の社會學者有力の士なり統
 計に據りて下等人民の如何に勞働して如何に賃銀を消費するかの實相を討究して自家の學を成
 せり」と述べ、學者の識見一方に偏するを排し、社會組織の缺點を叫び、「矯激悖戻の極端論を
 唱道し、建設的論者を指して社會の敵となし、破壊的の一方に趨りて狂奔する社會黨、虛無黨
 に反對」せられ、その弊を論ぜられてゐる。

この様に片山氏は「社會學の綱領」において説かれたのであつたが、氏の言葉に貧民、下等
 人民の語の平氣に用ひらるゝを聞く、顧みてまた時世の推移の大なるに驚かざるを得ないので
 ある。(昭和三年九月一日)

「東京帝國大學新聞」第二百六十五號(昭和三年十月一日發行)掲載

明治初期の翻譯

—社會と統計の譯出について—

一三〇

明治の初期外國文献の翻譯をなした人々の苦心は實に大なるものであつた。今日ですら吾々學徒にとつて共通的に苦しむことは外國語の日本語であつて、眞面目に考へた場合、全文を翻譯するときはもちろんのこと、單に一寸した新しい言葉や、又新しい學説を紹介し引用するにしても、如何にこれを翻譯すれば眞の意味を表はし得るかについては大に苦心する所であり、殊に文化學方面の意味の幾重にもとり得たり、又いろいろの意味が含まれて居る言葉に至つては、果して如何様に譯したならば眞の意味がつかみ得るかといふことについて大に苦心しなければならぬ。もつとも始めから學問的良心がなかつたり、それ程までなくとも、軽く一寸したことに考へて、吾々學校出たての若い者のとつときの仕事位に翻譯を考へる場合は別として本當に考へ、あたら名作を拙い翻譯によつて傷けることを恐れた場合には容易に翻譯などは出来るものでなからうと思ふが、これが今日と違つて、語學もいまだ普及しなく、學問も發達して居ない明治の初めであり、然も今日の吾々若い者と異なつて當時の人々は何れも國學漢學に

割合に素養の深かつた人々であるだけに、尙一層翻譯に際しての苦しみ方は大きかつた様で、當時の文献を見るとその跡が歴然と現はれて居る。

例へば今日吾々が日常數限りなく接する「社會」といふ言葉が出來上るまでも可成り苦心して色々と譯を變へて居るのが當時の文献について見られるのである。英語の Society を社會と譯したのは後のことで、慶應二年出版の英和辭典を見るとそれには仲間一致交り等と譯されてをり、有名な中村正直氏の譯された自由之理（明治四年）には仲間會社と譯してあり、明治五年に翻譯されて八年に出版された室田充美氏譯の西洋開化史には Society の譯について次の様に述べて居る。

一往々俗間ナル語ヲ用ルハ原語ソシエテ一ノ譯ナリコソシエテ一ナル一字ハ衆人相交ル所ソノ民俗ヲ稱シテ言フ辭ナリ支那人ハ會ノ一字ヲ以テコレヲ譯スレドモ簡ニシテ意ヲ盡サズ又余カツテ試ニコレヲ俗化ト譯シタレドモ未ダ適切ナラザルヲ覺フ又人間世俗又衆民會合等ノ譯アリトイヘドモタマ暫ク俗間アルヒハ世俗若クバ俗化等ノ譯ヲ用ユ

とあつて色々と譯して見たことがこれによつても伺はれるのであるが Society を社會と譯したものは、ギゾーの歐羅巴文明史の翻譯の内明治九年五月に出版された第七卷に「その人民の結んだ一體の社會となりたる時代」とあるのが、私の見た所では可成り早い方ではなかつたか

と思ふのである。もつとも神原甚造氏によれば明治元年に社會といふ言葉を既に用ひた文献があるさうであるが、一般に今日の意味に用ひられたのは明治九年前後で、九年十月發行の家庭叢談第十四號に「必ず日本社會において選び抜きの士なる可し」又十五號に「今暫く大空社會の話を止め、我々の人間社會の事におよばんとするに、この社會の事柄も等しく釣合を保たずしては順序の立たぬものなり」(新舊時代第一號、石井研堂氏明治事物起源参照) などとあつてこの頃から社會といふ言葉が漸く廣く用ひられたので(明治十一年頃の文献に尙未だ Society を社會と譯さず交際と譯したのを私は見たが)それまでには随分苦心をして色々と譯を換へて見たり、又時によつて譯が變つて來て遂に社會となつたので、成る可く原意に沿ふ可く努めた苦心がよく現はれて居る。



又今日多く用ふる統計といふ言葉にしても、色々と譯された後遂に今日の如くに至つたもので、次に掲げる明治十六年に翻譯された佛ガルニ一著、高橋二郎譯統計入門の巻頭に掲げられた例言を見れば、その間の経路が明らかに見られる。

一、「スタチスチック」の語は我國未だ正當の譯字なしこれを譯して形勢とするはばく然として要領を得ずこれを譯して政表とすれば「スタチスチック」は獨り政事の表に非ざるを如何んせんこれを譯して表紀とすれば唯々圖表を製して事を紀するに疑はしこれを譯して綜紀と

すれば事を綜紀すべきは特に「スタチスチック」に限らざる可しその要を得ざるは形勢なる文字に同じ然らば即ち統計なる譯語に従はんか「スタチスチック」はひたすら計數を統算するものゝ如くに見ゆべし皆その本義に適當せず蓋し近來専ら世間に行はるゝ統計なる文字は原と支那語の合計なり彼の英華字典をあんずるに Sum 統計 Total 統算と譯せり Sum および Total は皆合計の義にて王韜が普法戰記の如き共計統計並び用ひしこと多く又我瀧澤馬琴翁の如きは頗る漢語に精しき者なりしがその著書中既にしばしば統計を合計に用ひこれに「つがう」と假名せり「つがう」は即ち合計なりこれを要するに統計は合計の異稱にしてその義更に異なる所なきが如し「スタチスチック」専門の科をもつて合計學となさば大いなる誤りなる可しと雖も既に普通の文字となりしをもつて今更に異を立て俗に背くを欲せず姑くこれに従ひもつて後人を待つ看者譯語に泥み本義を誤るなかれ



この様に翻譯については大に苦しみ、眞面目に考へ、又色々と議論をしたものであるが、尙この事は當時の識者、學者、思想家の團體であつた共存同衆の機關雜誌「共存雜誌」の第十八號十九號(明治十二年四月發行)に大内青巒氏が翻譯論を書かれた「譯字說」を見れば一層判然とするが、それには同氏は次の様に説かれて居る。

最初に、たれかの詩に「譯官々重宰相均」といふ句があるが、それは外國政府と國事を應接

をなす際にその通辯たる者が若し一言半語をも譯し誤まることがあれば、これから如何なる葛藤が生じ、あるひは非常の變動が起らないとも限らないから、通辯官の役は國の安危にも關してその重いこと宰相にも均しいといふ意味であるが、それはもつとも大に注意をしなければならぬが、これは面談應接の際許りでなく、外國の書籍を読みその學藝を傳ふる上にも殊更に注意すべきで、近頃盛んに行はれる歐米の書を翻譯することなどはもつとも慎まなければならぬといひ、昔支那で佛教經典を譯したときには勅語を以て譯官を定めて、仲々容易に翻譯をさせなかつたもので、翻譯の例規中譯をなすに原語のまゝに存し置くものが五種あつて、その第一は秘密に涉りて譯し難き者、第二は多くの意義を含んでこの方の語にあて難きもの、第三はこの方に無き事物の名詞、第四は古風を存するために譯せざる者、第五は譯せざる方に利益多しと認めたる者であつて、この五種は何れの譯者も翻譯をしなければならぬもので、非常に鄭重にしたものであるが、近來我國に流行する歐米諸書の翻譯は固よりその規定もなく、各々隨意にその業について、甚だしきはこの方普通の學にも通せず僅に彼邦の一書を読めば隨て之を翻譯し、譯なれば隨て之を梓にし、唯争つて世に售れんことを務むるものが少くない。さなきだに輕そうで新奇を好み文化を誤るは人情であるに、更に斯るもう浪の譯書を世間に流布せしめるのは非常に大きな國の禍であるといつて、リバテイ、ユーテイリテイを自由、眞利などと譯するは甚だ不適當であると大に論じて居られる。

以上は大内青巒氏の説で、私はこれ等を見て色々教へられる點がある様に思ふのであつて今日吾々が例へば社會學の方面で、マクス・ウェバーの *Verstehende Soziologie* を理解の社會學、會得の社會學と譯して見ても果してその眞の意味が表はされて居るものか不安な氣がするのであつて、又フォン・ワイゼの *Beziehungstheorie* を關係學と譯して見ても何んとなくびつたりと來ない様な氣がするが、これ等も昔佛教經典を譯する時に穩當な譯がなければ新熟字を作つた様に新しい熟字をこしらへるか、それとも多少無理でも既存の言葉を用ひてそれに新しい意味を時間の経過と共に付けたして行くか、これを例へていへば「統計」の如くに今日統計といふ言葉を合計と同じに思ふ人は恐らくないであらう、多くの人は矢張り統計といへば數字を用ひて表などを作つてする所のいはゆる統計を思ふのであつて、この様にするか、あるひは五種の不翻の例に従つてそのまゝに表はしておくか、何れにしても今少しく眞面目に翻譯を考へて正しい意味を傳へたいものであつて、吾々學徒の大に慎まなければならぬところであらうと思ふ。

統計と云ふ言葉

—本邦統計學史の第一頁—

一三六

我國に何時頃から今日の所謂統計及び統計學が舶來せられたであらうか。岡崎文規學士は「統計研究文献」を著はされ、非常な努力を以つて廣い範圍に亘つて我國に於ける統計に關する文献を記録されて居り、吾々の大に敬服する所であつて、大なる便宜を吾々に與へられて居るが私は今茲に同氏の著書に比較的閑却されて居る極初期の文献に就いて紹介し、併せて「統計」の名の出づるに至つた経路に就いて少しく述べて見たいと思ふ。

我國に於ける統計及び統計學の極初期の文献としては、私の知る所では次の如きものがある。

○萬國政表 全一冊

福澤子園閱、岡本約博卿譯

萬延元年庚申孟冬霽芳閣藏梓

○西洋各國盛衰強弱一覽表、附圖 加藤弘藏譯述 慶應丁卯孟秋 谷山樓藏梓

○辛未政表、史局編纂

明治壬申五年四月、大主記杉亨二編纂

○形勢學論、一名政表學論、寫本

荷蘭政科大學士ヒッセリンク著述、杉亨二譯稿

○統計學、十卷

權大内史箕作麟祥譯

明治七年六月、文部省

○表記提綱、一名政表學論

津田真道譯、政表課發行

明治七年十月

○統計學大意、全

統計中屬百田重明譯

明治八年、大藏省統計寮

○統計須知

望月二郎譯

明治八年出版

○百科全書國民統計學

一三七

明治八年七月、文部省

以上の如きものが極初期に於ける文献として知られて居るが、右の内前三つは統計であり、形勢學論以下は統計學に關するものであり、其内萬國政表及び箕作氏譯の統計學は岡崎氏の著書にも紹介されてある。此の萬國政表は我國に於いて最も古い統計表であつて、同書は四六倍版三十六枚程和綴ぢのもので、萬延元年の冬に出版されて居り、序文は大槻氏の筆になり「皇萬延紀元秋八月磐溪大槻崇撰」とある。其の凡例を見れば次の様に書いてある。

凡例

一原書ハ荷蘭人「ブ・ア・デ・ヨング」ノ著セル所ニシテ「スターチスチセ・タイフル・フアン・アルレ・ランデン・デル・アルデ」表ノ意ト題セル一軸ノ堅幅ナリ但刊行ノ年歴ヲ記セス然モ表間某年々々ト記セル所千八百四十五年ヨリ五十四年ニ至レリ然則今ヲ距ルコト僅ニ五六年前ノ書トス而シテ近今刊行ノ地理誌類大ニ備リ萬國ノ形勢ヲ察スルニ遺憾ナシト雖トモ皆ナ卷帙浩濶ニシテ未タ此表ノ如キ一覽了解シ易キ者アラス故ニ福澤先生之ヲ譯シテ世ニ公ニセント欲シテ此ニ從事セラレルナリ而シテ譯稿未タ半ニ及ハスシテ忽チ米利堅ノ行アリ因テ約ニ命シテ續譯セシム約才短學淺豈其人ナランヤ幸ニ先生ノ譯例アルヲ以テ速ニ卒業スト雖モ未タ曾テ人ニ示サス茲ニ先生ノ榮歸ヲ待テ點閱ヲ乞ヒ始テ金根ノ誤解ヲ免ル、コト

ヲ得タリ

一原書ノ次序ヲ變セスシテ改テ之ヲ書冊トナシ分テ四卷トス而シテ毎條ノ連系ヲ示サンカ爲ニ首卷各國ノ經上ニ數符ヲ帖シ餘卷又各々之ヲ反覆ス
一原書各國ノ名號之ヲ亞伯設ノ順次ニ從テ列序ス今一々原書ニ從テ改メス但單ニ國名ノ上ニ洲名ノ頭字ヲ附シ以テ搜索ニ便ニス其南又北ト書スル者ハ南北亞米利加ノ符ナリ
一國名地名ノ填譯ハ英人慕維廉所著地理全誌ノ學面ヲ用フ若夫原書ニ名アリテ地理全誌ニナキ者ハ之ヲ他書ニ取り或ハ國字ヲ以テ之ヲ書ス私ニ字ヲ填セル者ハ唯々阿然丁合衆部、獨逸商稅列國、阿諾威征稅會社、獨拿烏候國、麻因河、英斯河、是ノミ以下略

萬延元年庚申暮秋

岡本約博卿誌

以上は凡例に記してある一部を掲げたのであるが、之に由て大體本書譯出の経路は判ることであらうと思ふ。即ち福澤先生が最初譯されかけたのを安藝の岡本約博卿（古川正雄と同人）が引繼ぎ、福澤先生がアメリカから歸朝されて之を校閲され、出版されたのであつて、譯字は福澤先生がこしらへられたものゝ様である。されば本書は「福澤子園閱、岡本約博卿譯」とあり、其の内容は次の様である。

- 第一卷 國名、里方、政綱、君主、人口
- 第二卷 公費、逋債、紙幣、官券、常備兵

第三卷 入貨、出貨、土産、貨幣
 第四卷 秤量、尺度、都府、港澳

次の「西洋各國盛衰強弱一覽表」は加藤弘之博士が未だ弘藏誠之と云はれた慶應三年の出版になり、プロックの「歐洲各國盛衰強弱比較論」の抄譯にして其内容は最初に小引及び凡例あり、以下次の様である。

第一表幅員、同略解 第二表民口、同略解 第三表陸軍、同略解 第四表海軍、同略解
 第五表財用之一、錢貨出納、同略解 第六表同上之二、直税、同略解 第七表同上之三、介
 税、六七二表之略解 第八表同上之四、國債及證券、同略解 第九表貿易之一、輸入及輸出
 同略解 第十表同上之二、穀物及酒類、同略解 第十一表同上之三、獸畜、同略解 第十二
 表同上之四、藩屬地産物、同略解 第十三表同上之五、鐵、同略解 第十四表同上之六、布
 帛、同略解 第十五表商船、同略解 第十六表鐵道、同略解 第十七表教門、同略解

圖 目

第一圖歐羅巴各國分界 第二圖民口 第三圖民口増殖 第四圖陸軍 第五圖海軍 第六圖歳
 入 第七圖租税 第八圖國債 第九圖證券 第十圖貿易 第十一圖鐵道 第十二圖教門 附
 録日耳曼新變革之圖、同略解

本書は以上の如き内容であつて、和綴菊版三十枚程のもので、原書は萬延三年壬戌の刊行に

なり、色刷の地圖迄添へてあり、同略解とあるのは其の説明にして、政治上の目的から譯され
 たものゝ如く、小引には同博士の著書たる、我國に於いて初めて立憲政治を説いた「隣草」と
 同じく、天賦人權主義のもとに盛んに立憲政治を説き、歐羅巴は亞細亞等に比較して小なるに
 反して富強なるは「歐洲各國君民上下父子ノ如ク能ク相親睦スル所」からと述べ、「其能ク相親
 睦スル所以ハ何ソヤ蓋シ歐洲各國人文夙ニ開ケ至正ノ政體ヲ立テ至良ノ制度ヲ設ケシニ因ルナ
 リ」と云ひて夫れより君民同治、萬民共治を説いて、「此君民同治萬民共治ノ二政體ノ如キハ固
 ヲリ官民一體一心ノ論ニシテ天下ヲ以テ天下萬民ノ共ニ有スル所トナシテ敢テ政府ノ私有トナ
 サス政府ハ惟天下萬民ヲ治メムカ爲メニ設クル者トスルカ故ニ其制度法令皆天下ノ公論ニ從テ
 之ヲ立ツ是故ニ官民上下常ニ憂樂利害ヲ同ウスル者ニシテ獨リ政府ノ私利ヲ謀リ私欲ヲ肆ニス
 ルコトナク官民上下父子ノ如ク相親睦スレ蓋シ歐洲ノ開化富強獨リ宇内ニ冠タルコトヲ得シ
 所以ノ本源ナリ」と博士が天賦人權説遵奉時代の特色を現はして政治を説き、一口に歐洲は開
 化富源なりと雖も其の國々によつて又異なることを述べて、各國の事情をよく表はして居るの
 は本書であると云つて居られる。

次に古いものは辛未政表である。先の二書は古いと云つても何れも翻譯であるが、本書は日
 本人の手で出來た統計表の嚆矢である。

和綴五十四枚のもので、史局編纂になり、明治五年に杉亨二氏が編纂されたもので、奥附に

は官版、御用御書物師山中市兵衛、村上勘兵衛、北島茂兵衛としてある。内容は官祿並月給諸費用等に亘りて、太政官、神祇省、外務省、大藏省、工部省、司法省、宮内省、東京府、開拓使等の費用を記録したもので、今日の職員録と豫算費目とを簡單にして兼ねたもの、様で、凡例には次の如く記してある。

政表ノ務タル人事ノ變遷土地ノ沿革庶物ノ興廢等總テ地上ノ萬有ヲ網羅シ以テ全國ノ大勢ヲ表示スルニ在リ然ルニ本課ヲ立テラレシヨリ未タ日アラス事尙備ラス是ヲ以テ大綱舉リ難キ者多シ故ニ先ツ其易キニ就キ其難キヲ後ニス此表ニ記スル所ノ如キハ僅ニ其一斑ノミ

次は統計學に關する文献に就いてあるが、私は今其の前に我國に統計學が將來せられた事の次第を簡單に述べて見たいと思ふ。我國最初の歐羅巴方面に向けられた海外留學生は西周、津田眞道（眞一郎）の兩氏であつた。西周先生の年譜を見れば此の時代のことに就いては次の様に現はされて居る。

文久元年辛酉三十三歳、是歳幕府使を歐米諸國に派す。蕃書調所を江戸小川町講武所内に移す。文久二年壬戌三十四歳、留學の命を受けて和蘭船 *Salippus* 號に乗る。是歳安藤信正傷けらる。幕府慶喜を起して後見たらしむ。蕃書調所を雉橋門外に移す。

文久三年癸亥三十五歳 *Kalippus* 船 *Gaspar* 海峡に沈没す。 *Ternate* 號船に移りて *Batavia* を發し *Leyden* に至り *Bredestraat* なる *Oudendorp* 氏の家に寓す。 *Vissering* に従ひて政學を修む時に和

蘭王 *Willem* 卽位の十五年にして *Thorbecke* の再び内閣を組織せし翌歳なり、是歳七卿長門に奔る。

元治元年甲子三十六歳 *Amstel* 河上の縫匠某が家に移る。是歳幕府長門を討つ。

慶應元年乙丑三十七歳、江戸に歸りて、開成所内の長屋に居る。是歳幕府再び長門を討つ。即ち西周先生は早くより西洋に目を付け、「小生頃來西洋の性理之學又經濟之學杯の一端を窺候處、實に可驚公平正大の論にて、從來所學漢説とは頗る趣を異にし候所も有之哉と相覺申候、尤彼の耶蘇教杯は、今西洋一般の所奉に有之候へども、毛の生えたる佛法にて卑陋の極取るべきこと無之と相覺申候、只「フィロソフィア」(Philosophia)之學にて、性命之理を説くは程朱にも軼ぎ、公順自然之道に本づき經濟之大本を建てたるは所謂王政にも勝り、合衆國英吉利等之制度文物は彼堯舜官天下之意と周召制典之心にも超えたりと相覺申候」と書かれても居る程であれば、承美私言一編を著はして竹内保徳に上り、留學生を歐米に派遣することの利を言ひ、津田眞道先生と偕に又淺野伊賀守、大久保忠寛などに請ふ所あつて、遂に文久二年六月十八日江戸を立つて和蘭に行かれることになつたのである。斯くて海軍操練所より派遣された内田正章（恒次郎）、榎本武揚（釜次郎）、澤貞説（太郎左衛門）、赤松則良（大三郎）、田口良直（俊平）の五氏と共に留學し、文久三年四月十五日 *Brouwis* *Tagen* に着き、五月ロッテルダムに至り、十八日 *Leyden* に往き *Bredestraat* *Hotel de Zon* に投じ、周、眞道兩先生は同街の *Oudendorp* の家

に寓して國語を Van Dyck に三ヶ月程學び、八月下旬に至りて政事學諸科を Leyden 大學教授 Vissering に受けることになり、元治元年居を Rijn 河上の縫匠某の家に移り、慶應元年十月業を卒へられたと云ふことであり、其の學ばれた學科に就いては周先生の書かれた「五科口訣紀略一編」を見れば其の一節に「在教授政事學之大本。其別。一日性法學。(Naturregt) 二日萬國公法學。(Volkenregt) 三日國法學。(Staatsregt) 四日經濟學。(Statshushoudkunde) 五日政表學。(Statistiek) 凡此五科講之宜至簡至明、務示其根基、中略休費日之外、每週二夕、侍于案下、筆記口授二閱年、以慶應元年、乙丑十月、卒五科業」とあり、之によつても窺はれる如く、兩先生はライデン大學の教授ヒツセリングに就いて每週二回至極簡單ながらも法學通論、國法論、國際法、經濟學、統計學の五科目の講授を受けられ、筆記せられたのであつて、その中前三科の講義筆稿を邦譯されたものが、性法略(神田孝平譯、明治四年刊)、泰西國法論(津田眞一郎譯、慶應四年刊)、萬國公法(西周助譯、慶應四年)の三書であり、次の經濟學の翻譯に就いては何等聞く所なきも、最後の統計學に就いては津田眞道先生が一度「表書提要」と題して譯されたことであるが、刊行に至らずして翻譯された原稿が紛失し、後に杉亨二先生がヒツセリングの講義筆記を借りて譯されたのが即ち先に掲げた所の「形勢學論」であると云ふことである。然し乍ら残念なことには此の形勢學論も完全に傳はつては居ない様で、統計叢書の序文の一節に横山雅男氏が、「明治十年迄に出版された書物を纂輯することゝした。それには第一

番に杉先生が明治六年五月その筋へ提出された建白書中にある自譯の形勢學論—この頃は SEMPER を政表學、形勢學など譯してゐた—を載せたいと思つて極力搜索したが遂に見當らなかつたので已むを得ず箕作氏の統計學、津田氏の表記提綱、百田氏の統計學大意、望月氏の統計須知、堀越氏の國民統計學の五書を纂輯しこれを「統計叢書」第一輯として世に公にするのである。」と識されても居る如く、仲々見當らないものであるが、幸にして吉野作造博士の所に其の一部が藏されてあり、私は先生の御好意によつて之を見ることを得たが、同書は寫本判紙十九枚程のもので、其内容は次の様である。

第一編 形勢學ノ本義及ヒ目的

第一章 形勢學ノ本義 第二章 形勢學ノ目的 第三章 形勢學ト他學トノ關係

第二編 形勢探討論

第一章 形勢探討ノ方法及ヒ區分 第二章 事實搜羅彙集スル事

以上は其内容であるが、之を津田先生が後に譯された表記提綱と相對照して見ると、其の臺本が同じからにもよらうが全く同じで、今試みに表記提綱の目次を掲げて見れば次の様である。

第一編 表記ノ本義及ヒ其目的

第一章 表記ノ本義 第二章 表記ノ目的 第三章 他ノ學術トノ關係

第二編 表記家操作ノ方法

一四六

第一章 表記家ノ操作及ヒ區分 第二章 事實羅集ノ事 第三章 類從配叙ノ事 第四章 利害得失ヲ制定スル事 第五章 事實表章ノ方法各種アル事

第三編 政表ノ製作

第一章 政表ノ綱領 第二章 國土表 第三章 人口表 第四章 外國交易及ヒ通船表 第五章 財政表

以上は表記提綱の目次であるが、此の書物は一名政表學論とも云ひ、菊版四十五頁程の活字版であり、其の序文には次の様に書いてある。

凡ソ土地人民ヨリ法度學門教化財政守禦及ヒ農業工作貿易物産航海運輸等ニ至ルマテ其變更事實ヲ表章シ或ハ彼此ノ比較ニ因テ其利害得失ヲ明辨スル者ヲ政表トス政府ハ之ヲ觀テ立法行政ノ蹟ヲ考ヘ人民ハ之ヲ觀テ開知自勉ノ道ヲ知ル可シ而シテ此學ノ論說セル書頗ル多ク皆西人ノ著ニ係ル此編ハ陸軍省四等出仕津田眞道ノ譯スル所簡明ニシテ能ク其要ヲ得タリ故ニ今上梓公布シ廣ク世人ノ講究ニ便スト云

明治七年十月

政表課

とあつて、當時の人々の統計學に對する考がよく現はれて居り、其の出版は政表課でなされた如く、譯出の經路に就いては書の終りに津田先生が次の様に書いて居られる。

此本ノ原本ハ今ヲ距ルコト十年前余和蘭留學ノ日西周君ト共ニ靈田ノ大學博士ヒツセリング先生ニ受ル所ニ係リ歸朝ノ後之ヲ譯セント欲シ塵事紛繁ニシテ果サズ昨夏偶暇餘ヲ得テ日光山ニ游ビ湯本溫泉ニ浴シ大半卒業シ今夏更ニ訂正スト云フ

明治七年七月二十六日

津田眞道記ス

此の跋文によれば本書は明治六年頃から譯されて居る様であるが、森鷗外博士の西周傳を見ると、此の頃の事に就いては次の如く書いてあり、即ち

六七年の交眞道政表を譯して世に公にし、題して綜紀學と曰ふ。周と行彦との學ぶ所の政事學五科、此に至りて殆全くして唯一の經濟學を闡く。

と記してあるが、此の綜紀學と表記提綱とは如何なる關係を有するであらうか、また先に述べた表書提要とは何れが先に譯されたものであらうか、津田先生は確かに二度翻譯されたことは事實であれば、此の三つの内二つは同一の翻譯ではないかと思はれるのであるが、兎に角何れにしても臺本から云へば同じものであり、之を又形勢學論と比較するも、其の内容から云へば兩書を比較するのも無意義なことで、今試みに兩書の一部を比較して見れば次の様に全く同じ様なものである。

形勢學論

第一章 形勢學の本義

一四七

何ヲカ形勢學ト謂フ曰一國ノ人民數國ノ人民若シクハ萬國ノ人民其相養スル實際形勢ヲ知ルノ學ナリ、其實際形勢ヲ知ル所以ノ者ハ即チ形勢學ノ表章スル所ニシテ凡事物現ニ存シ實ニ成ル者ヲ明ニスルヲ要ス此レ斯クアラン此レ斯クナカラントノ臆測ヲ用フベカラズ

表紀提綱

第一章 表紀ノ本義

表紀ノ原語ヲスタチスキト謂フ其義ヲ直譯スレハ邦國又ハ形勢ト謂フ事ナリ蓋一國數國乃至萬國ノ人民互ニ相生養スル實際ノ形勢ヲ知ル學術ナリ此形勢ヲ名ケテ人間會社又ハ人間仲間ト謂フ

實際ノ形勢トハ凡ソ事物現ニ存シ實ニ有ル所ノ形勢ニシテ表紀ハ唯其有リノ儘ノ形勢ヲ表章シテ絶テ兎アルラン角アルラント臆度ヲ用フルコトナシ

とあり、多少の差はあれ、同一物を翻譯したことは之によつて明かであるが、尙又第二章の初めを比較すれば次の様である。

形勢學論

第二章 形勢學ノ目的

夫レ形勢表ハ人間相養ノ實際形勢ヲ知ルノ學ニシテ事物ノ現ニ存シ實ニ成ル者ヲ表章ス此レ即チ形勢學ノ目的ナリ其目的ハ他ナシ人知新ヲ好ムノ天性ニ從フノミ然レトモ其目的トスル

所唯々好新ノ事ノミニ止マラハ其用ニ於テ益少ナカル可シ世間往々新聞紙中屢々見ル所ノ者ノ如ク徒ニ娛樂ニ供スルアリ此ノ如ク虚飾無用ナル者ヲ以テ形勢表ト爲ス可カラズ

第二章 表紀ノ目的

表紀ハ人間仲間ノ事實ヲ知ル學問ニシテ其目的ハ其事件ノ現ニ存シ實ニ有ルヲ表章スルニアリ或人曰ク表紀ノ目的他ナシ唯新ヲ知り奇ヲ著スノミト若シ果シテ此ノ説ノ如クナラハ表紀ノ人間ニ裨益アル微ナリト謂フ可キノミ然レトモ世間ニ此類ノ表紀徒ニ人ノ娛樂ニ供スルノミニシテ事實ヲ誤リ實用ヲ闕ク者往々是アリ就中新聞紙上ニ散見スル所ノ表紀大概此類ナリ表紀ノ目的トスル所ハ真正明確ナル事實ヲ檢知シ善ヲ取り惡ヲ捨テ古來慣習ノ事ト雖其實理ニ悖戾セルコト明晰ナル者ハ務テ之ヲ改革スルニ在リ

私は餘りに多く序文其他を引用した。今又茲に長々と同一の臺本からなり其内容から云へば比較するのも無意義な形勢學論と表紀提綱とを比較對照をして見たが、是れ共に、一つには當時の人々の統計及び統計學に對する考を之等によつて紹介して見たいと思つたからであり、今一つには Statistics の翻譯に就いて述べて見たいと思つたからである。

以上に掲げた文献によつて之を概觀すれば、統計を日本に最初紹介したのは福澤先生であり統計學を最初學んだのは津田西兩先生であつたと云はなければならぬと思ふ。而して當時の人々が統計を以つて最初全く政治的なものと思ひ、殊に津田西兩先生がヒツセリングに

統計學を學ばるゝに當つて政事學の一部として學ばれたことは、統計學の目的を單に政治上に置き、福澤先生が、Statistics を初めて邦譯せらるゝに當りて政表と譯され、それを岡本博卿氏が受け繼がれて、其後邦人の統計及統計學に對する考の漸く變り來り、Statistics の譯語も漸次表書、綜紀、形勢、表紀、國勢等に變遷し來りても、尙且政表の二字が可なり後まで差添へられた所以ではなかつたらうかと思ふのである。

此の當時統計學に限らず、何れの學問をするのも總べて天下國家の爲めであると云ふが如き風潮の強かりし時代であれば、之等のことは無理もなかつたことではあらうと思ふが、かゝる統計を以つて全く政治的なものと思ひ、統計學を學ぶは之によりて天下の形勢を知り、善政を行ふにありと云ふが如き考の最初邦人に抱かれし事は、多少「統計の本義を取違へた」にして、却つて我國に統計及び統計學の舶來せられて後、それが發達するに至りし重要な素因をなし、與つて力あつたことであらうと思ふのであつて、かゝる考は Statistics を初めて統計學と譯されし箕作麟祥氏の書物の序文にも明らかに現はれて居り、即ち次の様に書いてある。

一此學原名ヲスタチスチツクト云ヒ其ノ説ク所ハ皆算數ヲ以テ國內百般ノ事ヲ表明シ治國安民ノ爲メ最モ緊要ノ者タリ故ニ上古以來苟モ開化ノ稱アル國ニ於テハ未タ一定ノ名稱ヲ下サスト雖モ間々此業ヲ修ムル者多ク降テ紀元千七百年代ニ及ヒテ初メテ命スルニ此名ヲ以テシ碩學鴻儒相與ニ討論スト雖モ人猶未タ其世ニ大益アルヲ知ルニ至ラス既ニシテ佛蘭西大變革

ノ後其國人等大ニ此學ヲ講明シ其業ヲ擴充セシヨリ遂ニ普ク世ニ布及シテ人々皆其國ヲ利シ民ニ裨アルヲ知ルニ至リ方今ニ及テハ歐洲各國ニ此業ヲ講習セサル者鮮シ然ルニ我國未タ此學科ノ書ノ世ニ翻譯ヲ經シ者アラサルカ故ニ今者荊メテ此書ヲ譯シ以テ官梓ニ付スト雖モ其科名ニ填スル譯字ノキキモ從來或ハ政表國勢等ノ字ヲ用キテ亦未タ一定普通ノ稱アルヲ見ス因テ此ニ改メ譯シテ統計學トス

一此原書原本ハ千八百五十六年巴里刊行佛國著名ノ統計學者モロー・ジョシネノ著述ニシテ其鏤布今ヨリ十六七年前ニ係テ最近刊行ノ者ニ非スト雖モ今其書ニ就キテ之ヲ譯スル者ハ方今歐洲各國統計ノ學ヲ講スル輩皆此書ヲ祖述シテ其説ク所猶盛ニ彼土ニ行レ特ニ著名ノ者タルニ因ル

とあり、右の如く治國安民の爲めに最も緊要であると云ふが如き考は尙統計學大意の序文にも其の趣きが現はれて居り、今日でも尙左様であるかも知れないが、其の當時にあつては尙一層其の趣きが深く、かゝる考から統計學を取入れたことは一般の趨勢の様であつたのである。

斯くて Statistics と云ふ言葉は以上示した如く最初は色々と其意味を考へて譯されたものゝ様であるが、箕作氏が統計學と譯されてから後は大體之にならひ、遂ひに今日迄現存し、一般に用ひらるゝに至りしものゝ様であるが、然し乍ら夫れ迄にも此の譯語に就いては色々と異存があつた様で、其間の消息に就いては、明治十六年に高橋二郎氏が譯されたガルニ一の統計入

門の巻頭に掲げられた例言を見れば明らかであり、私は今それを紹介して茲に筆を擱きたいと思ふのである。

一、「スタチスチック」の語は我國未だ正當の譯字なし、これを譯して形勢とするは漠然として要領を得ず、これを譯して政表とすれば、「スタチスチック」は獨り政事の表に非ざるを如何んせんこれを譯して表記とすれば唯々圖表を製して事を記するに疑はし、これを譯して綜紀とすれば事を綜紀すべきは特に「スタチスチック」に限らざる可し、その要を得ざるは形勢なる文字に同じ然らば即統計なる譯語に従はんか「スタチスチック」はひたすら計數を統算するものゝ如くに見ゆべし皆その本義に適當せず蓋し近來専ら世間に行はるゝ統計なる文字は原と支那語の合計なり彼の英華字典をあんずるに Sum 統計 Total 統算と譯せり Sum 及び Total は皆合計の義にて王翰が普法戰記の如き共計統計並び用ひしこと多く又我瀧澤馬琴翁の如きは頗る漢語に精はしき者なりしがその著書中既にしばしば統計を合計に用ひこれに「つがう」と假名せり、「つがう」は即ち合計なりこれを要するに統計は合計の異稱にしてその義更に異なる所なきが如し、「スタチスチック」専門の科をもつて合計學となさば大いなる誤りなる可しと雖も既に普通の文字となりしをもつて今更に異を立て俗に背くを欲せず姑くこれに従ひもつて後人を待つ看者譯語に泥み本義を誤るなかれ

以上は高橋二郎氏の言葉であるが、當時如何に多く Statistics の譯が行はれ、色々譯して

見ても尙夫れに對して各々異論があつたことに就いては、箕作氏が「統計學」と譯されてから十年もたつた明治十六年に、尙此の如き例言の存在するによつても充分窺はれることであり、又一面から云へば當時の人々が「統計」の本義を解するに如何に苦しみ、従つて又譯語に困難を感じたかと云ふことが之によつて想像せられることであらうと思ふのである。

附記 本論文は吉野博士に負ふ所全く大にして、茲に先生の懇切なる御指導に對し、深く感謝する次第である。(昭和二年十一月十五日記之)

『統計集誌』第五百五十七號(昭和二年十二月廿五日發行) 掲載

解
題
篇

鄰 艸

我が國の立憲思想の發達を説くに當りては絶対に看過し難き文献の一つであり、我が國政治學史上重要な地位を占むる所の此の鄰艸は加藤弘之博士が未だ誠之と名乗られて居りし二十六年の時、文久元年に早くも執筆せられたものであつて、之が稿を起された事の次第は明治に至りて既に數回、即ち名家談叢（明治二十八年創刊）第三號、加藤弘之述「昔の蘭學の話」、太陽臨時増刊「明治十二傑」（明治三十二年六月發行）第六十六頁、加藤弘之講演全集（明治三十三年發行）第二冊、「加藤弘之と立憲政體との緣故」（第十頁）及び加藤弘之自叙傳第四十四頁等に於いて加藤弘之博士自ら誌されて居るのである。何れも夫れに述べられてある所の趣旨は大體同じであつて、今其の一例を太陽臨時増刊明治十二傑に就いて見るに、博士は次の様に談られて居る。

前略、それで耶蘇教の事は到底感心する結果は無かつたから左様いふ事は丸で廢めて、それから哲學の書物や、道德の書物、政治だの法律だの、書物を讀んで見た所がさう云ふ事には餘程感心した事が多い。其感心したと云ふのは、先づ第一に人間と言ふ者は平等な者で、生れ乍ら天から授つた所謂天賦の權利と云ふ者を有つて居るものであると云ふ様な、今から言

へば古い思想であるけれども、さう言ふ思想が西洋人にあると云ふ事を大變感服した。さう言ふ様な考は今迄は支那や日本に無いものであつたからそれでヒドク珍しい事に思つて、而して誠に眞理であると云ふ様に考へた。かやうな所から一ツ新たな思想が自分に出来て、それから種々の著述が生れて来たが、その第一の著述と云ふものは「鄰艸」と名を付けた書である。紙数は僅かに四十枚足らず位なものであるが、さう云ふものを私が二十六歳の時に書いた。何を書いたかと言ふに、即ち立憲政體、西洋には立憲政體と云ふものがあつて、一國の君だとか大臣だとか云ふ者が權を専らにする事をしないで、上院下院と云ふ、即ち議會があつて、而して國の法律財政等を議定すると言ふ制度が西洋に在る。其れは誠に人間の天から授つた權利を重んずる譯であつて、即ち其れが人間の平等と云ふ意味に適ふ。然るに西洋より外ではさう云ふ譯に行かぬ。一國の君とか政府とか云ふ者が權を専らにして居ると云ふは甚だ道理に背いた事であると云ふ主義に書いた者である。實は日本もさう云ふ様な鹽梅にしたい事であると云ふ意味であつたけれども、日本の事を明らかに書く事は出来ない、日本が悪いから西洋に倣うて、其制度を採つて政治を善くしやうと云ふ事を書く譯に行かぬから、そこで支那と云ふものを持つて来て、支那は昔は善い國であつたが、今は善くない、政治が公平でない、左ういふ譯であるゆゑ支那は衰へて仕舞ふから西洋に模倣して立憲政體にせねばならぬと云ふ事にして書いたのである。即ち隣の事を書いたのであると云ふので「鄰

艸」と名を付けたのであるが、意味は日本を改革する事であつたのである。併し其の時分は中々言論の自由と云ふ様なことはないから、假令ひ支那の事にしても公にするは危い時で、西洋の事を善いと云ふは、政府のみならず、攘夷家は猶更嫌ふ時で、政府に對するのみでなく攘夷家に對しても遠慮せねばならぬ場合で、出版する事も出来ず其儘に置いたが、其後何處かに埋没して知れなくなつて仕舞ふたと思つて居た所が、近頃反故の中から出た。元より今日から其れを読んで見れば幼稚なものであるが、立憲政體の事を日本で書いたは是れが一番初めてである。其以前に左ういふ事を書いた人は一人も無かつたのである。まあ私が西洋思想を受けて後の始めての著作であるから、餘り面白くは無いが出版になつてをらぬものゆゑ載せて置てください……云々

以上は鄰艸に關する博士自らの談話である。之で大體此の文献の性質が如何なるものであるか分ることであらうと思ふが、其の題名に統いては隣國である支那のことを誌された所から鄰艸と名付けられたと云ふことであつて、この事に就いては尙加藤弘之講演全集第二冊の「加藤弘之と立憲政體との緣故」に次の如くに述べられて居る。

前略鄰家の疝氣を頭痛に病むと云へる俗諺の意を取りて之を鄰艸とは題したり是れ蓋し本邦に於て歐洲立憲政體の概要を説くの權輿なりと云ふも決して過言に非ざるべしと信す……
右様な譯で鄰艸と題せられたのであるが、茲に博士自らも誌されて居るが如くに、此の本は

實に我が國に於いて立憲政體を説いた最初の著書であつて、最も貴重なる此の種文献である。成程當時既に議會政治を我が國に傳へ、議會制度を知るの参考書となつた書物は他にもあつた例へば文政十年に青地林宗が幕命を奉じて蘭書を翻譯した「輿地誌略」の如き、他にも尙此の種地理書、漢譯本又は夫れの和譯本によつて議會政治の傳へられたことは數次のことであり(尙詳細は尾佐竹猛博士著「増補維新前後に於ける立憲思想」前編第二章議會思想の移入及び第七章議會制度の参考書並びに藤井甚太郎氏著「日本憲法制定史」第二章維新時代に於ける公議政體、公議政體思想傳承等を参照されたい。)之等の記事に依つて此の制度の立派に咀嚼されしものか、安政二三年頃の越前橋本左内の「西洋事情書」(前掲尾佐竹博士著書に依る)には既に議會制度に關して誌されてあり、之等文献は又後に出でたる、より詳細に議會制度を説明したる福澤諭吉の「西洋事情」等と共に議會制度を我が國に傳へ、之を知るの指針となりしものであるが、然し乍ら文久元年に早くもこれ程明晰に議會組織を説明したものはなんと云つても此の鄰艸の外にはなく、而して著書としてまとめ上げられた最初の名譽は加藤弘之博士に歸せざるを得ない。此の意味に於いて鄰艸は我が國立憲思想の發達史上に於いて永久に記念すべき文献であり、之を書いた加藤弘之博士は容易に忘る可らざるの人であると云はなければならぬ。誠に記憶すべき文献である此の本は然し乍ら當時發表せられたものではなかつた。「名家談叢」第三號に博士が述べられた「昔の蘭學の話」のうちに、

……本書の趣旨は西洋には議會なるものありて、人民の輿論に依て政治を爲せども、我邦には未だ之を見ること能はずとを述べんと欲すれども、公然我邦と書きては幕府の忌諱に觸るゝを以て、支那に於ては未だ之を見ること能はずと書きて、其の名も鄰艸と付けたれども、敢て之を公に出版したるにもあらず、唯著述して或友人に示したるに、斯の如き政治に關係したるものは決して他人に示すべからずとの忠告を受けたり。爾來之を人にも示さずして筐底に收め置きしが、其述ぶる所は決して詳細を盡したるものにあらず、唯概括したる論に過ぎざりしが、それすらも公にすることは憚りたり。

とあるが如くに、幕府を恐れ、攘夷家を恐れた所から上木公刊されるには至らなかつたものである。が、然し當時の最も新知識であつた博士の論が同僚友人の間に廣く傳唱せられたことは云ふ迄もない。又疑もなくこのことは一二寫本の現存することによつて明に窺はれることである。當時此の書が寫本で傳へられたことは永く發表せられざりしと共に寫本の常として多少の變化が筆寫毎に加へられてあることは云ふ迄もない。現在知られて居る所によれば、寫本としては川勝家に一本と筆者所有の一本とがある。(尙聞く所によれば震災前に和田萬吉博士も一本を手にせられたと云ふことである。)之等と明治十二傑に、先に掲げた加藤弘之博士の談話の次に掲載されてある鄰艸と比較して見るに多少の差異が存在することが見受けられる。例へば假名遣ひ、原語の發音の仕方、漢字の使用等に於いて後に手を入れられた如くに思はるゝ節も

あれば、又印刷本に於いては明に誤植せられたと見受けらるゝ所も存する。されば本書を複製するに當りては之等二三のものを比較して出來得る限り正確に、成る可く元の形を失はざる様表はしたく思つて之に努力し校訂した。尙之等二三のものを比較した中で、本書序文に「天門加藤誠之謙」とあるのは明治十二傑に掲載されたものに依りしが、筆者所有の寫本には天門が大門と誌されて居る。博士の自叙傳によれば、芝大門の附近濟松町にありし坪井塾に居られた頃、博士が始めて洋學を學べた大木仲盛、後に坪井芳洲と改名せられ、幕府の蕃書調所の教授となられた人であるが、此の人と矢張り蕃書調所の教授であつた川本幸民及び坪井信良の二氏との周旋で、蕃書調所教授手傳（洋學所の助教員）になられ、學校の藏書を自由に讀まれ得るに至りし所から本書を執筆せられたと云ふことであれば、或は最初大門と書かれ、後に進化論の影響を受けられた所などから天門と書き改められたのではなからうかとも思はれるのであるが、茲には暫く之に倣ひ天門と誌しておいた。

右様な譯で本書は蕃書調所の藏書を讀まれた所から執筆せられたと云ふことであるが、其の何れの書物によつて之を書かれたかに就いては博士は未だかつて之を云はれたこともない。静岡の葵文庫に現存せる、其の當時から傳はれる洋書に就いて見るも原本らしきものは見當らなると云ふことである。言葉々々に就いては支那譯に依られたものが多い様であるが、大體に於いては矢張り和蘭若しくは獨逸あたりの公民讀本の如きものによられたのではなからうかと思

はれる。何れにしても當時としてはよくその事柄が理解せられて居り、譯語に於いても議院を公會と云はれ、選舉法を拔擢法と云はるゝなど、面白くも意味の通するのが見られる。本書を執筆せられた眞意に就いては既に前掲の談話によつて明らかであらう。本文十一頁の下段、問の所に「若し三代の時の如き封建の世に之を用ひては其利害如何なるべきや」とあるは云ふ迄もなく之より我が國の當時の状態に照して議會制度を採用するの可否を論ぜられたものであらう。此の頃に於ける幕政を諷するが如き態度より轉ぜられて之に至られた所を見れば、次の答に於いて朝廷とあるは幕府のことであり、列藩會議的議會論を主張せられたものと解す可きであらう。（前掲尾佐竹博士著書参照）本書を不充分なものと思ひ、更に再び執筆せられて議會制度を説かれたものは慶應四年に新刻せられた、我が國に於いて初めて立憲政體なる言葉を用ひられた『立憲政體略』であり、鄰州との中間に位するものはプロックの著書を譯せられた『西洋各國盛衰強弱一覽表』（慶應三年）であると云はなければならぬ。加藤弘之博士は此の書の小引に於いて歐洲の強盛を説き、政體に由來するを述べて政體の區別を論ぜられて居る。されば之等三書は博士壯年時に於ける議會政治を説いた三部作とも言ふ可く、我が國に於ける立憲思想の發達に資すること多大なるものがあつたであらうと思はれる。尙博士後年の考に至つて之等に現はれた所と多少異なる所のものがある。次に掲ぐるは其の一端を著はせるものなれば之を掲げて筆を擱きたいと思ふ。

……小生が「鄰艸」を著したる頃は、小生の學問も猶甚だ淺くありましたゆへ、他の美を見て直に之に倣はんとの考を起したることなれども、更に歴史上のことから、又國家の現狀を考察して見れば、立憲政體を直に設立するは決して策の得たるものにあらずと存じたる故であつて、一言に申せば、幕府の時に立憲政體を立てねばならぬと考へたは全く書生論であつたのであります。(加藤弘之講演全集、卷末経歴概要より)

註、鄰艸の印刷せられしは明治十二傑に掲載されしものゝ外、加藤弘之講演全集第四冊に掲載されてある。

【明治文化全集】第七卷「政治篇」(昭和四年十一月發行)掲載

眞政大意

本書は加藤弘之博士大學大亟の地位に居られし時の著作で、天賦人權主義の思想によつて著はされ、明治三年七月刊行になり、立憲政體略の續編とも見る可きものである。之れより先明治二年四月博士は「非人穢多御廢止之儀」といふ建議案を公議所に出されて居り、之れにも既に幾分天賦人權主義の思想が現はれて居れど、此の書に至つてはそれが一層判きりと説かれて居り、當時の政治思想に影響を與へたものである。

先づ本の體裁から云へば、和綴ちで上下二冊になつて居り、上卷は三十八枚、下卷は三十六枚程のもので、下卷の跋文に「明治庚午天長節權大史生田精撰」とあれば、下卷は此の年の十一月以後に著はされたものと思はれる。谷山樓藏梓で有名なる日本橋の山城屋で賣捌いたものである。下卷々末に著者の著述目錄が載つて居り其内に「政學提綱、翻譯未成、原名エンシコロベデー・デル・スターツキツセンシャフテン、モール氏著」とあれど、之は後に果して著はされたものなりや疑はしく、「加藤弘之自叙傳」の年譜にも記されて居ない様であるが、兎に角其頃著者は此の様なものも既に讀まれて居つたことは之によつて想像せられるのである。

本書は當時のものとしては比較的碎けた調子で書かれて居り、大體は著者がしがきに書い

て居る通り、立憲政體の國々に於ける施政の心得とも云ふ可きもので、先づ最初に國政には治法と治術の二通りがあり、治法は治安の基本たる憲法制度を云ひ、治術は今日施行する治安の術で、此の二つは欠く可らざるもので、殊に治術は治法を定制したり改更したりするものなれば、第一の急務であると説き、本書に於いては尹の治術の大概を云はんと述べ、治術は確定せざるも大體定則があり、治國の本意を知る事で、それは云ふ迄もなく安民に外ならない。この安民と云ふ眼目を達すれば始めて眞政になるとなし、それには人の天性と國家政府の起源を知るが肝要と述べ、それより權利義務を説いて、人の天性には務めて束縛拘制を避け不羈自立を欲する情があり、此の情を施す權利と云ふものを人々はもつて居り、又其反對に人々は各々自己の本分を盡して、他人の權利を敬重し敢えて屈害しない所謂義務と云ふものがあり、此の二つが相須つて眞の權利ともなり義務ともなるものと説いてある。そして國家政府は此の人々の間の權利義務が都合よく行はれる様統制すべく出來たものとなし、國家政府と臣民との間にも權利義務があり、臣民は其生命と權利と私有との保護を受くる權利ありと述べ、之れが能く行はれるには憲法が必要なりとし、立法、司法、行政の三權に説き及び、君主擅制、君主專治を論じ、我が國體を説いて皇國の貴きを述べ、それより明君賢臣、暴君姦臣に就いて論じ、治人を俟つて治法を忽にするの誤りを述べて保護の行届かないのは眞治でないとい説かれて居る。

次いで臣民の政府に對する權利に就いて述べ、私權は萬民同一の保護を受く可き權利で、公權は憲法の制定に參預するの權利なりとし、前者に於いて天賦人權主義の思想を、後者に於いて立憲政體は民の心を以つて民を治むる所以となし、公議輿論に就いて解明したる上、之等を第一の要務となし、然し乍らそれは其國の事情によつて行ふ可きもので、時處を考慮し然る後に政體憲法を改む可きであり、文明開化の程度低き時に立憲政體を立つるの不可なるを述べて上卷は筆を擱いてある。

下卷に於いては政府の職掌を説いて、憲法を立て臣民の生命權利私有の三つを保護すればよしとする論と、保護のみでなく臣民に關することは總べて干渉す可きものなりとする論と二論あるを述べ、二者共に不可なるを論じてその中庸を得たる保護と勸導が必要にして、保護のみでなく、各方面に適當に勸導をなすが政府の職掌であり、之が眞政なりとし、干渉を排して止むを得ざることをのみを嚮導すべしとなし、貧富平均、厚本抑末論の不可を説き、利用厚生を論じて農工商の三鼎なるを述べ、租稅負擔の公平は可なるも、穀價平均は宜しくなく、その不可能なるを述べ、其間に或はコンミニズム、ソシヤリズムを紹介して嚴酷なる制度で有害なりとして反對し、救貧等の社會的施設の弊を述べ、或は又モノポリ、パテントを説明してパテントの良制度なるを説き、更に判然りと銘はうつてないが重商主義に論じ至り、自由貿易を説いて、結局自由主義の立場から壓制を嫌ひ、政府の職掌は保護すること、宜しく臣民を指導することにあり、但し之れも其國の文化の程度によつて行ふ可きもので、未開の國に於いては

又干渉も止むを得ずと論ぜられて終つて居る。

以上は本書の内容であるが、全體を通じては、その當時の邦人には耳新しいコンミュニズムソシヤリズム等、恐らくは之が我國に紹介せられた最初のものであつたらうと思ふが、之等のことより、モノポリ、パテント、庠序學校等に至る迄盛んに新しいことを述べ、或は又經濟上の新説を説いて盛んに新知識振りを發揮されてゐるのを見られるが、それよりも更に注意すべきことは、本書に於いて最も新しい立憲政體の國に於ける施政を紹介して論じられてゐるのもさることながら、嚴格なる階級制度の存した封建制度の崩潰して間もないときに、早くも堂々と權利義務を主張し、或は天賦人權主義のもとに人間々の平等を説いて政府は臣民の爲めに存し、臣民は政府の爲めに存するものでない、臣民は無暗に政府より干渉を受け、自由を拘束されるものでなく、政府は民の心を以つて民を治む可きもので、公議輿論を採りて憲法を制定し、臣民の生命權利及私有の三つを保護すれば、後は適當に勸導するのみで結構と説かれて居ることで、鄰章に端を發した一部の風潮が然らしめたからにもよらうが、封建時代の状態に比すれば随分思切つたことを言はれたものである。

本書には斯る其の當時としては些か進み過ぎた説もあれど、然し乍ら其の反面に於いては又學者的態度も現はれて居り、立憲政治を行ふに就いても無暗に行ふ可きものでなく、其の國の文化程度状態に由り、時處を考慮してなす可きを論じて居られ、此點林正明譯政學提綱(明治六

年、原書不明)に説く論旨と同一にして、又次の國體新論にも同一の論旨がフランスの議論として紹介されて居るが、此の論旨より見れば、後年板垣伯等が民撰議院開設の建白をなせし時博士之に反對せられ、世間より政府の提燈持ちであり木戸孝允より依頼されたる爲めなりと云はれしが、強ち左様でもなく、眞政大意に現はれて居る説と對照して見る時は、博士が自叙傳に「木戸氏は思慮深く、左様な卑劣な事をする人でなく、余も又心に背いた事を論ずるが如き人間でなく、反對論を發表前に木戸氏に相談したることなし」とあるのも自己辯解のみでなく、國會開會尙早論は既に本書發行の頃より抱かれし持論の現はれたのであり、博士が時には極めて大膽卒直に自己の意見を發表せられたれど、常に極めて保守的に實際問題に對する態度を執られて居つた現はれの一つを示して居る様に思はれるのであつて、此點進歩的、自由主義の内に保守論の萌が既に本書に存するのは此の書を読む者にとつて注意す可き點であり、後年博士が思想的に轉換せられ、本書を絶版にせられた顛末を知るの資となるであらうと思ふ。

著者小傳

明治年代の思想的先覺者であつた加藤弘之博士は舊但馬出石藩士加藤四郎兵衛氏の長男にして、天保七年六月二十三日但馬國出石城下谷山町の邸に生れ、母は錫子と云ひ、同藩山田考徳氏の女であつた。幼名は加藤家十一代目を表はすの意味を以つて通稱を土代士と名づけられ、後に弘藏と云ひ、實名は始め成之と云はれしも、後に誠之と改め、維新後は一稱にして弘之と

定められた。

此の年は諸國に飢饉起り、翌天保八年二月には大鹽平八郎の亂あり、社會上に種々の悲惨事が起り、穩ならざる年で、之に加ふるに斯の仙石騒動は其前年天保六年にあり、之が爲め出石藩のものは政治上、經濟上大に困り居り、殊に此騒動に關係淺からざりし加藤家には悲惨なる出來事多く、遂に之が爲め母君は病を得られ、博士を保育するに乳汁も出でず、生計の困難と相俟つて大に困窮せられし程で、博士は實に斯る時に呱呱の聲を揚げられたのであつた。幸にして博士は斯る間にも、無事成長せられしが、母君は遂に之れが原因となつて病軀、三十三歳にして博士十四歳の時他界せられたのであつて、博士は後に此時の不幸を追懷して屢々涙せられたと云ふことである。

斯くて母君に早く別れられた博士は又父君にも比較的早く別れ、博士二十歳にして江戸に遊學中、父君大病の報を得て歸國するの途中、用人兼小姓頭たりし父君は四十六歳にして逝去せられたのであつた。博士は斯くの如く比較的兩親運なかりしも、身自らは幸ひに、無事成長せられ、八九歳の頃より文武の修業を始め、三四の私塾に通ひたる後、十歳にして藩の弘道館に入學し、四書五經を學ばれたのであつた。當時は左様健康でもなく、靜かな仕事を好まれしも家代々甲州流兵學の師範であり、従つて先考も兵學師範役たりしを以つて、書籍上は勿論、練兵にも従事し且武技をも練習せられしが、此の所謂弘道館時代に始めて博士は藩の有志家多田

彌太郎なる人に接して、薰陶を受けられたのであつた。此の多田彌太郎なる人は初め經之、後に立德と名告り、勤王家にして但馬生野の騒動には澤主水正に屬し、生野の代官所を襲ひたる一人の謀主にして、後に此の事に由つて殺され、維新後從四位を贈られ招魂社に祀られた人で初め漢學の書生なりしも、後に長崎に遊び高島四郎太夫などに就きて西洋流の砲術を習ひたる人にして、博士十四五歳の時二十五六歳の年輩であつて、此の人によつて博士は西洋の我國と異り、秀れて居る事を知り、之れより西洋に目をつけ、其事情を知られんとしたのであつた。之れ博士が西洋學を修められた最初の動機にして、其後青年になりてよりは、西洋學を勉強するに藩の年寄役にして西洋流砲術を開いた堀新九郎氏に種々世話になり、便宜を得られたと云ふことである。其の頃外國より我國に攻め來るの風評頻りにあり、之に對し在來の軍學砲術では到底間に合はざるを博士の父君は知られ、旁々博士も子供心ながら多田氏の感化により西洋の事情を知るの必要を感じ、年十七歳にして嘉永五年三月、父四郎兵衛氏が用人役で江戸在勤を命ぜられたるに際して、兵學を學ぶ目的を以つて之に隨行し、始めて江戸に出られたのであつた。江戸に來てより後は最初一と先づ甲州流の兵學者を尋ねて兵學を學ばれしも、時勢は既に日本古來の兵學を以つて満足する能はざるに立ち至つて居り、遂に佐久間象山の門に入り、茲に洋式兵學及び砲術を學び、兼ねて蘭書の講釋を聞かれたるが、居ること一年有餘にして事情あり、嘉永六年歸國せられたのであつた。此の年ペルリ來朝、愈々西洋學を修むるの必要を

感じ、安政元年再び江戸に出でしも、既に佐久間象山は松陰吉田寅次郎の米船乗込の件に連り藩に幽閉されし時なれば、再び象山の門に入る博士の希望は達せられなかつたのである。されば博士は其の頃の洋學が翻譯書により、之に満足せられざりし折りなれば、幸ひと先考の許可を得、之を機會に芝濱松町の大木仲益の門に入り蘭學を始められたのであつた。

此の大木仲益なる人は醫者にして、有名なる蘭方醫學者坪井信道の高弟で且其女婿であり、後に坪井芳洲と改名し、更に又爲春と改名したる人で、後に蕃書調所の教授となり、更に又醫科大學の教員となりし人にて、博士は此の人に就きて蘭學を初め、之れより學習の困難と貧困とに打勝ち、大に刻苦精勵せられたのであつて、時に博士十九歳にして、ペルリ再び來り和親假條約を結べるの年であつた。

翌安政二年江戸に大地震あり、九月歸郷、先考の死に會ひ十月家督を相續、翌安政三年蕃書調所九段坂に設けられたる年、三たび江戸に來り從來の如く勉強、四年を経て二十五歳の時即ち萬延元年庚申閏三月櫻田變の後、幕府より蕃書調所教授手傳を命ぜられ、始めて書物を寫さずして得るの便宜を得、稀書も手に入り、家計も立つに至りしかば、文久二年市川齋宮の養女鈴子と結婚せられたのであつた。

之れより先博士は、普露西^{プロシヤ}が日本と修交をなさんと特命全權公使を派遣せし時に、プロシヤ國王より幕府に贈れる電信機械の使用方法を市川齋宮氏と芝赤羽根なる公使の旅館にて傳習を

受けし機會から獨逸語を學ぶに至り、和蘭文と獨逸文との對譯會話等に依つて學習し、茲に獨逸語學を初めて日本に開かれたのである。

斯くして博士は其家が代々甲州流兵學師範の家たりし所より兵學を學ぶを目的として江戸に出で、時勢に應じて西洋流兵學に移り、之を研究せんがために蘭學を始められしが、蕃書調所に入りて、從來未だ嘗つて見ざりし書物に接したると、當時我國に漸く英學、佛學、獨逸學開け來り、博士も蘭學の外に英學、殊に獨逸の書を讀まるゝに至りし事は、茲に從來の初志を變へ、思想も變化し來りて、新に哲學、社會學、道德學、政治學、法律學等に興味を持たれ、人は生れ乍らにして平等であり、天賦の權利を有するものであると云ふが如き思想に感服せられ此方面に研究を向けられたのであつた。而して其結果著はされたものは博士最初の著述「那草」であり、時に文久元年博士二十六歳の時にして、之れ我國に立憲政體を紹介した最初のもので場所を支那に藉りしより那草と名付け、幕府及び攘夷家を憚るの所から寫本で傳へられたのであつた。次いで著はされしは慶應元年出版の「交易問答」であり、(後に英人イムブリによつて翻譯されたり)夫れに續いては慶應三年に「西洋各國盛衰強弱一覽表」を、同四年には又「立憲政體略」を發表され、維新後に於いては明治三年に「眞政大意」の著述あり、八年には「國體新論」を著はし、盛んに新文化を我國に將來せられたのであつた。

之れより先博士は元治元年八月幕府の直臣に拔擢されて、開成所(蕃書調所の後身、洋書調

所となり更に開成所となる。准教授職に任ぜられ、次いで幕府瓦解の時に際し、慶應四年正月三十三日の時幕府の目付役になり、更に大目付役に進み、勘定頭を兼ね、明治政府になりて後政體律令取調御用掛を命ぜられて國典制定に與り、後學校權判事、會計官權判事、制度寮撰修等に任ぜられ、次いで又大學大丞、文部大丞、大外史、外務大丞等を歴任し、其間國法御會議に列し、明治三年より八年迄侍讀を兼ねて御前進講の榮を得、明治天皇、昭憲皇太后に奉仕するあり、八年には元老院議員に任ぜられしが、幾くもなく之を辭し、閑に居ること年餘、其間國法汎論、立憲政體起立史等を譯了せられたのであつた。又明治七年板垣伯等民撰議院開設の建議をなしたる時は、後藤、板垣、副島の三氏に書を送り、ビーデルマン等の説を引いて尙早論を唱へ、大に時論を駁して、之が爲め論争起り、板垣退助は古澤滋に答書を書かしめ、副島種臣及び福岡孝悌更に之を潤飾し、ミル、トクヰル等の説を引いて博士に答へ、又日新眞事誌に公にするあり、大井憲太郎は馬城台二郎の假名にて數回の論難を較し、更に森有禮の議院論批評となり、西周の反對説となり、津田眞道の賛成説となり、西村茂樹の建白となり、大井、古澤等日新眞事誌及報知新聞に據りて議院開設論を述べ、福地源一郎東京日々新聞に據りて加藤博士の尙早説に應援して政府を擁護する等、一時は世論嗷噪底止する所を知らざるが如き有様であつた。

夫れより博士四十二歳の時即ち明治十年二月には開成學校總理の職を文部省より囑托せられ

同年四月には東京大學の舊開成學校の分、即ち法、文、理學部の總理となり、又其後東京大學全部即ち法、文、醫、理の總理となり職に在ること九年、五十一歳の時、森有禮と學政上の意見合はざるより明治十九年一月元老院議員に轉じ、居ること四年、明治二十三年九月再び大學總長の職に就き、同年同月貴族院議員に勅選せられしが、不健康となり三年足らずにして明治二十六年三月大學總長の職を辭し、其後二十八年には宮中顧問官に成られた。又之れより先明治十二年東京學士會院成れる時其の會員に推選され、其後同院の會長、幹事等に數回選舉せられ、同院が帝國學士院になりても院長に選舉されて一期間之を勤め、三十三年には勳功により華族に列せられ男爵を授けられ、三十四年には東京帝國大學名譽教授になり、三十九年十二月には樞密顧問官に任ぜられ、又其の間明治二十一年には文學博士、明治三十八年には法學博士の學位を授けられ、或は高等教育會議々長、文學博士會々長等にも歴任せられたのであつた。斯くて博士は以上の如き重職に屢々就かれ國家並びに社會上に力を盡されしが、尙其他に次の如き事蹟あり、即ち明治二年四月會計官權判事たりし時には、天賦人權主義の平等思想より公議所に「非人穢多御廢止之議」なる建議をなし、大學に關係せられてよりは、明治十五年世を擧げて新文化輸入に急にして、歐化主義の盛んなりし眞中に、早くも日本固有の思想を研究するの必要ありとして、大學に古典講習科を置き、又身自らは非宗教論者なりしに拘はらず日本文化に至大の影響を與へたる佛教の研究を必要となし、大學に印度哲學科を置き、始めて

原坦山師を招聘して佛教の講義をなさしめし等のことあり、其の思想的生涯に於いて、從來はルーソー流の天賦人權説を執られ、人は平等にして天賦の權利を有するものなりと云ふが如き思想の持主であり、又之に依つて書物をも著はされしが、ブルンチュリーの書物を読み、モンテスキウの法の精神を読みより漸く思想も一變し、四十歳過ぎ頃よりは個人としての權利は平等なるも、人と人と相對比すれば優劣もあり、相違もあり、決して政治上平等に非らざるの學説を奉ぜられ、又バックルの英國文明史（此の書は早くより我國に紹介され、多く讀まれたもので、翻譯も三四ある）に自然科学によらざる歴史は眞の歴史に非らず、自然科学は總べての學問の本なりと論じあるを讀まれてより、自然科学に依據せざる、證據なき議論は總べて空論なりと云ふ思想に傾かれ、それよりダーウキンの進化論、スペンサー、ヘッケル其他の進化哲學の書を読み、遂に宇宙の唯一自然にして、超自然なるものゝ絶無なるを知り、茲に唯一自然主義を唱道せられ、宇宙觀人生觀を一變せられてよりは、ヘッケル、オストワルド、フェルウォルン等の説ける一元論（Monismus）と同一の説を執られ、宇宙は無始無終に自然的に存在するものにして、宇宙の本體は物質と勢力との合一體なりとの宇宙觀の上に立ち、その宇宙の本體より生ずる凡百の現象は唯自然法即ち因果法に支配さるゝものなりと説き、この新主義の下に、偶然にも前野蘭化先生が多年信奉せられたる學問を捨て、蘭學に移られし年と同じ四十七歳の時、即ち明治十五年には人權新説を著はし、國家學者、政治學者等の外にスペンサ

ー、シエフレール、リ、エンフェルト等の生物學的社會學者及びタイラー、ラボック、ベニシエール等の人類學及び人類學者等此の時代としては驚く可き程の多くの學説を取入れ、當時我國人の熱狂し居たる天賦人權説以外に尙生物學に基ける進化説の存する事を廣く紹介し、これが爲め博士の説を賛する者も又駁撃する者も共に進化論の研究に一心を傾注するに至り、我國に於ける進化説の普及に貢献せられ、（人權新説解題参照）之れよりは常に唯一自然と進化論とに基き、事實を重んじ、論談を排するの進化主義をとり、此の新主義のもとに博士は五十八歳のとき「強者の權利の競争」の著述ありて、邦文獨逸文にて發表され、その翌年明治二十七年には「道德法律の進歩」の刊行あり、六十五歳の時「道德法律進化の理」、七十一歳の時「自然界の矛盾と進化」の著述あり、又七十七歳の時には「自然と倫理」を著はし、終始一貫唯一自然主義を唱道して我國思想界に大なる影響を與へられ、又之等の思想より利己主義に進まれ、人類一切の行動は自己保存にあるを力説し、自己保存動向を以つて唯一利己的根本動向とし、利己が一次的にして利他が二次的に發呈し來れることを唱道し、物質主義、個人主義、科學主義及び大體之に伴ふ進歩主義のもとに、權利思想の發達を明にし、「利己主義」を高く掲げて、時として世人に仁、愛等の在來道德の根本を破壊し、如何にも温情なきが如く誤解せしめし程迄に自己の説を主張し、其の反面には又國家主義、保守主義と思はるゝ迄穩健なる思想を以つて實際問題に臨み、明治初年西洋文明を語る者は耶蘇教を口にせざるものなき程の時代に耶蘇教

を嫌ひ、耶蘇教征討大將軍など、自ら戯れられし程迄に國家主義の立場より耶蘇教を攻撃し、或は國會開設論の盛んなる時には、國會開設尙早を叫び、内地雜居論の唱へられし時には内地雜居尙早を主張し、熱狂せる世論に反對して時の評論界を賑はし、又學問上、思想上其他に於いて屢々論争をなし、即ち明治十五年には外山博士と人權新説に就いて論争あり、同年又田口卯吉氏譯の大英商業史に就いて同氏と論戦あり、明治二十年には「東洋の一大問題」を論じて外山博士と論戦し、二十二年には「廢娼妓と廢藝妓とは孰れが急務なるか」の論文に就いて外山博士と論争あり、明治三十五年には井上哲次郎博士の「倫理と宗教」を批評して同氏との間に論争せられ、明治の學界思想界に活氣を與へられたのであつた。

斯くて博士は一生を通じて眞理を愛せらるゝこと最も深く、努力精進、常に自説を鍊磨して之を主張すること強く、終始一貫世の毀譽褒貶に拘はらず、明かに自己の學説を公表し、論敵と戦はるゝに際しては飽く迄も秋霜、後進を指導せらるゝに當りては春風の如き態度を以つてせられ、明治年代新文化創設に際して、我學界並びに思想界に大なる貢獻をなし、大正五年二月九日東京にて逝去せられたのであつた。其の主なる著述先に掲げたるの外次の如し。

國家の統治權 責任論 基督教の害毒 天則百話 學問の話 新文明の利弊 加藤弘之講演集 學説乞丐袋 新常識論 人性の自然と我邦の前途 迷想的宇宙觀

『明治文化全集』第五卷『自由民權篇』（昭和二年十一月發行）掲載

國體新論

眞政大意が主として立憲國の施政方策を説いたものであれば、本書は更にそれより一步を進めた博士の國家哲學である。博士は此の書を最後に、之れより後は天賦人權主義を改め進化主義に由られたのであつたが、本書に於いては未だ天賦人權説遼奉時代の博士の考がよく現はれて居り、従つてまた當時の自由民權論者の典據となつたことは云ふ迄もなく、歴史的に見て面白いものである。

本書は博士が宮内省に仕へ、侍讀となりて明治天皇に歐米の政體、制度、歴史等の概略を御進講申し上げし時代の著作で、其内容とする所は全體で總論の外に七章に分れて居り、和綴ち一冊本で三十枚程のもので、二三異版あり、木版、活字版兩様ありて、明治七年十二月官許、八月出版になり、谷山樓藏梓、日本橋通二丁目稻田佐兵衛の發賣にて、各章に於いて説けることの大體は次の様である。

先づ第一總論に於いて、文明開化未全の國では未だ嘗て國家君民の眞理を悟らず、天下の國土は悉皆一君主の私有物で、其内に住する人民は悉皆一君主の私有臣僕と見做し、君主は人民を自由に制馭するを得べく、臣僕は只管君命是れ聽て、善惡邪正を論ぜず君命の儘に一心之に

奉事するを眞誠の臣道なりと思ひ、是を以つて其の國體の正しい所以となすが如き野鄙陋劣な風俗が存するが、斯かる國に生れた人民は不幸なもので、國家君民の眞理に戻り、人民の安寧幸福を得るに至らない。詩經に普天率土王土王臣とあり、孟子が富有天下と云ひしなどは誤りである。然し乍ら流石支那は早く開けた國だけに、國家君臣の眞理に協へる論もあり、尙書に民惟邦本とあり、帝範に民者國之先國者君之本と云ひ、孟子も又一方には民爲貴社稷次之君爲輕と云つて居り、實に感稱すべき論説もあるが、然し多くは尊王卑民の説を唱へ、我が國の國學者も、中には愛國の切なるの餘り陋見鄙説に囚はれて居るものもありと述べ、それより、支那を始め總て開化未全の國では動もすれば、國家上の事に天神を引合ひに出すが、神政的國家は不合理なりと論じ、公明正大な國體をこれより示さんと述べて語を結び、次に

第一章に於いては國家起源説には五説あるも、之等の説は何れも根本的なものでなく、アリストテレスが人は社會的のものにして政治的動物なりと云ひし如く、相結びて國家を成す可き天性が人にありて、國家は成立するものとなし、

第二章に於いては國家成立の目的は、安寧幸福を求むるにありとし、それには人民を主眼として、政府は人民を保護勸導して、安寧幸福に導く可きものとなし、

第三章に於いては天下の國土は一君主の私有ではなく、人民も之を私有するの權ありと述べ維新後私有地を認許し、地券の制を設けられたのは實に良政なりと説き、私有地と雖も之を管

轄する權利は君主政府にありと述べ、

第四章に於いては君主政府の職掌は概して之を言へば人民を保護し、其生命と權利と及び所有を安全ならしめ、人民を勸導して其風俗と知識と及び諸業の開明を補益するの外一事もなく君主政府の人民に対する權利及び義務は唯此職掌上に存するのみと述べ、それより之を説明して政府は治安に關係ない以上、人民の私事に亘りて迄之を裁制する事能はずと説き、然し乍ら往々政府は此の自由權に迄權を恣にする所から、歐洲各國は立法府を置き、司法權を獨立ならしめて此の弊を除き、立憲政體に至れることを説いて、此の立憲政體は良正善美なれども、國の文化の程度によつて行ふ可きもので、無暗に行ふ可きものでないと説き、

第五章に於いては人民の君主政府に対する權利義務を述べ、人民は政府に保護を求むる權利を有するの外、立憲國に於いては政治に參與するの權利あり、然し乍ら之は萬民に悉く許さる可きものでなく、ゼー・エス・ミルは婦人にも參政權を與へる可きものとなせども之は未だ問題なりとし、人民は義務として君主政府の命令と處分に恭順するの外、納税、兵役等の義務あることを述べ、

第六章に於いては、人民には生命保全の權利、身體自由の權利、所有の權利、信教自由の權利、結社の權利等の天賦の自由權あれば、各人は自由の精神を備へ、卑屈心に囚はれ心の奴隷とならざる様、君主政府の命令處分は、之を遵奉するを常則とすれども、自己の心は失はざる

様務む可きものとなし、

第七章に於いては以上の數章に亙りて説けることは、國家君民の眞理であつて、君民双方の權利義務及び其の他の關係、以上論ずる所の理に合するときは始めて公明正大な國體となり、政體は此の眼目たる國體に達する方法であり、政治の形貌にして實事に非らざれば、各國必しも一樣でなく、其の國古今の沿革由來及び其の人情風習によりて撰定さる可きものとなし、英米佛の例を引いて政治の善惡公私必しも政體に由らざることを述べて筆を擱いてある。

以上は各章に於ける大要を述べたのであるが、概して之を言へば從來國學者或は漢學者の論じた國體論には、動もすれば臣民たるものが總べて君主の心に服従するが第一の義務であり、何事も君主の心に随つて一心に仕ふるのが臣民たるものゝ節義でありと爲せど、博士はさうばかり云つては悪い。人間には天賦の權利があれば、是迄の論と異つて、君主政府は民の心を以つて民を治む可きものであると云ふが如き意味を説かれたもので、今日から見れば左程でもないが、その當時にあつては新奇な議論で、從來の國體論と異なる所から新論と名づけられたと云ふことであるが、(太陽第五卷第十二號明治十二傑參照) 在來の國體觀に比すれば思切つて大膽に書かれたもので、博士の思想的生涯から云へば、當時の思潮が然らしめた爲めでもあらうが、少しく脇道に入られた議論の様であつた。従つて本書は其の頃非常に問題となつた書物で當時の新思想家たる自由民權論者などは、之に味方し立論の根據となし、國學者漢學者等の中

の守舊論者は之に反對して、大學總理の言として不都合なりとし、海江田信義などは大に怒られたと云ふことであり、又世古某は三條公に迫りて議論したと云ふことであるが、(註一參照) 之等の反對が果して、本書の根本思想をなす天賦人權説に對して、あつたらうかは問題であり少くとも神道家の本書に對する直接の非難は他にあつたのでないかと思はるゝ點もあれど、博士は之に對して、天賦人權説は世間に問題となりし頃には、既にバックルの英國文明史、ダーウキンの進化説等の影響によつて妄想なるを知り、從來の著述を取り消すには先づ新主義の著書を出さざれば不都合なりと思ひ取、急ぎ新主義の著述に従事して居た最中であつたと云はれて居り(加藤弘之自叙傳、太陽臨時増刊明治十二傑、加藤弘之講演集經歷概要參照) 明治十二年十一月東京愛宕下青松寺で開かれた講談會で天賦人權説を駁せられて居り、又十三年三月七日東京東兩國中村樓にて開かれたる講談會に於ても天賦人權論に反對せられて居りし程なれば本書に於いても漸く自己の主義の變じたと、旁々政府の希望も内々ありしかば、先きに同主義のもとに書かれたる立憲政體略並びに眞政大意とともに本書を遂に自から進んで絶版にせられたと云ふことである。

斯く博士自からの意志を以つて本書を絶版にせられ、其流布を止められんとせしも其の甲斐左程になく、殊に明治十四年十月廿參年を期す國會開設、詔勅の出づるに及び、博士の許諾なくして本書を出版するの書肆も出づるに至り、これが取締りに困ぜられしかば、博士は遂に内

務省に取締りを願はれ(註二)又自分自から新聞廣告をせられて、本書の根本思想は、現在の自説と異なる事を宣言せらるゝに至つたのである。(註三)彼様にして本書を絶版にせられてよりは、愈々進化主義に移られ新主義のもとに明治五年十月人權新説を著はされたのであつたが、之等の事から見て、實に本書は歴史的に意義深い文献であると云はなければならぬ。

註一、評論新聞第三號、明治八年四月、掲載

加藤弘之國體新論ヲ著シテ紛議生シタル話并評

頃日侍讀加藤弘之ノ著述セル國體新論刊行アリシガ大ニ物議ヲ生シ中ニモ世古某ナル者ハ其三條公へ迫リ議論シタル由斯ル文明開化ノ世ニ尙頑固家ノ多キニハ困リ果タルモノナリト歎息スル人アリ

芳丹云世古某ナルモノ國學者ニ非ザレハ未タ必スヒールノ美味石室ノ宏敞ヲ知ラザル僻邑ノ人ナラン又同氏ヲ誹ル者ハ洋學者ニ非ザレバ必ズ政府ヲ倒サント欲シテ民權ヲ主張スル先生ナラン予未ダ何レカ辯スル所ノ甚キヲ知ラサルナリ

尙評論新聞第二號にも本書に就て記事あり、

註二、内務省達乙第五十九號

府 縣

今般東京府士族加藤弘之著述同人藏版眞政大意并國體新論ト題スル兩書記載之主旨

ナルヲ知了シ後生ヲ誤ルノ恐アルヲ以テ絶版届出候ニ付右兩書ハ自今販賣差止候條其旨可相心得此旨相達候事

明治十四年十一月二十二日

内務卿山田顯義

加藤弘之博士の言に依れば立憲政體略をも同時に絶版にせられたるが如くあれども、右達に記載なきは注意すべき事と思ふ。

註三、加藤弘之博士の廣告、明治十四年十一月二十四日郵便報知新聞掲載

廣 告

凡四五百年以降歐洲ニコペルニクス、ガリレオ、ニウトン等諸哲輩出シ次テ近世又ラマルク、ギユート、ダルキン等諸哲輩出シテ専ラ實驗ニ由テ萬物ノ理ヲ研究セシヨリ形而下ノ學即物理ノ學ハ遂ニ從來妄想ニ生シタル謬見ヲ脱シテ眞確ノ主義ヲ得タリシカ近今ニ及ヒテハ形而上ノ學即哲學政治學ノ如キモ亦タ此物理ノ學ノ被補ニヨリテ漸ク實事ニ就テ研究スルヲトナリシカハ遂ニ從來ノ空理ヲ棄テ眞確ナル主義ヲ得ルニ至ルヘシ實ニ形而上ノ學ノ大ニ面目ヲ一新スルノ日ハ蓋シ甚タ遠キニアラサルヘシト信ス然ルニ拙著眞政大意國體新論等ノ如キハ余カ未タ右等ノ理ヲ知ラサル時ニ於テ著作セシ書ナレハ今日ヨリ之ヲ視ルニ謬見妄説往々少カラス爲メニ後進ニ甚タ害アルヲ覺フレバ漸次著作ヲ以テ其非ヲ辨シ併セテ眞理ヲ講セント欲スレド此等ノハ固ヨリ速ニ爲シ得ヘカラザルヲナレハ先ツ今回右等ノ書ヲ悉ク届